

2026

消 防 年 報

札幌市消防局 No. 74

本書を利用される方へ

1. この年報は、本市の消防事情を紹介するとともに、今後の消防行政運営上の参考として役立たせるために、基本的な統計資料を中心に収録したものである。
2. この年報は、令和7年の資料を主に収録し、比較対象として過去数年間の統計を掲げている。
3. この年報において、令和7年中とあるのは暦年間（1月から12月）、令和7年度中とあるのは会計年度間（4月から翌年3月）、令和何年何月何日現在とあるのは、その日現在の事実である。
4. 人口、世帯数及び面積については、本市まちづくり政策局の資料によるものである。
なお、人口については、特に記載のない限り住民基本台帳に基づいている。
5. 統計表に使用している符号は次のとおりである。
 - － 皆無又は該当数字のないもの
 - … 資料がなく数字の得られないもの
 - △ 減を示したもの

目 次

総 務

管 内 情 勢	1
消防施設配置図	2
組 織	
消防局・消防署の機構	3
消防局の機構と事務分掌	3
消防署の機構と事務分掌	4
職 員	
概 要	5
職 員 定 数	5
職員配置状況（現員）	6
職員年齢状況	7
職員勤続年数状況	8
職員任免状況	9
資格（特殊技能）取得状況	9
予 算	
消 防 予 算	10
令和8年度主要事業概要	11
施 設	
消防施設の概要	12
消防ヘリコプター	16
消防車両配置状況	17
研 修・訓 練	
研修実施概要	18
学校研修実施状況	21
部研修実施状況	22
委託研修（消防大学校研修）実施状況	23
委託研修（資格取得研修）実施状況	23
市民見学等の対応状況	23

研 究・開 発

札幌市消防局における科学研究体制の概要	24
---------------------------	----

音 楽 隊

音楽隊の概要	25
音楽隊活動状況	25
音楽隊員配置状況	25

予 防

火 災 予 防

火災予防の概要	26
予防広報状況	27
幼年・少年消防クラブの結成状況	28
幼年・少年消防クラブの活動状況	29

査 察

指定対象物状況	30
指定対象物立入検査実施状況	31
防火管理者の選任と消防計画の届出状況	32
各種届出状況	32
高層建築物等状況	32

消 防 同 意

建築物の同意処理状況の推移	33
消防同意事務処理状況	34

危 険 物

危険物施設状況	35
危険物施設立入検査・指導実施状況	36
危険物関係事務処理状況	37

防火協力団体

札幌防火委員会連合会（各区防火委員会）	39
各区少年消防クラブ協議会	39
札幌防火管理者協会	40
札幌危険物安全協会	40
札幌石油燃焼器具整備業協議会	41

ガス・火薬

ガス関係事業所等状況	42
ガス関係申請・届出状況	43
火薬関係事業所等状況	44
火薬関係申請・届出状況	44

火 災

火 災

火 災 の 概 要	45
火災発生状況	46
区別火災件数	46
原因別火災件数	47

警 防

警 防

警防活動の概要	48
行政区別火災出動状況	49
月別火災防ぎょ状況	49
行政区別火災以外（危険排除）の出動状況	50
主要警防資機材現有状況	51

水 利

消防水利の概要	53
消 防 水 利 状 況	53
消 防 水 利 一 覧	54

救 急

救急業務の概要	55
救 急 業 務 状 況	57
救急業務の推移	58
行政区別・月別・曜日別救急出動状況	59
救急隊別出動状況	60
時間別救急出動状況	61
性別・年代別搬送状況	62
事故種別救急状況	63
市内・市外・国外居住別・診療科目別搬送状況	65
医療機関別搬送状況	65

事故別不搬送扱いの内容	66
救急隊員が行った応急処置	66
応急手当に関する各種講習実施状況	67

救 助

救助業務の概要	68
救助出動・事故種別比較	68
救助出動・活動状況	69
要因別救助活動状況	70
行政区別救助出動状況	71

航 空

航空業務の概要	72
月別ヘリコプター活動状況	72
ヘリコプター活動状況	73
月 別 飛 行 時 間	73
災害種別出動件数	74
災害活動以外業務別飛行件数	75

指 令

指令業務の概要	76
通 報 受 付 状 況	77

応 援 協 定

応援協定の概要	78
応援協定に基づく出動状況	78

消 防 団

消 防 団

消防団の概要	79
消防団員定員現員状況	80
消防団員任免状況	80
消防団員表彰状況	81
消防団員出動状況	81
年齢別消防団員数	82
勤続年数別消防団員数	82
職業別消防団員数	83
消防団施設・機器配置状況	83

付 録

沿 革	84
歴代消防局長	115
札幌市消防団・分団の変遷	116
消防職・団員数などの推移(1)	117
消防職・団員数などの推移(2)	118
主要原因別火災件数の推移(1)	120
主要原因別火災件数の推移(2)	122
救急業務の推移(1)	124
救急業務の推移(2)	126

総務

管内情勢

北海道の西部に広がる石狩平野の南西部に位置する本市は、北海道開拓の拠点として創建され、以来 140 年余りの間に、190 万人を超える人口を擁する大都市に成長し、行政、経済、文化などあらゆる分野で日本における北の中核都市としての役割を果たしている。

また、年々都市化が進展し、都市部における中高層建築物の増加や地下施設等の拡大、周辺部においては団地、住宅地などの整備が進むなど、都市の様相は日ごとに変化している状況にある。

本市の行政区面積、世帯数、人口などは下記のとおりである。

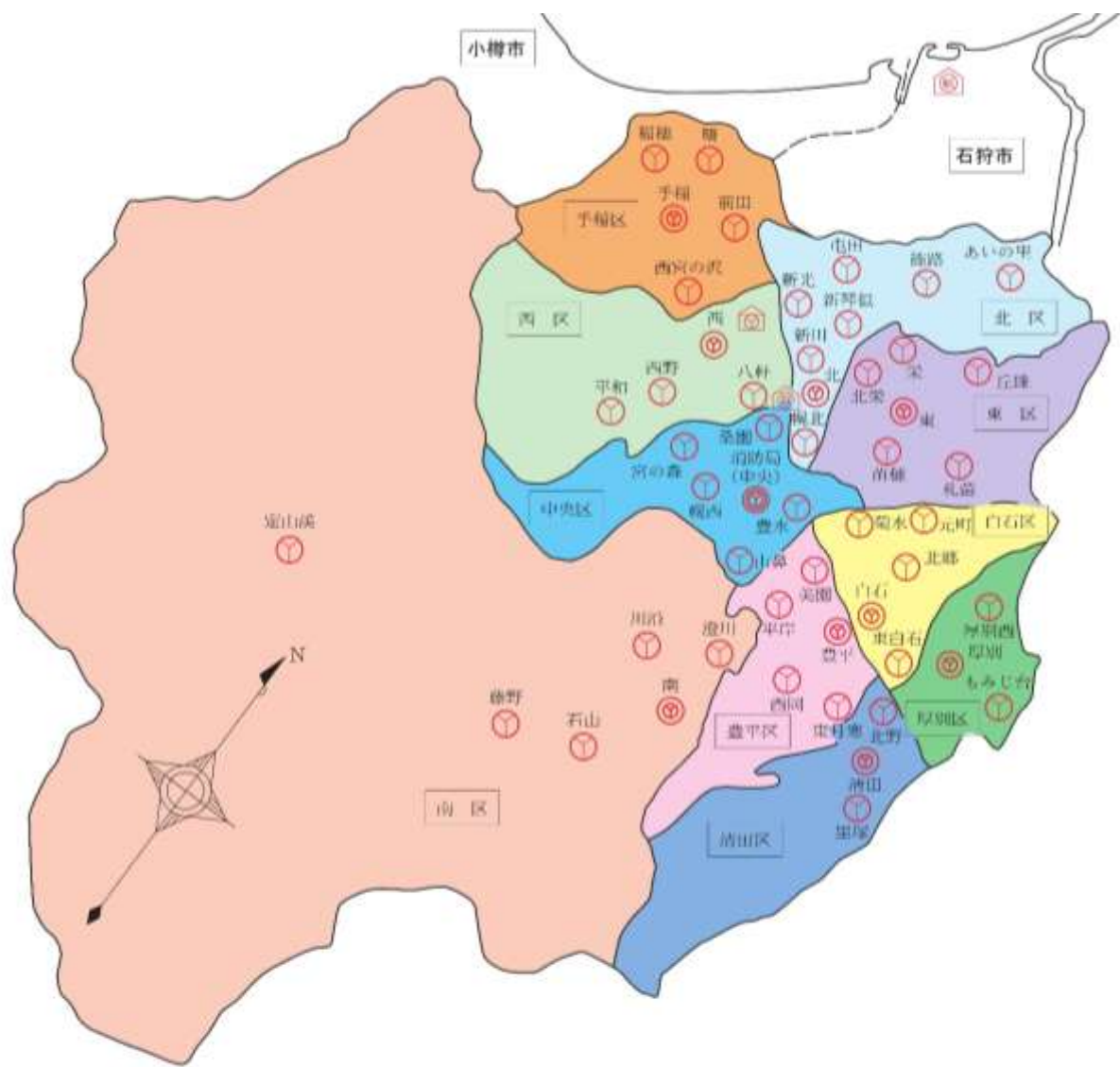
(令和 8 年 4 月 1 日現在)

消 防 署	管轄区域	総 面 積 (km ²)	世 帯	人 口
総 数	一 区	1,121.26	1,125,002	1,952,700
中 央	中 央 区	46.42	156,217	246,195
北 東	北 東 区	63.57	158,686	283,047
白 石	白 石 区	56.97	149,498	260,576
厚 別	厚 別 区	34.47	131,129	214,188
豊 平	豊 平 区	24.38	67,467	122,166
清 田	清 田 区	46.23	138,837	228,845
南 西	南 西 区	59.87	53,850	107,840
手 稲	手 稲 区	657.48	73,776	131,784
		75.10	123,429	219,253
		56.77	72,113	138,806

(令和 8 年 4 月 1 日現在)

消防局・署	出張所	消防吏員	1 km ² 当たり		消防吏員 1 人当たり		
			世 帯	人 口	面積 (km ²)	世 帯	人 口
総 数	41	1,719	1,003	1,742	0.65	654	1,136
消 防 局	—	196	—	—	—	—	—
中 央	5	199	3,365	5,304	0.23	785	1,237
北 東	7	209	2,496	4,453	0.30	759	1,354
白 石	5	186	2,624	4,574	0.31	804	1,401
厚 別	4	155	3,804	6,214	0.22	846	1,382
豊 平	2	104	2,767	5,011	0.23	649	1,175
清 田	4	155	3,003	4,950	0.30	896	1,476
南 西	2	89	899	1,801	0.67	605	1,212
手 稲	5	168	112	200	3.91	439	784
	3	142	1,644	2,919	0.53	869	1,544
	4	116	1,270	2,445	0.49	622	1,197

消防施設配置図（令和 8 年 4 月 1 日現在）

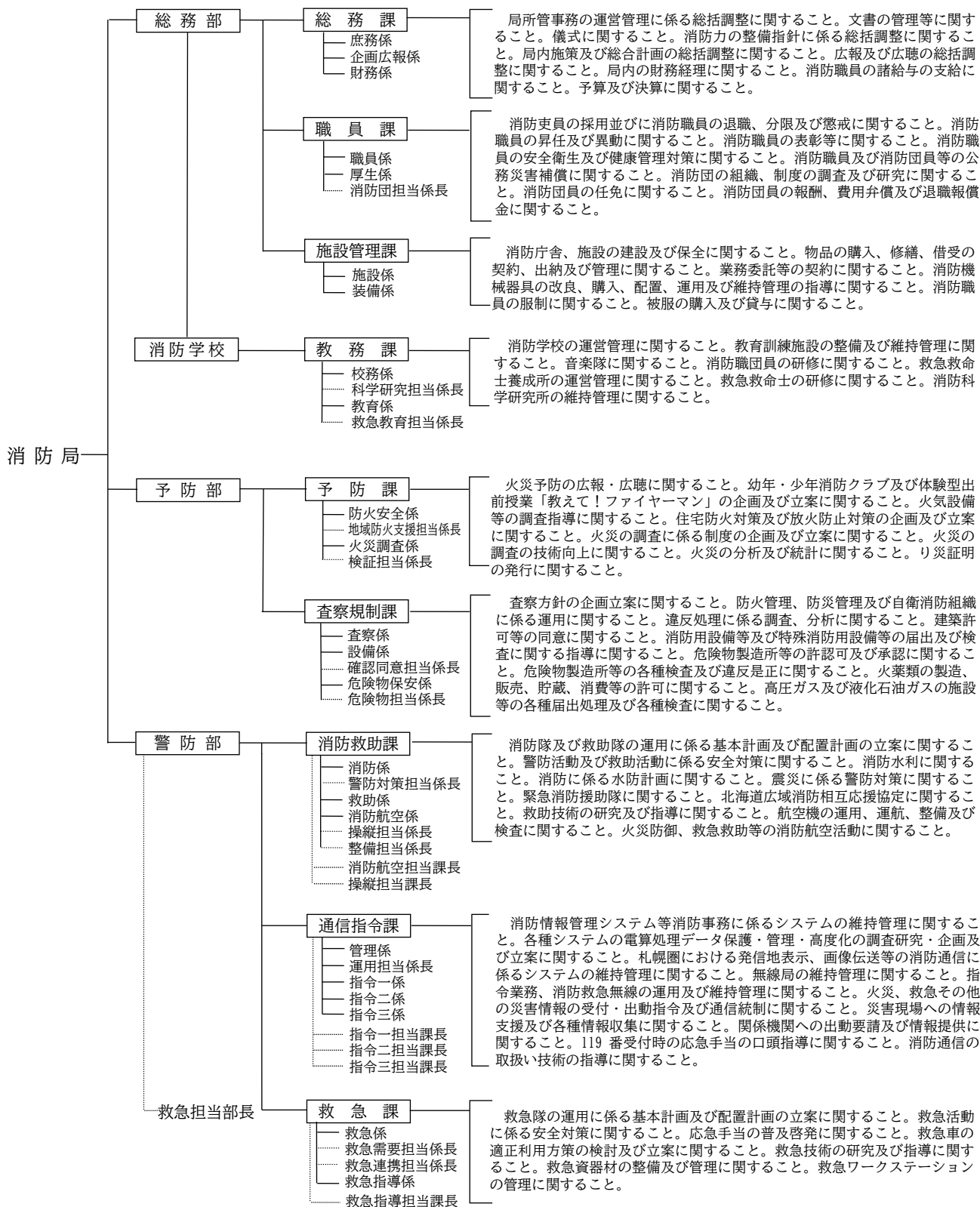


		区 界	
凡		消 防 局 (中央消防署併設)	1
		消 防 署 (中央署を含まない)	9
		出 張 所	41
		消 防 学 校 消防科学研究所 救急救命士養成所	1
例		航 空 隊	1
		救急ワーク ステーション	1

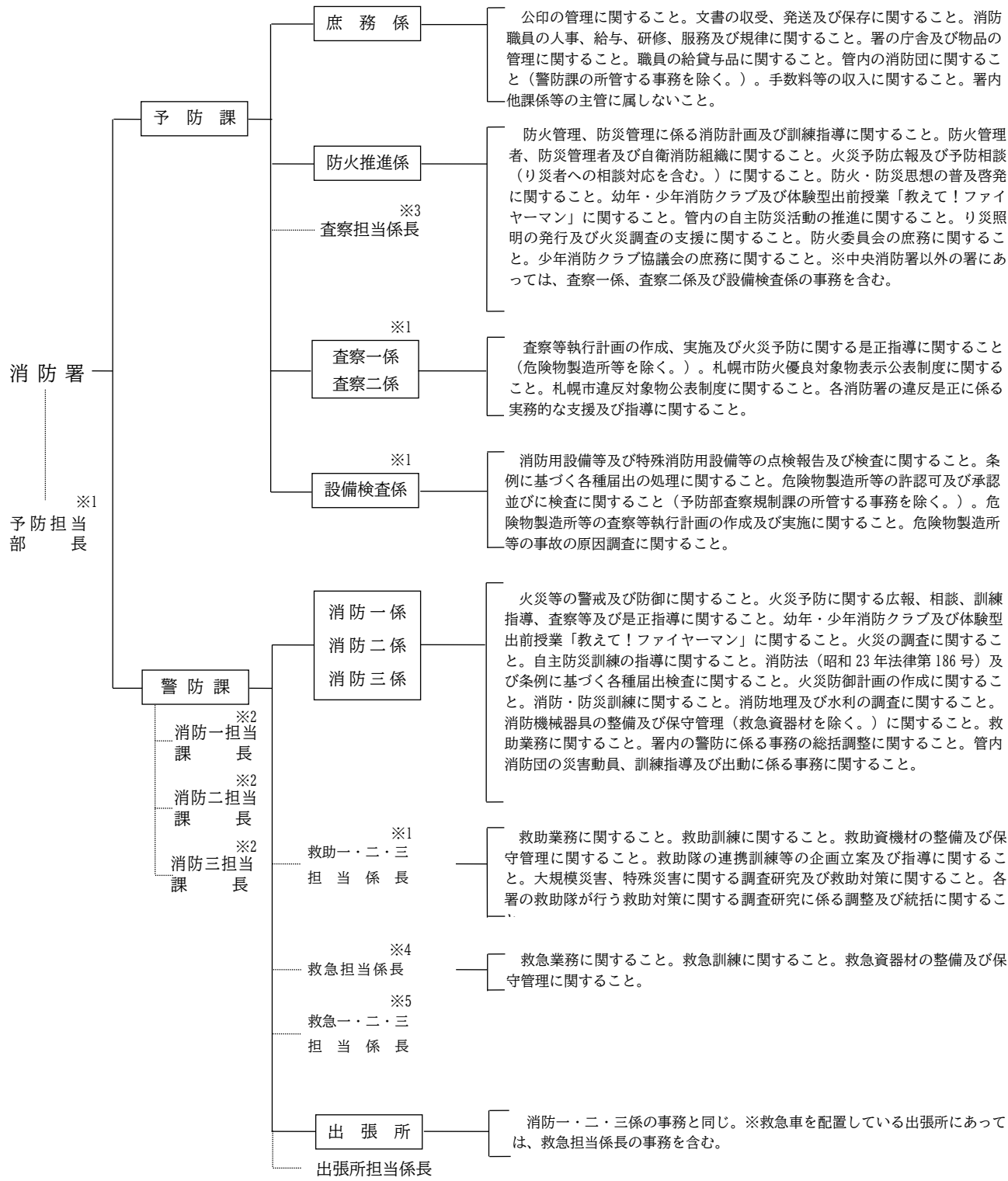
消防局・消防署の機構

本市消防は、消防局（本部）及び1行政区1消防署制からなり、消防局は3部1消防学校9課24係、消防署は10消防署（各署2課5係〔中央署は8係〕）41出張所で構成され、令和8年度職員定数は1,745人で、現有数1,719人となっている。

消防局の機構と事務分掌（令和8年4月1日現在）



消防署の機構と事務分掌（令和 8 年 4 月 1 日）



※1 中央消防署のみ
※2 厚別消防署、清田消防署、南消防署、手稲消防署を除く
※3 中央消防署を除く
※4 中央消防署及び東消防署を除く
※5 中央消防署及び東消防署

職 員 概 要

1. 職員定数と配置状況

令和 8 年度の職員定数は 1,745 人であり、うち 1,736 人が消防吏員である。

令和 8 年 4 月 1 日現在の消防吏員の現員数は、消防局 196 人、消防署 1,523 人の計 1,719 人、定数外となるその他の出向（派遣・育休・休職・初任教育等の職員等）の消防吏員数は、計 99 人である。

2. 任 用 状 況

令和 7 年度の採用試験は、受験者総数 318 人を対象に実施し、大学の部 38 人、短大の部 21 人、高校の部 26 人の 85 人が合格し、うち 76 人を採用した。

また、消防吏員の昇任試験については、受験者総数 740 人（うち 1 次免除者 16 人）を対象に実施し、消防司令試験 11 人、消防司令補試験 24 人、消防士長試験 39 人が合格している。

消防吏員の再任用については、令和 8 年 4 月 1 日から 58 名（任期更新 58 名を含む）をフルタイムで再任用した。

職員定数（過去 5 年間）

（単位：人）

年 度	総 数	消防吏員	消 防 事 務 職 員 等		
			事 務	技 術	業務・技能
令和 4	1,733	1,723	10	-	-
5	1,733	1,723	10	-	-
6	1,733	1,724	9	-	-
7	1,745	1,736	9	-	-
8	1,745	1,736	9	-	-

職員配置状況（現員）（令和８年４月１日現在）

（単位：人）

所 属	総 数	消 防 吏 員									消 防 事 務 職 員 等								
		計	局長職	部長職		課長職	係長職	一般職			計	事務・技術職員					業務職員	技能職員	
			消防司令監	消防正監	消防監	消防司令長	消防司令	消防司令補	消防士長	消防副士長		消防士	局長職	部長職	課長職	係長職			一般職
総 数	1,726	1,719	1	6	9	54	224	452	569	-	404	7	-	1	1	1	4	-	-
総務部	69	64	1	1	-	4	15	29	12	-	2	5	-	1	-	-	4	-	-
総務課	20	17	1	-	-	1	3	9	3	-	-	3	-	1	-	-	2	-	-
職員課	14	13	-	-	-	1	4	3	5	-	-	1	-	-	-	-	1	-	-
施設管理課	15	14	-	-	-	1	2	7	4	-	-	1	-	-	-	-	1	-	-
教務課	20	20	-	1	-	1	6	10	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-
予防部	41	40	-	1	-	2	8	17	12	-	-	1	-	-	-	1	-	-	-
予防課	18	17	-	1	-	1	3	8	4	-	-	1	-	-	-	1	-	-	-
査察規制課	23	23	-	-	-	1	5	9	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
警防部	92	92	-	1	1	8	15	40	26	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
消防救助課	26	26	-	1	-	3	6	13	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
通信指令課	49	49	-	-	-	4	5	17	22	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
救急課	17	17	-	-	1	1	4	10	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中央消防署	199	199	-	1	1	5	24	56	64	-	48	-	-	-	-	-	-	-	-
予防課	26	26	-	1	1	1	5	11	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
警防課	173	173	-	-	-	4	19	45	57	-	48	-	-	-	-	-	-	-	-
北消防署	209	209	-	1	-	5	24	51	69	-	59	-	-	-	-	-	-	-	-
予防課	16	16	-	1	-	1	3	5	5	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
警防課	193	193	-	-	-	4	21	46	64	-	58	-	-	-	-	-	-	-	-
東消防署	186	186	-	-	1	5	20	47	62	-	51	-	-	-	-	-	-	-	-
予防課	18	18	-	-	1	1	3	7	4	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-
警防課	168	168	-	-	-	4	17	40	58	-	49	-	-	-	-	-	-	-	-
白石消防署	155	155	-	-	1	5	19	37	55	-	38	-	-	-	-	-	-	-	-
予防課	15	15	-	-	1	1	4	7	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
警防課	140	140	-	-	-	4	15	30	54	-	37	-	-	-	-	-	-	-	-
厚別消防署	105	104	-	-	1	2	13	22	36	-	30	1	-	-	1	-	-	-	-
予防課	13	12	-	-	1	1	2	4	4	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-
警防課	92	92	-	-	-	1	11	18	32	-	30	-	-	-	-	-	-	-	-
豊平消防署	155	155	-	1	-	6	18	36	55	-	39	-	-	-	-	-	-	-	-
予防課	16	16	-	1	-	2	2	7	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
警防課	139	139	-	-	-	4	16	29	51	-	39	-	-	-	-	-	-	-	-
清田消防署	89	89	-	-	1	3	13	20	30	-	22	-	-	-	-	-	-	-	-
予防課	12	12	-	-	1	1	3	2	4	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
警防課	77	77	-	-	-	2	10	18	26	-	21	-	-	-	-	-	-	-	-
南消防署	168	168	-	-	1	2	19	41	56	-	49	-	-	-	-	-	-	-	-
予防課	14	14	-	-	1	1	3	3	5	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
警防課	154	154	-	-	-	1	16	38	51	-	48	-	-	-	-	-	-	-	-
西消防署	142	142	-	-	1	5	17	31	52	-	36	-	-	-	-	-	-	-	-
予防課	16	16	-	-	1	1	4	5	4	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
警防課	126	126	-	-	-	4	13	26	48	-	35	-	-	-	-	-	-	-	-
手稲消防署	116	116	-	-	1	2	19	25	40	-	29	-	-	-	-	-	-	-	-
予防課	12	12	-	-	1	1	4	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
警防課	104	104	-	-	-	1	15	22	37	-	29	-	-	-	-	-	-	-	-
その他計	101	99	-	-	1	2	7	6	4	-	79	2	-	-	1	1	-	-	-
派遣（財団）	4	2	-	-	1	-	-	1	-	-	-	2	-	-	1	1	-	-	-
研修派遣等	4	4	-	-	-	-	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
市長部局出向	8	8	-	-	-	2	4	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
新採用職員	74	74	-	-	-	-	-	-	-	-	74	-	-	-	-	-	-	-	-
休職・育児休業	11	11	-	-	-	-	1	1	4	-	5	-	-	-	-	-	-	-	-

職員年齢状況（令和 8 年 4 月 1 日現在）

（単位：人）

年齢	比率（％）	総数	消 防 吏 員										消防事務職員等			
			計	局長職	部長職		課長職	係長職	一般職				計	事務・技術職員	業務職員	技能職員
				消防司監	消防正監	消防監	消防司令長	消防司令	消防司令補	消防士長	消防副士長	消防士				
平均年齢	-	40.43	39.44	58.00	57.33	56.33	54.31	50.97	46.01	36.36	-	27.3	41.43	41.43	-	-
総 数	100	1,726	1,719	1	6	9	54	224	452	569	-	404	7	7	-	-
18 歳	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
19 歳	0.7	12	12	-	-	-	-	-	-	-	-	12	-	-	-	-
20 歳	0.5	9	9	-	-	-	-	-	-	-	-	9	-	-	-	-
21 歳	1.3	23	23	-	-	-	-	-	-	-	-	23	-	-	-	-
22 歳	1.0	18	18	-	-	-	-	-	-	-	-	18	-	-	-	-
23 歳	2.6	45	45	-	-	-	-	-	-	-	-	45	-	-	-	-
24 歳	2.9	50	50	-	-	-	-	-	-	-	-	50	-	-	-	-
25 歳	2.8	49	49	-	-	-	-	-	-	1	-	48	-	-	-	-
26 歳	2.4	42	42	-	-	-	-	-	-	3	-	39	-	-	-	-
27 歳	3.1	54	54	-	-	-	-	-	-	9	-	45	-	-	-	-
28 歳	3.1	54	54	-	-	-	-	-	-	19	-	35	-	-	-	-
29 歳	3.1	54	54	-	-	-	-	-	-	27	-	27	-	-	-	-
30 歳	2.9	50	48	-	-	-	-	-	-	34	-	14	2	2	-	-
31 歳	3.0	52	52	-	-	-	-	-	-	43	-	9	-	-	-	-
32 歳	2.8	49	49	-	-	-	-	-	1	46	-	2	-	-	-	-
33 歳	3.2	55	55	-	-	-	-	-	3	50	-	2	-	-	-	-
34 歳	3.3	57	57	-	-	-	-	-	7	50	-	-	-	-	-	-
35 歳	3.6	62	62	-	-	-	-	-	7	54	-	1	-	-	-	-
36 歳	2.9	50	49	-	-	-	-	-	16	33	-	-	1	1	-	-
37 歳	3.7	64	64	-	-	-	-	-	27	36	-	1	-	-	-	-
38 歳	3.4	59	59	-	-	-	-	-	28	31	-	-	-	-	-	-
39 歳	4.3	75	74	-	-	-	-	3	44	26	-	1	1	1	-	-
40 歳	2.4	41	41	-	-	-	-	2	26	13	-	-	-	-	-	-
41 歳	2.6	45	45	-	-	-	-	7	23	15	-	-	-	-	-	-
42 歳	2.0	35	35	-	-	-	-	13	18	4	-	-	-	-	-	-
43 歳	1.5	26	26	-	-	-	-	7	16	3	-	-	-	-	-	-
44 歳	1.7	30	29	-	-	-	1	9	14	5	-	-	1	1	-	-
45 歳	1.6	28	28	-	-	-	-	9	13	6	-	-	-	-	-	-
46 歳	1.4	25	25	-	-	-	-	10	11	4	-	-	-	-	-	-
47 歳	1.6	28	28	-	-	-	-	9	17	1	-	1	-	-	-	-
48 歳	1.8	31	31	-	-	-	2	13	13	3	-	-	-	-	-	-
49 歳	2.1	37	37	-	-	-	3	16	15	3	-	-	-	-	-	-
50 歳	1.9	33	33	-	-	-	1	14	14	4	-	-	-	-	-	-
51 歳	2.3	39	39	-	-	-	6	12	18	3	-	-	-	-	-	-
52 歳	2.4	41	40	-	-	1	5	15	16	2	-	1	1	1	-	-
53 歳	1.8	31	31	-	-	-	1	11	13	6	-	-	-	-	-	-
54 歳	2.0	34	34	-	-	2	9	9	10	4	-	-	-	-	-	-
55 歳	2.1	37	37	-	1	-	8	10	14	3	-	1	-	-	-	-
56 歳	1.5	26	26	-	1	1	4	8	7	4	-	1	-	-	-	-
57 歳	1.4	25	25	-	1	1	3	7	7	6	-	-	-	-	-	-
58 歳	1.7	30	29	1	1	2	4	6	6	5	-	4	1	1	-	-
59 歳	0.6	11	11	-	2	2	3	1	2	-	-	1	-	-	-	-
60 歳	1.3	23	23	-	-	-	-	7	9	6	-	1	-	-	-	-
61 歳	1.7	29	29	-	-	-	2	13	10	3	-	1	-	-	-	-
62 歳	1.3	23	23	-	-	-	1	5	11	2	-	4	-	-	-	-
63 歳	1.4	25	25	-	-	-	1	5	12	1	-	6	-	-	-	-
64 歳	0.6	10	10	-	-	-	-	3	4	1	-	2	-	-	-	-

（注） 例～平均年齢、40.01 とは 40 歳 1 ヲ月を示す。

職員勤続年数状況（令和 8 年 4 月 1 日現在）

（単位：人）

年数	比率 (%)	総 数	消 防 吏 員										消防事務職員等				
			計	局長職	部長職		課長職	係長職	一般職				計	事務・技術職員	業務職員	技能職員	
				消防司監	消防正監	消防監	消防司令長	消防司令	消防司令補	消防士長	消防副士長	消防士					
平均勤続年数	-	18.15	18.16	38.00	36.67	34.90	31.75	29.36	24.77	15.19	-	6.18	16.00	16.00	-	-	-
総 数	100	1,726	1,719	1	6	9	54	224	452	569	-	404	7	7	-	-	-
1 年未満	0.1	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-
1 年以上 2 年未満	3.7	63	62	-	-	-	-	-	1	-	-	61	1	1	-	-	-
2 年以上 3 年未満	2.9	50	50	-	-	-	-	-	-	-	-	50	-	-	-	-	-
3 年以上 4 年未満	2.9	50	50	-	-	-	-	-	-	-	-	50	-	-	-	-	-
4 年以上 5 年未満	3.2	56	56	-	-	-	-	-	-	-	-	56	-	-	-	-	-
5 年以上 6 年未満	3.7	63	63	-	-	-	-	-	1	6	-	56	-	-	-	-	-
6 年以上 7 年未満	3.8	65	65	-	-	-	-	-	-	10	-	55	-	-	-	-	-
7 年以上 8 年未満	2.3	39	39	-	-	-	-	-	-	18	-	21	-	-	-	-	-
8 年以上 9 年未満	1.9	32	31	-	-	-	-	-	1	23	-	7	1	1	-	-	-
9 年以上 10 年未満	2.5	43	43	-	-	-	-	-	-	35	-	8	-	-	-	-	-
10 年以上 11 年未満	3.2	56	56	-	-	-	-	-	1	44	-	11	-	-	-	-	-
11 年以上 12 年未満	3.9	68	68	-	-	-	-	-	3	64	-	1	-	-	-	-	-
12 年以上 13 年未満	3.7	63	62	-	-	-	-	-	2	58	-	2	1	1	-	-	-
13 年以上 14 年未満	3.4	59	58	-	-	-	-	1	7	50	-	-	1	1	-	-	-
14 年以上 15 年未満	3.4	59	59	-	-	-	-	1	18	40	-	-	-	-	-	-	-
15 年以上 16 年未満	3.5	60	60	-	-	-	-	-	21	39	-	-	-	-	-	-	-
16 年以上 17 年未満	2.9	50	50	-	-	-	-	2	20	28	-	-	-	-	-	-	-
17 年以上 18 年未満	4.1	71	71	-	-	-	1	3	37	30	-	-	-	-	-	-	-
18 年以上 19 年未満	4.2	72	72	-	-	-	-	7	37	28	-	-	-	-	-	-	-
19 年以上 20 年未満	2.3	39	39	-	-	-	-	5	26	8	-	-	-	-	-	-	-
20 年以上 21 年未満	1.6	27	27	-	-	-	-	7	16	4	-	-	-	-	-	-	-
21 年以上 22 年未満	2.3	39	39	-	-	-	1	9	19	9	-	1	-	-	-	-	-
22 年以上 23 年未満	1.6	27	27	-	-	-	-	9	15	3	-	-	-	-	-	-	-
23 年以上 24 年未満	1.6	28	28	-	-	-	1	8	16	3	-	-	-	-	-	-	-
24 年以上 25 年未満	1.5	26	26	-	-	-	1	13	7	5	-	-	-	-	-	-	-
25 年以上 26 年未満	1.6	28	28	-	-	-	3	10	11	4	-	-	-	-	-	-	-
26 年以上 27 年未満	1.4	24	23	-	-	-	1	5	13	4	-	-	1	1	-	-	-
27 年以上 28 年未満	1.3	22	22	-	-	-	2	8	8	4	-	-	-	-	-	-	-
28 年以上 29 年未満	1.2	21	21	-	-	1	3	11	3	3	-	-	-	-	-	-	-
29 年以上 30 年未満	2.4	41	41	-	-	1	5	12	20	2	-	1	-	-	-	-	-
30 年以上 31 年未満	1.4	25	24	-	-	-	3	5	13	3	-	-	1	1	-	-	-
31 年以上 32 年未満	3.1	53	53	-	1	1	4	22	19	4	-	2	-	-	-	-	-
32 年以上 33 年未満	1.9	33	33	-	-	-	6	11	13	3	-	-	-	-	-	-	-
33 年以上 34 年未満	3.0	51	51	-	-	-	5	15	26	5	-	-	-	-	-	-	-
34 年以上 35 年未満	1.6	27	27	-	-	1	5	10	7	4	-	-	-	-	-	-	-
35 年以上 36 年未満	1.2	20	19	-	1	-	-	7	6	5	-	-	1	1	-	-	-
36 年以上 37 年未満	1.1	19	19	-	-	1	1	6	7	3	-	1	-	-	-	-	-
37 年以上 38 年未満	1.7	29	29	-	2	1	4	6	11	4	-	1	-	-	-	-	-
38 年以上 39 年未満	0.9	16	16	1	-	-	1	4	6	1	-	3	-	-	-	-	-
39 年以上 40 年未満	1.3	22	22	-	1	1	4	4	6	4	-	2	-	-	-	-	-
40 年以上 41 年未満	0.9	16	16	-	-	2	1	4	7	-	-	2	-	-	-	-	-
41 年以上	4.2	72	72	-	1	-	2	19	28	11	-	11	-	-	-	-	-

（注） 例～平均勤続年数、18.06 とは 18 年 6 ヶ月を示す。

職員任免状況（令和 7 年度中）

（単位：人）

職 階 級	任 用			出 向		退 職 等								病 気 等	
	採用	再任用	昇任	転入	転出	定年	早期退職	依 願	公務上死亡	公務外死亡	再任用終了	免職	失職	休職	復職
総 数	62	89	94	2	2	-	5	34	-	2	30	1	-	7	7
消防吏員	62	89	94	-	-	-	5	33	-	2	30	-	-	7	7
消防司監	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
消防正監	-	-	3	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
消防司監	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
消防司令長	-	2	9	-	-	-	-	1	-	1	1	-	-	1	-
消防司令	-	14	16	-	-	-	1	3	-	1	12	-	-	-	1
消防司令補	-	48	25	-	-	-	3	10	-	-	8	-	-	3	3
消防士長	-	10	36	-	-	-	-	11	-	-	6	1	-	1	2
消防副士長	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
消防士	62	15	-	-	-	-	1	7	-	-	3	-	-	2	1
消防事務職員等	-	-	-	2	2	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
事務職員	-	-	-	2	2	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
技術職員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
業務職員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
技能職員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※定年前退職は依願退職に含む

資格（特殊技能）取得状況（令和 8 年 4 月 1 日現在）

（単位：人）

種 別	総数	司 監	正 監	監	司令長	司令	司令補	士 長	副士長	士
消防吏員数（現員）	1,719	1	6	9	54	224	453	568	-	404
自動車運転・整備関係										
大 型	756	-	-	2	7	115	246	325	-	61
けん引	85	-	-	-	4	21	29	26	-	5
普通（中型含む）	904	1	4	7	46	108	203	234	-	301
整備士	8	-	-	-	-	3	2	1	-	2
救 急 関 係										
救 急 資 格 者	1,394	-	1	-	19	116	342	532	-	384
救 急 救 命 士	447	-	1	-	7	44	168	197	-	30
通 信 関 係										
第 1 級特殊無線技士	61	-	-	-	6	15	26	14	-	-
第 2 級特殊無線技士	72	-	-	1	9	14	17	17	-	14
第 3 級特殊無線技士	760	-	-	-	4	43	68	308	-	337
航空特殊無線技士	105	-	-	2	3	29	44	24	-	3
海 技 関 係										
小型船舶操縦士	125	-	-	-	2	35	40	38	-	10
潜水士	226	-	-	1	8	41	64	86	-	26
消 防 設 備 関 係										
消防設備士（甲 種）	6	-	-	-	-	2	4	-	-	-
消防設備士（乙 種）	79	-	1	2	13	21	28	7	-	7
消防設備点検資格者（1 種）	3	-	-	-	-	1	2	-	-	-
消防設備点検資格者（2 種）	2	-	-	-	-	1	1	-	-	-
危 険 物 関 係										
危険物取扱者（甲 種）	21	-	-	1	2	5	5	7	-	1
危険物取扱者（乙 種）	407	-	3	5	33	108	145	73	-	40
そ の 他										
衛生管理者	47	-	2	2	17	19	5	1	-	1
足場組立作業主任者	30	-	-	-	1	8	13	8	-	-
酸素欠乏危険作業										
酸素欠乏・硫化水素危険作業	290	-	-	1	11	62	103	105	-	8
玉 掛 技 能	308	-	-	2	4	39	110	143	-	10
移動式、固定式クレーン	298	-	-	2	4	40	115	130	-	7
ガス溶接作業	161	-	1	2	9	45	61	35	-	8
車両系建設機械（解体）	50	-	-	-	-	6	19	24	-	1
車両系建設機械（整地）	79	-	-	-	1	11	31	29	-	7
予 防 技 術 検 定										
危険物	32	-	-	-	5	9	14	4	-	-
消防用設備	43	-	-	-	4	9	21	7	-	2
防火査察	71	-	-	-	6	17	31	14	-	3

予

算

消 防 予 算

令和 8 年度の消防関係予算（歳出）の総額は 20,931,000 千円で、前年度当初予算と比較して 25.8% の増、一般会計予算に対する割合は 2.0%となっている。

主な事業として、札幌圏共同消防通信指令システム更新整備費、ヘリコプターテレビ電送システム更新整備費、消防出張所改築費、消防施設庁舎監視システム機器更新整備費、消防署改築費、消防施設感染防止対策費、衛星地球局更新整備費、実火災訓練装置更新費、消防車両等整備費、震災対策用消防水利整備促進費、高齢者世帯自動消火装置普及促進補助金、救急 D X ・搬送体制強化費、持続可能な消防団体制構築費等が盛り込まれている。

なお、令和 8 年度予算額は、当初予算のみの計上である。

1. 予算の概要（歳出）

(単位：千円・%)				
区 分	令和 8 年度	令和 7 年度	増 △減	増 △減 率
消 防 費	7,139,409	11,734,843	△ 4,595,434	△ 39.2
常 備 消 防 費	3,580,792	3,542,068	38,724	1.1
消防業務総括費	3,006,219	3,040,986	△ 34,767	△ 1.1
常備消防活動費	574,573	501,082	73,491	14.7
非常備消防費	337,117	366,675	△ 29,558	△ 8.1
消防団運営費	337,117	366,675	△ 29,558	△ 8.1
消防施設整備費	3,221,500	7,826,100	△ 4,604,600	△ 58.8
消防施設整備関係費	2,370,000	6,946,400	△ 4,576,400	△ 65.9
消防車両等整備費	718,000	774,000	△ 56,000	△ 7.2
消防防災対策費	133,500	105,700	27,800	26.3
職 員 費	13,791,591	13,777,964	13,627	0.10
消防関係職員費	13,791,591	13,777,964	13,627	0.10
計	20,931,000	25,512,807	△ 4,581,807	△ 18.0

2. 消防関係予算内訳

(単位：千円・%)								
予 算 額			消 防 費					
一般会計	消防関係予算	比率	常備消防費	比率	非常備消防費	比率	消防施設整備費	比率
A	B	B/A	C	C/B	D	D/B	E	E/B
1,318,500,000	20,931,000 (13,791,591)	1.6	17,372,383 (13,791,591)	83.0	337,117	1.6	3,221,500	15.4

(注) () は、消防関係職員費で内数
消防費の各比率は小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも 100 とはならない。

3. 年度別一般会計と消防関係費との比較（過去 5 年間）

(単位：千円・%)										
年 度	予 算 額					決 算 額				
	一般会計	対前年度 増 減 率	消 防 関 係 費	対前年度 増 減 率	比 率	一般会計	対前年度 増 減 率	消 防 関 係 費	対前年度 増 減 率	比 率
	A		B		B/A	C		D		D/C
令和 4	1,161,600,000	4.3	17,602,581	△2.8	1.5	1,218,761,112	△5.2	16,233,709	△3.5	1.3
5	1,192,200,000	2.6	18,848,588	7.1	1.6	1,201,095,316	△1.4	18,478,244	13.8	1.5
6	1,241,700,000	4.2	20,344,133	7.9	1.6	1,230,300,034	2.4	19,015,842	2.9	1.5
7	1,266,600,000	2.0	25,512,807	25.4	2.0	-	-	-	-	-
8	1,318,500,000	4.1	20,931,000	△18.0	1.6	-	-	-	-	-

4. 消防関係費と人口等との比較（過去 5 年間）

（人口：各年 4 月 1 日現在）（単位：円）

年度	予 算 額		決 算 額	
	人口 1 人当たり	1 世帯当たり	人口 1 人当たり	1 世帯当たり
令和 4	8,987	16,152	8,288	14,896
5	9,630	17,145	9,441	16,808
6	10,414	18,305	9,734	17,110
7	13,062	22,855	-	-
8	10,719	18,605	-	-

令和 8 年度主要事業概要

（単位：千円）

事業名	主要事業の概要	予 算 額
消 防 施 設 整 備	札幌圏共同消防通信指令システム更新整備	386,000
	札幌圏消防指令センターの整備に伴う消防局庁舎の改修工事及び消防通信指令システムの維持管理	
	多重無線システム更新整備費	10,000
	多重無線システム更新工事基本検討	
	消防出張所改築	65,000
	老朽化した西消防署西野出張所及び東消防署札幌出張所の移転改築	
	消防施設庁舎監視システム機器更新整備	16,000
	消防施設に設置されている庁舎監視システムの構成機器の更新整備	
	消防署改築	1,893,000
消 防 車 両 整 備	老朽化した東消防署の移転改築	
	消防車両の更新	11 台
	救急車	5 台
	水槽車	5 台
消 防 震 災 対 策	はしご車	1 台
	震災対策用消防水利整備促進	62,000
防 火 防 災 推 進	大規模災害時における消防水利の整備 工事 2 基	
	高齢者世帯自動消火装置普及促進補助	1,500
救 急 安 心 都 市 さ っ ぽ ろ 推 進	高齢者世帯を対象とした自動消火装置設置に対する補助	
	救急 D X ・搬送体制強化	57,000
震 災 時 消 防 体 制 強 化	救急 D X の安定運用、マイナ救急の本格運用に伴うタブレット等の整備及び救急需要の増大に対応するための救急隊の増隊整備	
	持続可能な消防団体制構築	13,000
合 計	消防団業務の D X 化等による活動の効率化及び地域防災力の向上	
		3,221,500

消防施設の概要（令和８年４月１日現在）

名 称		所 在 地	構 造 1 階面積、延べ面積	敷地面積	竣 工	備 考
消 防 局	消 防 局 庁 舎 （中央消防署併設）	中央区 南 4 条西 10 丁目	鉄骨鉄筋コンクリート造 地下 2 階・地上 8 階建 1,076.99 m ² 8,502.73 m ²	1,735.87 m ²	S 61. 11	
	無 線 基 地 局		鉄骨造	－	S 62. 2	塔 高 59.67m （消防局庁舎の 高さを含む）
	衛 星 地 球 局		硬質アルミニウム合金	－	H 29. 3	口 径 4.5m
	消 防 学 校 消 防 科 学 研 究 所 救 急 救 命 士 養 成 所	西区 八軒 10 条西 13 丁目	鉄筋コンクリート造 3 階建 1,521.93 m ² 3,846.12 m ² （うち北鐘寮南棟 245 m ² 490 m ² ）	49,370.41 m ²	H 11. 10 H 5. 3 H 5. 3 (H 20. 3)	
	消 防 訓 練 塔		鉄骨鉄筋コンクリート造 地下 1 階・地上 10 階建 97.96 m ² 565.57 m ²		S 52. 12	塔 高 34.2m
	消 防 補 助 訓 練 塔		鉄骨造 5 階建 81.18 m ² 315.36 m ²		S 53. 9	塔 高 19.1m
	救 助 訓 練 塔		A 塔鉄骨造 5 層 B、C 塔鉄骨造 1 層		H 7. 12	A 塔高 17.0m B、C 塔高 7.0m
	屋 内 訓 練 場		鉄骨鉄筋コンクリート造 2 階建 750.20 m ² 994.40 m ²		S 55. 1	
	水 難 救 助 場 水 訓 練		鉄骨造平屋建 上屋鉄骨造ビニール張 684.00 m ² 739.00 m ²		S 55. 8	
	車 庫		鉄骨造平屋建 286.56 m ²		S 57. 12	
	活 動 資 機 材 集 約 セ ン タ ー		鉄骨造平屋建 499.75 m ²		H 23. 1	
	備 蓄 倉 庫		鉄骨造平屋建 311.37 m ²		H 8. 3	
	自 動 車 走 行 訓 練 場		周回、屈折、曲線、方向変 換、坂道、直線コース、アス ファルト舗装		S 56. 9	
	ヘ リ コ プ タ ー 臨 着 場		23m×23m アスファルト舗装		H 3. 4	
	大 規 模 災 害 緊 急 給 油 施 設		地下埋設タンク 20kℓ ガソリン 10,000ℓ 軽油 10,000ℓ		H 25. 6	
	消 防 航 空 隊 庁 舎	石狩市 新港東 2 丁目 1 番 2	鉄骨造地上一部 2 階建 1 階 2 階 776.58 m ² 借用	13,200.16 m ² 借用	H 8. 5	賃貸借契約 H 20. 9
	救 急 ワ ー ク ス テ ー シ ョ ン	中央区 北 11 条西 13 丁目	鉄筋コンクリート造 2 階建 207.80 m ² 326.54 m ²	450.04 m ²	H 7. 10	
	市 民 防 災 セ ン タ ー （白石消防署併設）	白石区 南郷通 6 丁目北	鉄筋コンクリート造 地下 1 階・地上 4 階建 うち 1 階～4 階	3,168.50 m ²	H 15. 2	
	白 石 タ イ ヤ 庫	白石区 中央 1 条 3 丁目	鉄骨造平屋建 240.00 m ²	991.74 m ²	S 45. 8	
	藻 岩 山 無 線 基 地 局	南区 藻岩山 27 林班イ小班	鉄筋コンクリート造 2 階建 43.60 m ² 85.85 m ²	228.00 m ²	S 60. 11	塔 高 42.7m
	小 金 湯 無 線 中 継 所	南区 小金湯 662 番 3	鉄筋コンクリート造 2 階建 30.25 m ² 60.50 m ²	361.36 m ²	H 12. 12	塔 高 40.0m

名 称		所 在 地	構 造 1 階面積、延べ面積	敷地面積	竣 工	備 考
消防局	も み じ 台 無 線 基 地 局	厚別区 もみじ台南 7 丁目	鉄筋コンクリート造 2 階建 30.25 m ² 60.50 m ²	134.49 m ²	S 61. 8	塔 高 31.5m
	朝 日 岳 無 線 基 地 局	南区 定山溪事業区	鉄筋コンクリート造 平屋建 29.16 m ²	1,433.00 m ²	S 60. 11	塔 高 22.7m
	藤 野 無 線 基 地 局	南区 藤野 487 番 4	鉄筋コンクリート造 平屋建 19.36 m ²	116.13 m ²	S 60. 11	塔 高 32.7m
	当 別 無 線 基 地 局	石狩郡当別町 字高岡 3199 番地	鉄骨鉄筋コンクリート造 7 階建 68.89 m ² 211.45 m ²	802.35 m ²	H 3. 1	塔 高 59.5m
中央消防署	本 署	中央区 南 4 条西 10 丁目	消防局庁舎 1・2 階	—	S 61. 11	
	桑 園 出 張 所	中央区 北 4 条西 22 丁目	鉄筋コンクリート造 2 階建 294.28 m ² 431.56 m ²	698.34 m ²	S 59. 11	
	宮 の 森 出 張 所	中央区 宮の森 2 条 11 丁目	鉄筋コンクリート造 2 階建 287.66 m ² 416.62 m ²	848.71 m ²	S 57. 10	
	豊 水 出 張 所	中央区 南 8 条西 2 丁目	鉄筋コンクリート造 2 階建 618.39 m ² 887.14 m ²	1,806.28 m ²	H 25. 2	
	幌 西 出 張 所	中央区 南 11 条西 21 丁目	鉄筋コンクリート造 2 階建 278.69 m ² 407.19 m ²	793.39 m ²	S 55. 11	
	山 鼻 出 張 所	中央区 南 23 条西 10 丁目	鉄筋コンクリート造 2 階建 438.90 m ² 588.20 m ²	1,050.20 m ²	H 17. 3	
北消防署	本 署	北区 北 24 条西 8 丁目	鉄筋コンクリート造 2 階建 520.20 m ² 950.23 m ²	1,619.69 m ²	S 55. 1	
	あ い の 里 出 張 所	北区 あいの里 2 条 1 丁目	鉄筋コンクリート造 2 階建 385.84 m ² 535.84 m ²	1,003.30 m ²	H 7. 3	
	篠 路 出 張 所	北区 篠路 2 条 4 丁目	鉄筋コンクリート造 2 階建 423.36 m ² 659.13 m ²	1,047.17 m ²	H 22. 3	
	屯 田 出 張 所	北区 屯田 5 条 10 丁目	鉄筋コンクリート造 2 階建 229.12 m ² 335.86 m ²	724.00 m ²	S 50. 12	
	新 琴 似 出 張 所	北区 新琴似 8 条 4 丁目	鉄筋コンクリート造 2 階建 341.16 m ² 480.76 m ²	839.98 m ²	H 2. 12	
	新 光 出 張 所	北区 新琴似 1 条 12 丁目	鉄筋コンクリート造 2 階建 287.66 m ² 416.62 m ²	864.00 m ²	S 56. 11	
	新 川 出 張 所	北区 新川 1 条 3 丁目	鉄筋コンクリート造 2 階建 225.15 m ² 328.33 m ²	676.61 m ²	S 48. 10	
	幌 北 出 張 所	北区 北 15 条西 5 丁目	鉄筋コンクリート造 2 階建 275.38 m ² 540.81 m ²	970.04 m ²	H 9. 3	
東消防署	本 署	東区 北 24 条東 17 丁目	鉄筋コンクリート造 2 階建 534.37 m ² 918.37 m ²	1,530.00 m ²	S 47. 11	
	丘 珠 出 張 所	東区 北丘珠 1 条 2 丁目	鉄筋コンクリート造 2 階建 286.05 m ² 421.81 m ²	798.86 m ²	S 59. 11	

名 称		所 在 地	構 造 1 階面積、延べ面積	敷地面積	竣 工	備 考
東 消 防 署	栄 出 張 所	東区 北 46 条東 14 丁目	鉄筋コンクリート造 2 階建 279.68 m ² 408.18 m ²	792.00 m ²	S 52. 12	
	北 栄 出 張 所	東区 北 39 条東 1 丁目	鉄筋コンクリート造 2 階建 342.68 m ² 517.68 m ²	991.26 m ²	H 27. 3	
	札 苗 出 張 所	東区 東苗穂 4 条 2 丁目	鉄筋コンクリート造 2 階建 231.25 m ² 337.99 m ²	708.64 m ²	S 49. 12	
	苗 穂 出 張 所	東区 北 8 条東 11 丁目	鉄筋コンクリート造 2 階建 421.00 m ² 632.82 m ²	1,256.70 m ²	H 24. 3	
白 石 消 防 署	本 (市民防災センター併 設)	白石区 南郷通 6 丁目北	鉄筋コンクリート造 地下 1 階・地上 4 階建 1,227.50 m ² 3,674.65 m ²	3,168.50 m ²	H 15. 2	
	元 町 出 張 所	白石区 菊水元町 8 条 2 丁目	鉄筋コンクリート造 2 階建 280.90 m ² 409.40 m ²	819.40 m ²	S 55. 11	
	菊 水 出 張 所	白石区 菊水上町 1 条 3 丁目	鉄筋コンクリート造 2 階建 295.68 m ² 432.96 m ²	619.22 m ²	S 60. 12	
	北 郷 出 張 所	白石区 北郷 3 条 6 丁目	鉄筋コンクリート造 2 階建 359.00 m ² 603.44 m ²	806.37 m ²	R 2. 3	
	東 白 石 出 張 所	白石区 本通 18 丁目北	鉄筋コンクリート造 2 階建 330.16 m ² 459.12 m ²	1,038.72 m ²	S 57. 10	
厚 別 消 防 署	本 署	厚別区 厚別中央 1 条 5 丁目	鉄筋コンクリート造 地下 1 階・地上 4 階建 うち 1 階 2 階 1,208 m ² 占有	826.41 m ²	H 元. 9	
	厚 別 西 出 張 所	厚別区 厚別西 3 条 5 丁目	鉄筋コンクリート造 2 階建 304.25 m ² 442.25 m ²	840.00 m ²	S 61. 12	
	も み じ 台 出 張 所	厚別区 もみじ台北 7 丁目	鉄筋コンクリート造 2 階建 279.68 m ² 408.18 m ²	746.87 m ²	S 53. 12	
豊 平 消 防 署	本 署	豊平区 月寒東 1 条 8 丁目	鉄筋コンクリート造 5 階建 489.80 m ² 1,539.35 m ²	1,363.05 m ²	S 44. 12	改修 H 19. 7
	美 園 出 張 所	豊平区 豊平 1 条 12 丁目	鉄筋コンクリート造 2 階建 342.68 m ² 517.68 m ²	829.77 m ²	H 27. 3	
	平 岸 出 張 所	豊平区 平岸 1 条 11 丁目	鉄筋コンクリート造 2 階建 340.20 m ² 480.20 m ²	840.00 m ²	H 4. 3	
	西 岡 出 張 所	豊平区 西岡 4 条 6 丁目	鉄筋コンクリート造 2 階建 235.78 m ² 351.90 m ²	750.00 m ²	S 53. 12	
	東 月 寒 出 張 所	豊平区 羊ヶ丘 1 番地	鉄筋コンクリート造 2 階建 224.31 m ² 327.49 m ²	628.13 m ²	S 46. 10	
清 田 消 防 署	本 署	清田区 平岡 1 条 1 丁目	鉄筋コンクリート造 4 階建 うち 1 階 2 階 1,495.44 m ² 占有	2,459.50 m ²	H 9. 10	
	北 野 出 張 所	清田区 北野 7 条 5 丁目	鉄筋コンクリート造 2 階建 282.55 m ² 409.42 m ²	727.00 m ²	S 55. 11	
	里 塚 出 張 所	清田区 里塚 1 条 4 丁目	鉄筋コンクリート造 2 階建 262.10 m ² 517.16 m ²	1,245.30 m ²	H 11. 3	

名 称		所 在 地	構 造 1 階面積、延べ面積	敷地面積	竣 工	備 考
南 消 防 署	本 署	南区 真駒内上町 5 丁目	鉄筋コンクリート造 4 階建 580.66 m ² 1,713.82 m ²	3,024.30 m ²	H30. 11	
	資 機 材 保 管 庫		鉄骨造 2 階建 245.28 m ² 294.38 m ²			
	澄 川 出 張 所	南区 澄川 4 条 6 丁目	鉄筋コンクリート造 2 階建 235.78 m ² 351.90 m ²	750.00 m ²	S 52. 12	
	川 沿 出 張 所	南区 川沿 2 条 3 丁目	鉄筋コンクリート造 2 階建 229.12 m ² 335.86 m ²	719.70 m ²	S 50. 12	
	定 山 溪 出 張 所 (定山溪無線中継所併設)	南区 定山溪温泉西 1 丁目	鉄筋コンクリート造 2 階建 551.35 m ² 806.31 m ²	1,305.85 m ²	R 3. 11	
	石 山 出 張 所	南区 石山 2 条 4 丁目	鉄筋コンクリート造 2 階建 287.66 m ² 416.62 m ²	873.21 m ²	S 56. 11	
西 消 防 署	藤 野 出 張 所	南区 藤野 2 条 3 丁目	鉄筋コンクリート造 2 階建 417.52 m ² 601.60 m ²	1,138.38 m ²	H15. 3	
	本 署	西区 発寒 10 条 4 丁目	鉄筋コンクリート造 3 階建 うち 1 階 2 階 1,534.97 m ² 占有	1,220.28 m ²	H 6. 3	
	八 軒 出 張 所	西区 八軒 1 条東 3 丁目	鉄筋コンクリート造 2 階建 342.10 m ² 484.74 m ²	839.70 m ²	S 63. 1	
	西 野 出 張 所	西区 西野 3 条 2 丁目	鉄筋コンクリート造 2 階建 231.25 m ² 337.99 m ²	726.99 m ²	S 49. 12	
手 稲 消 防 署	平 和 出 張 所	西区 平和 2 条 3 丁目	鉄筋コンクリート造 2 階建 245.89 m ² 363.59 m ²	622.05 m ²	S 54. 12	
	本 署	手稲区 手稲本町 2 条 5 丁目	鉄筋コンクリート造 2 階建 667.90 m ² 1,429.25 m ²	1,615.57 m ²	H元. 10	
	曙 出 張 所	手稲区 前田 6 条 16 丁目	鉄筋コンクリート造 2 階建 323.99 m ² 478.55 m ²	813.35 m ²	H 4. 3	
	稲 穂 出 張 所	手稲区 稲穂 3 条 6 丁目	鉄筋コンクリート造 2 階建 287.66 m ² 416.62 m ²	825.10 m ²	S 56. 11	
	前 田 出 張 所	手稲区 前田 6 条 5 丁目	鉄筋コンクリート造 2 階建 307.67 m ² 443.03 m ²	691.43 m ²	S 58. 12	
西 宮 の 沢 消 防 署	西 宮 の 沢 出 張 所	手稲区 西宮の沢 4 条 1 丁目	鉄筋コンクリート造 2 階建 279.68 m ² 408.18 m ²	723.66 m ²	S 51. 12	

消防ヘリコプター（令和 8 年 4 月 1 日現在）

愛 称	さつぽろ 2
型 式	レオナルド式 AW139 型（イタリア共和国）
国籍及び登録記号	JA17AR
導 入	平成 29 年 3 月
全 長	16.62m
全 幅	4.22m
全 高	4.98m
エンジン	双発タービンエンジン 1,679SHP×2
速 度	278 km/h
航続距離	1,000 km
航続時間	4.0 時間
離陸重量	6,800 kg
定 員	14 名



消防車両配置状況（令和8年4月1日現在）

車種	合計	ポンプ車	水槽車		救助車		水槽付救助車	山岳救助車	はしご車	屈折車	化学・水槽車	大型水槽車	高発泡・照明車	指揮車	指揮予備車	総合指揮本部車	資材搬送車	調査車	救急車		支援工作車	※ 指揮車	※ 支援車	※ 情報統括支援車	※ 特別高度工作車	※ 小型救助車	※ 土砂災害資機材自動車	※ 特殊災害対応自動車	※ 重機搬送車	人員輸送車	小型人員輸送車	訓練車	連絡車
			実働	非常用	実働	非常用													実働	非常用													
	218	-	57		10		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	48		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	-	1	46	11	8	2	2	3	7	4	3	5	1	10	2	1	4	4	36	12	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	5	36
局	24	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	1	1	-	1	-	1	-	-	-	-	-	1	1	5	9
中央	27	-	5	1	1	1	-	-	1	-	1	-	-	1	-	-	-	5	2	1	-	-	-	-	1	1	1	1	1	-	-	-	3
北	26	-	8	1	1	-	-	-	1	-	-	1	-	1	1	-	-	5	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3
東	21	-	6	1	1	-	-	-	-	1	-	1	1	1	-	-	-	5	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3
白石	20	-	4	1	1	-	-	-	-	1	1	-	-	1	1	1	1	4	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3
厚別	13	-	3	1	1	-	-	-	1	-	-	-	-	1	-	-	-	2	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
豊平	17	-	5	1	1	1	-	-	1	-	-	-	-	1	-	-	-	3	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3
清田	14	-	2	2	-	-	1	-	1	-	-	1	-	1	-	-	1	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
南	24	1	6	1	1	-	-	2	1	1	-	1	-	1	-	1	-	3	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3
西	16	-	3	1	1	-	-	-	1	-	1	-	-	1	-	-	-	4	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3
手稲	16	-	4	1	-	-	1	1	-	1	-	1	-	1	-	-	1	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2

（注） ※は、総務省消防庁からの無償使用車を示す。

救急車は全て高規格 4WD 車

指揮車・水槽車・救助車・水槽付救助車は全て 4WD 車

研 修 実 施 概 要

札幌市消防学校は、消防職・団員に対する、より高度な人材育成を目的とした教育訓練の研修施設として平成11年11月に設立した。消防職員研修の基本理念「局訓『朗・礼・勇』の精神を礎として、目指す職員像の実現に向けた人材育成を行う」に基づき、職務遂行能力の向上、時代の要請に応じた教育、そして、学び育てる職場文化の醸成を基本方針とした初任教育、幹部教育、専科教育、消防団員研修その他の学校研修や救急救命士養成研修等を行っている。

1. 学 校 研 修

(1) 初任教育

消防職員として、消防業務全般の基礎知識及び基本的な消防活動を習得するとともに、厳正な規律と高い倫理観を持ち、市民に信頼される即戦力の職員となることを到達目標として行っている。

(2) 専科教育

ア 警防科

「現場指揮課程」を実施し、災害現場において部隊の安全管理に配慮した適切かつ効果的な指揮活動ができることや、大規模災害発生時の指揮本部要員として必要な知識及び情報収集能力を有し、適切な広域応援指揮活動が行える職員となることを到達目標として人材の育成を行っている。

「実火災体験訓練指導員養成課程」及び「実火災体験訓練指導補助員養成課程」を実施し、実火災訓練装置を使用した訓練を安全かつ効果的に実施するため、火災性状等及び安全管理に関する知識について習得するとともに、署隊の消防部隊に対して的確な指導を行い、消火活動能力の向上と、災害活動中の事故防止につなげることができる職員になることを到達目標として人材の育成を行っている。

「はしご車等運用課程」を実施し、はしご車及び屈折車運用に関する専門的な知識及び技術の習得を目標として人材の育成を行っている。

イ 救急科

「救急標準課程」を実施し、応急処置等に必要な専門的知識・技術を習得し、救急隊員として活動できる職員となることを到達目標として人材の育成を行っている。

「気管挿管再認定講習」を実施し、気管挿管の再認定を受け、気管挿管技術の維持・向上を図ることができる職員となることを到達目標として人材の育成を行っている。

「ビデオ喉頭鏡を用いた気管挿管講習」を実施し、気管挿管認定救急救命士に対して、ビデオ硬性挿管用喉頭鏡を使用した気管挿管に必要な知識・技術を習得させ、ビデオ喉頭鏡を使用した気管挿管を行うことができる職員となることを到達目標として人材の育成を行っている。

「気管挿管病院実習・ビデオ喉頭鏡を用いた気管挿管病院実習」を実施し、救急現場において気管挿管及びビデオ喉頭鏡による気管挿管を行うことができる職員となることを到達目標として人材の育成を行っている。

ウ 救助科

「救助隊員養成課程」を実施し、消防救助操法に基づく基本的な救助技能、技術及び知識を兼ね備え、救助車両に積載されている救助用器具の取扱いにも精通し、災害現場における安全、確実、迅速な救助活動に関する知識を有した即戦力の職員となることを到達目標として人材の育成を行っている。

「高度救助課程」を実施し、特殊困難な災害現場において、安全、適切かつ迅速な消防活動に必要な知識及び技術を豊富に兼ね備え、Ⅲ型救助車両に積載されている高度救助用器具の取

扱いができることを到達目標として人材の育成を行っている。

エ 予防科

「火災調査課程」を実施し、火災調査に関する基本的な知識及び技術を修得し、火災調査業務を円滑にできることを到達目標として人材の育成を行っている。

(3) 幹部教育

ア 上級幹部科

「消防司令昇任課程」を実施し、消防司令長としての責務を正しく認識し、各種災害事案に対し消防活動が組織的かつ効果的に行えるように、部隊及び指揮本部を統括指揮し、災害現場の管理を適切に行い、最大の消防活動効果を挙げることができることや、活動困難事案や隊員の重大な事故、消防活動に伴う水損、物損及び住民の受傷事故等、様々なリスク事案、事象の未然防止及び発生時の対応を的確に行うことができる職員となることを到達目標として人材の育成を行っている。

イ 中級幹部科

「消防司令昇任課程」及び「消防司令課程」を実施し、消防司令としての責任及び立場を正しく認識し、消防及び社会全般の動向を理解するとともに、迅速かつ的確な意思の決定に基づき、上司を補佐し部下を指揮監督することにより、組織を管理できることや、災害現場において、現場指揮者として災害状況全般の把握、的確な安全管理及び下命を行えるとともに、事故及び事件の発生時に、迅速かつ的確な初動対応ができる職員となることを到達目標として人材の育成を行っている。

ウ 初級幹部科

「消防司令補昇任課程」及び「消防司令補課程」を実施し、消防司令補としての責任及び立場を正しく認識し、消防行政の動向を理解するとともに、上司を補佐し、部下を指導できることや、災害現場において、現場指揮者の下命を理解でき、自隊に対する安全管理と的確な下命を行えるとともに、事故及び障害の発生時に迅速な初動対応ができる職員となることを到達目標として人材の育成を行っている。

「消防士長昇任課程」及び「消防士長課程」を実施し、消防士長としての責任及び立場を正しく認識し、消防行政の動向を理解するとともに、上司を補佐し、部下を指導できることや、災害現場において、現場指揮者の下命を理解でき、自隊に対する安全管理と的確な下命を行えるとともに、事故及び障害の発生時に迅速な初動対応ができる職員となることを到達目標として人材の育成を行っている。

(4) 特別教育

ア 採用3年次研修

採用年次に応じた基礎的能力の向上を図るとともに、消防職員としての高い使命感や倫理観の醸成、コミュニケーション能力等の向上を図り、組織に貢献できる職員となることを到達目標として人材の育成を行っている。

イ 消防職員意見発表大会

未来志向意識の醸成と幅広い知識、課題解決力を身に付けるとともに伝える力の向上を図ることを到達目標として人材の育成を行っている。

ウ 実火災体験訓練指導員研修

実火災訓練装置を使用した訓練を安全かつ効果的に実施するため、火災性状等及び安全管理に関する知識について習得するとともに、署隊の消防部隊に対して的確な指導を行い、消火活動能力の向上と、災害活動中の事故防止につなげることができる職員になることを到達目標として人材の育成を行っている。

(5) 消防団員研修

「基礎教育 基礎教育科 基礎教育課程」を実施し、地域防災の担い手としての任務を自覚し、消防組織の概要及び消防対策に必要な地域特性を理解するとともに、災害現場では自らの安全を確保しながら、下命に基づく現場活動を遂行できる団員となることを到達目標として人材の育成を行っている。

「幹部教育 初級幹部科 初級幹部課程」を実施し、消防団初級幹部としての職責を自覚し、消防団の運営に必要な規律、災害活動要領及び安全管理を深く理解すること及び地域住民に対して防災指導を行えることを到達目標として人材の育成を行っている。

「幹部教育 指揮幹部科 指揮幹部課程」を実施し、消防団中級幹部としての職責を自覚し、消防団の運営管理及び活性化に資する広い知識を習得するとともに、各種災害において、消防団に期待される役割及び効果的な現場活動ができる団員となることを到達目標として人材の育成を行っている。

2. 救急救命士養成所研修

「救急救命士養成課程」を実施し、救急救命士国家試験の合格を目標に、救急救命士として必要な知識・技術の習得者を養成している。

3. 部 研 修

各部の所管業務に関する実務能力の向上と実践的な訓練により、組織的な消防活動能力の向上を図っている。

4. 所 属 研 修

各所属の計画により、各部・署において業務上必要となる専門的知識と技術の修得・向上を図っている。

5. 委 託 研 修

(1) 消防大学校研修

消防大学校において、消防に関する高度な知識・技術を総合的、専門的に学び、監督者及び指導者に相応しい人材の育成を図っている。

(2) 講師派遣研修

職場における効果的な研修の推進や学ぶ職場風土の醸成を目的とし、専門的な知識・技術の習得を図っている。

(3) 資格取得研修

法令に基づく消防防災業務に必要な免許及び資格を習得させ、業務能率の向上を図っている。

6. その他の派遣研修

総務省消防庁、救急振興財団救急救命東京研修所へ職員を派遣し、各行政機関の組織、動向、施策等を本市消防防災行政に反映させるべく人材育成を行っている。

学校研修実施状況（令和 7 年度中）

（単位：回、人）

教育区分	科区分	課程名	実施回数	受講人員	消防吏員										
					消防司監	消防正監	消防監	消防司令長	消防司令	消防司令補	消防士長	消防副士長	消防士		
総数			35	510	-	-	-	-	32	137	76	-	265		
消防職員	初任教育	初任科	初任教育課程	1	63	-	-	-	-	-	-	-	-	63	
	専科教育	警防科	実火災体験訓練指導員養成課程	1	7	-	-	-	-	7	-	-	-	-	
			実火災体験訓練指導補助員養成課程	1	12	-	-	-	-	-	12	-	-	-	
			現場指揮課程	1	10	-	-	-	-	10	-	-	-	-	
			はしご車等運用課程	1	19	-	-	-	-	-	3	16	-	-	
			救急標準課程	1	63	-	-	-	-	-	-	-	-	63	
		救急科	気管挿管再認定講習	2	47	-	-	-	-	9	38	-	-	-	
			ビデオ喉頭鏡講習	1	32	-	-	-	-	-	14	18	-	-	
			気管挿管病院実習	8	8	-	-	-	-	-	8	-	-	-	
			ビデオ喉頭鏡を用いた気管挿管病院実習	8	8	-	-	-	-	-	8	-	-	-	
			救助科	救助隊員養成課程	1	20	-	-	-	-	-	-	-	-	20
		高度救助課程		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		予防科	火災調査課程	1	30	-	-	-	-	-	6	16	-	8	
			幹部教育	上級幹部科	消防司令長昇任課程	1	6	-	-	-	-	6	-	-	-
		中級幹部科		消防司令昇任課程	1	11	-	-	-	-	-	11	-	-	-
				消防司令課程	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	初級幹部科	消防司令補昇任課程		1	23	-	-	-	-	-	-	23	-	-	
		消防司令補課程		1	37	-	-	-	-	-	37	-	-	-	
		消防士長昇任課程		1	37	-	-	-	-	-	-	-	-	37	
	消防士長課程	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	特別教育	採用3年次研修	1	55	-	-	-	-	-	-	-	-	-	55	
		消防職員意見発表大会	1	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10	
		実火災体験訓練指導員研修	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		救急救命士養成課程	1	12	-	-	-	-	-	-	3	-	9		

教育区分		科区分	課程名	実施回数	受講人員	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員
総数				2	108	-	-	-	-	18	36	54
消防団員	幹部教育	初級幹部科	初 級 幹 部 課 程	1	54	-	-	-	-	18	36	-
	基礎教育	基礎教育課	基 礎 教 育 課 程	1	54	-	-	-	-	-	-	54

部研修実施状況（令和7年度中）

（単位：回、人）

部	区 分	実施回数	受講人員
予 防 部	査 察 実 務 研 修	1	10
	設 備 実 務 研 修	1	17
	火 災 調 査 応 用 研 修 I	2	10
	火 災 調 査 応 用 研 修 II ～ IV	33	51
	危 険 物 実 務 研 修	17	8
警 防 部	救 助 隊 長 研 修	1	33
	国 際 消 防 救 助 隊 研 修	1	40
	国 際 消 防 救 助 隊 訓 練	1	40
	流 水 指 導 者 養 成 研 修	1	2
	潜 水 救 助 連 携 訓 練	2	19
	潜 水 技 術 研 修（委 託）	1	1
	土 砂 災 害 救 助 訓 練	1	30
	特 殊 災 害 対 応 訓 練	1	85
	特 別 消 防 隊 長 研 修	1	18
	冬 山 山 岳 救 助 研 修	1	2
	土 砂 災 害 救 助 訓 練	1	30
	道 央 7 消 防 本 部 連 携 訓 練	1	5
	大 規 模 災 害 対 応 訓 練	1	400
	緊 急 消 防 援 助 隊 指 揮 支 援 隊	3	112
	・ 北 海 道 大 隊 指 揮 隊 研 修		
	航 空 活 動 基 礎 訓 練	8	25
	航 空 活 動 連 携 訓 練	12	76
	航 空 活 動 応 用 訓 練	7	15
	予 備 航 空 隊 員 訓 練	3	4
	新 消 防 指 令 シ ス テ ム 研 修	30	1,200
	救 急 救 命 士 就 業 前 研 修	1	26
	救 急 救 命 士 生 涯 研 修（病 院 研 修）	1	295
	救 急 担 当 係 長 研 修	3	25
	救 急 救 命 士 生 涯 研 修（救 急 隊 長 研 修）	2	104
	救 急 救 命 士 生 涯 研 修（就 業 後 ス キ ル チ ェ ッ ク 研 修）	2	18
	指 導 救 命 士 ア ド バ ン ス 研 修	1	3
	救 急 活 動 研 究 会	1	162
計		142	2,866

委託研修（消防大学校研修）実施状況（令和7年度中）

（単位：回、人）

区 分			実施回数	受講人員	消 防 吏 員										消防事務職員等
					消防司監	消防正監	消防監	消防司令	消防司令	消防司令	消防司令	消防士長	消防士長	消防士	
総 数			8	8	-	-	-	1	2	5	-	-	-	-	-
総合教育	幹部	科	1	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-
	火災調査	科	1	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
	予防	科	1	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
専任教育	現任教官	科	1	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
	指揮隊長	コース	1	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
	NBC	コース	1	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
	航空隊長	コース	1	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-
実務講習	女性活躍推進	コース	1	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-

委託研修（資格取得研修）実施状況（令和7年度中）

（単位：回、人）

区 分	実 施 回 数	受 講 人 員	消 防 吏 員									
			消 防 司 監	消 防 正 監	消 防 監	消 防 司 令 長	消 防 司 令	消 防 司 令 補	消 防 士 長	消 防 副 士 長	消 防 士	
総 数	12	135	-	-	-	1	1	8	47	-	78	
第 1 級 陸 上 特 殊 無 線 技 士	1	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	
航 空 特 殊 無 線 技 士	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
大 型 自 動 車 免 許	1	29	-	-	-	-	-	-	15	-	14	
危 険 物 取 扱 者（乙 種 第 4 類）	2	2	-	-	-	-	-	-	1	-	1	
危 険 物 取 扱 者（保 安 講 習）	1	5	-	-	-	1	-	3	-	-	1	
潜 水 士	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
小 型 移 動 式 ク レ ー ン	1	11	-	-	-	-	-	1	9	-	1	
運 転 技 能 講 習	1	12	-	-	-	-	-	1	10	-	1	
玉 掛 け 技 能 講 習	1	5	-	-	-	-	-	1	4	-	-	
車 両 系 建 設 機 械 （ 整 地 ・ 運 搬 ・ 積 込 ・ 掘 削 ）	1	5	-	-	-	-	-	1	4	-	-	
第 3 級 陸 上 特 殊 無 線 技 士	1	60	-	-	-	-	-	1	-	-	59	
2 級 小 型 船 舶 操 縦 士	1	5	-	-	-	-	-	-	5	-	-	
第 二 種 衛 生 管 理 者	1	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	
酸 素 欠 乏 ・ 硫 化 水 素	1	4	-	-	-	-	-	1	2	-	1	
危 険 作 業 主 任 者 技 能 講 習	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
予 防 技 術 検 定	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

市民見学等の対応状況（令和7年度中）

（単位：回、人）

区 分	延 べ 回 数	延 べ 人 数
学 校 関 係 施 設 見 学	16	586

札幌市消防局における科学研究体制の概要

札幌市消防局では、市民生活の安全・安心の推進、消防隊員の災害活動の安全性・効率性の向上のため、下記の業務を実施している。

1. 研究・開発

- (1) 各部署が主体となって実施している。
- (2) 火災原因究明のための再現実験や特異な燃焼現象について実験している。

2. 成分鑑定及び危険物確認試験

- (1) 災害現場などから収去した不明物質などを特定するための鑑定を行っている。
- (2) 「危険物の規制に関する政令」及び「危険物の試験及び性状に関する省令」で定められている試験方法に従い、物品が消防法に定められている危険物の性状を有しているか否かを明らかにするための確認試験を行っている。

3. 現場活動支援

消防学校教務課において、災害現場における現場指揮支援用資機材の活用や科学的知識・知見に基づく助言などの支援を行っている。

4. 職員提案

消防学校教務課において、「札幌市消防職員の提案に関する要綱」に基づく職員提案について、技術的な支援などを行っている。

5. 日常生活に潜む危険性の広報

札幌市公式ホームページや公式 SNS、動画投稿サイト「YouTube」への火災再現実験映像の掲載、報道機関への情報提供などを通じて、日常生活に潜む火災などの危険性と発生メカニズムについて広報を行っている。

6. 消防科学に関する情報発信

研究結果について、札幌市公式ホームページへの掲載等を通じ、科学的な知識や知見に関する情報を適宜発信している。

音 楽 隊

音 楽 隊 の 概 要

札幌市消防音楽隊は、市民と消防を結ぶ「音の架け橋」として昭和 43 年 6 月に発隊し、令和 8 年 4 月 1 日現在、隊長 1 名、楽長（会計年度任用職員）1 名、奏楽隊員 27 名の計 29 名編成で活動している。

令和 7 年中の行事回数 11 回であり、消防出初式や 119 ニューイヤーコンサートをはじめとする各種公共的なイベント等に出演し、本市消防の PR 及び防火・防災思想の普及啓発活動を行っている。

音楽隊活動状況（令和 7 年中）

（単位：回）

区 分	総数	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
総 数	63	11	4	4	5	4	6	7	5	3	6	4	4
行 事	11	3	-	-	1	-	2	3	1	-	1	-	-
消防局で行う儀式及び諸行事	7	2	-	-	1	-	2	1	1	-	-	-	-
消 防 団 で 行 う 諸 行 事	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
本市主催の儀式及び諸行事	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
消防関係団体等の諸行事	2	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-
その他公共的な諸行事	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-
定期訓練・特別訓練	52	8	4	4	4	4	4	4	4	3	5	4	4

音楽隊員配置状況（令和 8 年 4 月 1 日現在）

（単位：人）

区 分	総 数	消防司令長		消防司令		消防司令補		消防士長		消 防 士		団 員	会計年度任用職員
		日勤	隔勤	日勤	隔勤	日勤	隔勤	日勤	隔勤	日勤	隔勤		
総 数	29	-	1	1	3	4	2	2	7	1	7	-	1
消 防 局	3	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	1
中央消防署	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-
北 消 防 署	2	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1	-	-
東 消 防 署	3	-	-	-	-	1	-	-	1	1	-	-	-
白石消防署	4	-	1	-	1	1	-	1	-	-	-	-	-
厚別消防署	3	-	-	-	-	-	1	-	1	-	1	-	-
豊平消防署	4	-	-	-	-	-	-	1	1	-	2	-	-
清田消防署	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-
南 消 防 署	3	-	-	-	1	-	1	-	1	-	-	-	-
西 消 防 署	2	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-
手稲消防署	3	-	-	-	1	-	-	-	1	-	1	-	-

予 防

火 災 予 防 の 概 要

火災から市民の生命、身体及び財産を保護するためには、消防機関において火災の原因及び損害調査結果を分析し、より効果的な火災予防情報の発信、迅速及び確実な消火・人命救助活動を行うことはもとより、市民や事業所などが一体となった地域ぐるみでの防火安全対策を推進することが不可欠である。このことから、火災予防面での対策として、市民や事業所で組織している自主防火団体及び防火協力団体などと消防機関が連携を密にして、市民一人ひとりの火災予防に対する意識の高揚に向けて積極的に取り組んでいる。

1. 火災予防運動の推進

火災や、火災による死傷者を未然に防止するためには、市民一人ひとりが日頃から防火に関心を持ち、家庭や事業所はもとより、地域ぐるみで自主的な防火活動を実践することが大切である。このため、市民をはじめ地域の防火委員会、防火管理者協会、危険物安全協会及び石油燃焼器具整備業協議会などの防火協力団体と消防が一体となり「火災予防運動」を展開し、防火思想の普及高揚を推進している。

2. 広報・広聴活動

消防広報は、火災原因・損害調査結果を踏まえた火災の傾向等について、各種予防運動の周知、防火思想の普及高揚及び消防業務の実態などを市民に幅広く伝え、市民の理解と協力を得ながら消防行政を円滑に推進していくための重要な役割を果たしており、札幌市公式ホームページ、防火看板、防火ポスター及び「広報さっぽろ」などを活用した情報提供を行っている。また、市民の意見や要望を消防行政に反映させるため、各消防署や出張所に相談窓口を設けている。

3. 報道機関への情報提供

市民の防火意識を喚起するため、新聞、ラジオ及びテレビなどの報道機関に対して、火災予防をはじめ消防業務に関する情報提供を積極的に行っている。

4. 子どもに対する防火・防災教育

地域の防火・防災力向上を図ることを目的に、次世代を担う子どもたちに対して、子どもの発達段階に合わせた防火・防災教育を継続的かつ効果的に行っている。これにより、①自らの命に責任を持つ、②災害発生時に自ら主体的に考え、判断し、行動する、③危険の兆候を察知して「念のため」の行動ができる、④学んだことを家庭で話題にし、災害時における家族間の信頼関係を構築する、以上 4 つの力を醸成し、地域の防火・防災の担い手を育成している。主な事業は、幼稚園児などを対象にした「幼年消防クラブ」、小学 3 年生を対象にした体験型の出前授業である「教えて！ファイヤーマン」、次世代の地域防火・防災をけん引する社会人の礎を築く「少年消防クラブ」である。これらの事業を通じて、子どもに対する防火・防災教育を実践している。

5. 住 宅 防 火 対 策

高齢化が年々進む中、札幌市における火災被害の傾向は大きく変化しており、統計によると、高齢者世帯で発生した住宅火災の割合は、10年前の平成27年が23.7%であったのに対し、令和7年は約28.5%と大幅な増加が見られた。

このため、福祉行政などとの連携協力により、高齢者に対する「火の用心」の声掛けなどの注意喚起を図るほか、高齢者宅の火災危険の早期発見を図るため、在宅福祉サービス事業所などへの情報提供や防火研修会を実施している。また、平成30年11月からは、高齢者世帯の火災による被害軽減を図るための支援策として、自動消火装置の設置費を一部助成する「高齢者世帯自動消火装置設置費助成事業」を開始した。

このほか、民間企業等の協力のもと、広く市民へ火災予防広報を行う「暮らしの火の用心協力隊」プロジェクトを展開している。

6. 放 火 防 止 対 策

「放火」件数については、令和7年中は49件（前年比12件減少）と出火原因の4位であり、全火災の約11.6%を占めている。近年は、地域の防火委員会を中心とした放火されない環境づくりや関係行政機関・関係団体などへの積極的な情報発信をすることで、件数は10年前と比べ減少している。

このほか、連続放火防止対策として、町内会等へのフラッシュライトの貸出しを行っている。

予防広報状況（令和7年中）

（単位：回、人）

区 分	総 数		自 衛 消 防 隊 自 訓		自 主 防 災 隊 自 訓		出 前 講 座		広 報 行 事		消 防 関 係	
	実施 回数	参加 人員	実施 回数	参加 人員	実施 回数	参加 人員	実施 回数	参加 人員	実施 回数	参加 人員	出向 職員	参加 団員
総 数	669	48,259	322	24,531	45	2,289	118	6,421	184	15,018	2,356	359
地 域 住 民	178	17,320	34	1,715	39	1,769	55	2,014	50	11,822	606	232
事 業 所	141	3,075	101	2,249	2	80	27	660	11	86	436	12
うち社会福祉施設	26	662	17	346	－	－	8	312	1	4	57	－
幼 児	164	14,940	119	11,729	－	－	15	1,768	30	1,443	592	15
児 童	52	1,475	5	277	2	70	4	52	41	1,076	205	67
生 徒	42	9,431	12	7,168	2	370	3	1,631	25	262	211	30
大 学 生 等	3	620	2	600	－	－	1	20	－	－	6	－
そ の 他	89	1,398	49	793	－	－	13	276	27	329	300	3

幼年・少年消防クラブの結成状況（令和８年４月１日現在）

１．幼年消防クラブ

行 政 区		ク ラ ブ 数	指導者数（人）	クラブ員数（人）
総	数	44	127	2,236
中	央	2	8	100
	北	4	8	265
	東	6	18	331
白	石	4	9	193
厚	別	4	10	168
豊	平	4	13	213
清	田	5	11	192
	南	4	12	152
	西	5	16	240
手	稲	6	22	382

２．少年消防クラブ

行 政 区		ク ラ ブ 数	指導者数（人）	クラブ員数（人）
総	数	43	242	711 (282)
中	央	5	20	75 (26)
	北	4	25	30 (7)
	東	4	15	56 (25)
白	石	2	11	21 (4)
厚	別	4	25	93 (43)
豊	平	4	16	59 (26)
清	田	5	36	93 (42)
	南	5	28	134 (52)
	西	5	32	89 (34)
手	稲	5	34	61 (23)

（注） （ ）は女子の数で内数である。

幼年・少年消防クラブの活動状況（令和7年中）

1. 幼年消防クラブ

（単位：回、人）

行 事 名	活 動 内 容	実施回数	参加延人員
総 数		142	8,854
防 火 の 呼 び か け	防火みこし、防火パレード	-	-
避 難 訓 練 等	避難訓練、放水体験、車両展示	83	5,882
防 火 も ち つ き 等	防火もちつき、防火豆まき	3	196
ク ラ ブ 結 成 式 等	新入クラブ式・卒業クラブ式	27	1,442
防 火 の お 話	防火映画等	11	621
防 火 の つ ど い	お年寄りとのふれあい会等	1	17
そ の 他	消防署訪問等	17	696

2. 少年消防クラブ

（単位：回、人）

行 事 名	活 動 内 容	実施回数	参加延人員
総 数		285	4,803
防 火 パ ト ロ ー ル	町内防火夜回り等	10	137
防 火 の 呼 び か け	街頭広報、啓発品等作成配布等	37	490
防 火 ク リ ー ン 運 動	消火栓清掃、吸い殻入れの清掃	1	32
防 火 の つ ど い	防火のつどい	10	165
各 種 訓 練	規律、ロープ結索訓練等	101	1,488
防 火 研 修 会	消防庁舎見学、煙体験、放水体験、救急講習等	28	446
防 火 も ち つ き	お年寄りへもちの配布	2	62
防 火 看 板 の 作 成	防火看板等作製	12	123
ク ラ ブ 結 成 式 等	新入クラブ式・卒業クラブ式	33	767
親 睦 会	キャンプ、炊事遠足等	3	53
会 議	クラブ活動方針等	6	74
老 人 ホ ー ム 等 慰 問	お年寄りとのふれあい会等	4	60
そ の 他	出初式、感想発表大会、予防部主催イベント等	38	906

指定対象物状況(令和8年4月1日現在)

(単位:件)

業 態	総数	中央	北	東	白石	厚別	豊平	清田	南	西	手稲
総 数	75,451	11,788	9,350	12,237	11,054	3,321	9,378	2,460	3,968	8,113	3,782
指 定 対 象 物 計	18,522	4,295	1,963	2,267	1,849	1,250	2,023	781	1,322	1,847	925
1 イ 劇 場 ・ 映 画 館	55,762	7,249	7,214	9,796	9,053	2,041	7,278	1,639	2,497	6,193	2,802
ロ 公 会 堂 ・ 集 会 場	24	7	2	4	1	1	4	-	4	1	-
イ キャバレー・ナイトクラブ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ロ 遊技場・ダンスホール	514	30	73	67	46	42	55	50	69	38	44
ハ 性 風 俗 関 連 特 殊 営 業 を 営 む 店 舗	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ニ カラオケボックスその他遊興のため個室を提供する店舗	67	7	12	11	9	4	4	3	5	7	5
イ 待 合 ・ 料 理 店	3	-	1	1	1	-	-	-	-	-	-
ロ 飲 食 店	9	9	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4 百 貨 店 ・ マ ー ケ ッ ト	14	5	-	3	1	2	-	2	-	-	1
5 イ 旅 館 ・ ホ テ ル	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ロ 共 同 住 宅 ・ 寄 宿 舎	2	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-
イ 病 院 ・ 診 療 所	823	231	110	99	73	40	66	56	46	59	43
ロ 老 人 児 童 福 祉 施 設 ※ ①	492	170	63	46	18	18	50	27	33	46	21
ハ 老 人 児 童 福 祉 施 設 ※ ②	1,018	133	119	156	115	62	99	92	59	92	91
ニ 幼 稚 園 ・ 特 別 支 援 学 校	739	114	103	134	65	38	82	31	34	86	52
7 小 ・ 中 ・ 高 校 各 種 学 校	296	138	24	6	9	2	12	1	81	13	10
8 図 書 館 ・ 美 術 館	309	95	28	29	31	1	40	4	45	25	11
9 イ 蒸 気 ・ 熱 気 浴 場	5,327	1,193	432	607	544	539	757	116	336	581	222
ロ イ 以 外 の 公 衆 浴 場	38,301	4,515	4,961	6,695	6,219	1,498	5,650	1,000	1,656	4,273	1,834
10 車 両 の 停 車 場	335	52	41	44	30	24	33	21	22	42	26
11 神 社 ・ 寺 院 ・ 教 会	412	44	69	50	32	21	50	26	22	56	42
12 イ 工 場 ・ 作 業 場	695	67	84	106	72	45	76	49	95	61	40
ロ 映 画 ・ テ レ ビ ス タ ジ オ	50	1	7	17	1	3	1	2	7	8	3
13 イ 自 動 車 車 庫 ・ 駐 車 場	805	59	132	125	84	40	75	46	53	112	79
ロ 飛 行 機 等 の 格 納 庫	951	66	164	137	87	47	90	69	81	114	96
14 倉 庫	94	11	16	9	5	9	12	5	10	11	6
15 前 各 項 以 外 の 事 業 場	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
16 イ ※ ③	573	93	88	74	37	31	82	36	51	41	40
ロ ※ ④	94	9	73	-	1	1	4	-	2	1	3
17 重 要 文 化 財	83	11	1	4	1	52	3	-	8	1	2
18 延 長 50 メ ー ト ル 以 上 の ア ー ケ ー ド	2	-	-	-	-	-	1	-	-	1	-
休 業 等	13	11	-	-	-	-	1	-	-	-	-
	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	13	2	4	3	2	2	4	1	1	6	1
	7	2	-	1	-	-	-	-	3	1	-
	4	2	-	1	-	-	-	-	1	-	-
	53	11	8	7	7	4	7	-	2	5	2
	422	89	52	45	31	36	42	25	36	35	31
	117	18	17	15	13	3	14	8	10	14	5
	285	19	8	72	33	14	12	20	28	63	16
	2,017	86	260	515	414	41	67	77	44	339	174
	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	2	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-
	600	203	37	80	54	42	63	26	35	39	21
	279	86	24	30	42	11	27	9	18	15	17
	5	-	-	5	-	-	-	-	-	-	-
	2	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-
	281	31	21	50	46	7	20	26	33	40	7
	2,034	137	249	550	544	41	81	49	36	236	111
	1,416	446	134	188	109	57	144	47	120	121	50
	2,852	599	312	479	429	111	261	88	167	263	143
	3,721	1,179	462	371	384	150	347	107	185	380	156
	3,056	669	386	382	363	94	436	102	174	315	135
	1,049	246	111	137	163	48	112	52	44	103	33
	3,966	619	478	705	786	109	417	147	160	392	153
16の2 地 下 街	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-
16の3 準 地 下 街	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
17 重 要 文 化 財	13	11	-	-	-	1	-	-	-	1	-
18 延 長 50 メ ー ト ル 以 上 の ア ー ケ ー ド	13	1	10	-	-	-	-	-	1	1	-
休 業 等	6	5	-	-	-	-	-	-	1	-	-
	1,167	244	173	174	152	30	77	40	149	73	55

- (注) 1. ※① 児童福祉施設・老人福祉施設・障がい者支援施設などのうち要介護状態や障がいの程度が重い者などを入所させる施設
 ※② 児童福祉施設・老人福祉施設・障がい者支援施設などのうち、※①以外の施設
 ※③ 複合用途防火対象物のうち、その一部が消防法施行令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの
 ※④ 上記以外の複合用途防火対象物
 2. 各業態ごと、上段は、防火管理者を必要とする防火対象物である。

指定対象物立入検査実施状況(令和7年度中)

(単位:件)

業 態	総数	中央	北	東	白石	厚別	豊平	清田	南	西	手稲
業 態	9,419	1,599	1,101	1,401	1,547	361	875	419	711	824	581
指 定 対 象 物 計	4,196	826	442	720	413	177	430	199	355	359	275
	5,045	741	641	647	1118	178	441	212	323	447	297
1 イ 劇 場 ・ 映 画 館	5	1	1	-	-	-	2	-	-	1	-
ロ 公 会 堂 ・ 集 会 場	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2 イ キャバレー・ナイトクラブ	174	9	15	21	17	12	14	16	32	12	26
ロ 遊 技 場 ・ ダ ン ス ホール	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ハ 性 風 俗 関 連 特 殊 営 業 を 営 む 店 舗	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ニ カラオケボックスその他遊興のため個室を提供する店舗	20	3	5	4	2	2	-	-	-	2	2
イ 待 合 ・ 料 理 店	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ロ 飲 食 店	2	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-
4 百 貨 店 ・ マーケット	279	74	34	46	23	13	12	22	23	18	14
5 イ 旅 館 ・ ホ テ ル	196	63	29	19	9	7	23	11	10	14	11
ロ 共 同 住 宅 ・ 寄 宿 舎	274	29	30	39	29	13	17	38	17	25	37
イ 病 院 ・ 診 療 所	240	27	24	61	14	13	28	17	13	21	22
ハ 老 人 児 童 福 祉 施 設 ※ ①	132	29	11	3	3	2	6	1	68	5	4
ニ 幼 稚 園 ・ 特 別 支 援 学 校	93	40	12	5	6	-	7	1	13	9	-
6 イ 共 同 住 宅 ・ 寄 宿 舎	627	82	26	246	46	16	129	4	17	42	19
ロ 老 人 児 童 福 祉 施 設 ※ ②	1977	288	276	192	516	75	137	54	147	217	75
ハ 更 生 施 設	100	14	14	19	4	5	6	6	5	14	13
ニ 幼 稚 園 ・ 特 別 支 援 学 校	123	11	16	16	7	6	14	14	8	8	23
7 小 ・ 中 ・ 高 校 各 種 学 校	184	13	29	41	16	11	21	13	24	9	7
8 図 書 館 ・ 美 術 館	9	-	1	6	-	-	-	1	1	-	-
9 イ 蒸 気 ・ 熱 気 浴 場	244	19	31	51	26	9	21	17	15	42	13
ロ イ 以 外 の 公 衆 浴 場	262	19	42	43	33	16	33	26	14	24	12
10 車 両 の 停 車 場	35	4	5	5	1	2	4	2	2	4	6
11 神 社 ・ 寺 院 ・ 教 会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
12 イ 工 場 ・ 作 業 場	85	16	11	2	6	3	18	3	10	6	10
ロ 映 画 ・ テ レ ビ ス タ ジ オ	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-
13 イ 自 動 車 車 庫 ・ 駐 車 場	4	1	-	-	-	1	-	-	1	-	1
ロ 飛 行 機 等 の 格 納 庫	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
14 倉 庫	4	3	-	-	-	-	-	-	-	-	1
15 前 各 項 以 外 の 事 業 場	10	-	1	-	2	2	2	1	-	2	-
16 イ ※ ③	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ロ ※ ④	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
17 重 要 文 化 財	3	1	-	-	2	-	-	-	-	-	-
18 延 長 50 メートル以上のアーケード	62	17	8	-	4	2	14	-	5	4	8
19 休 業 等	8	-	-	-	4	-	1	-	1	1	1
	41	3	1	13	6	1	1	4	2	6	4
	231	11	23	44	84	4	2	8	5	22	28
	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	133	40	8	21	10	10	12	5	13	7	7
	38	6	3	4	7	4	8	-	3	2	1
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	66	10	5	15	21	1	1	4	3	2	4
	205	15	17	41	94	2	3	6	2	10	15
	274	71	24	34	23	11	29	6	34	19	23
	233	33	28	23	70	5	19	4	18	18	15
	1,218	329	167	136	127	55	99	51	76	108	70
	968	177	120	135	120	38	137	51	70	69	51
	210	48	16	22	46	6	22	5	8	31	6
	449	47	47	56	152	8	29	19	17	31	43
16の2 地 下 街	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
16の3 準 地 下 街	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
17 重 要 文 化 財	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-
18 延 長 50 メートル以上のアーケード	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-
19 休 業 等	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	178	32	18	34	16	6	4	8	33	18	9

(注) 1. ※① 児童福祉施設・老人福祉施設・障がい者支援施設などのうち要介護状態や障がいの程度が重い者などを入所させる施設
 ※② 児童福祉施設・老人福祉施設・障がい者支援施設などのうち、※①以外の施設
 ※③ 複合用途防火対象物のうち、その一部が消防法施行令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの
 ※④ 上記以外の複合用途防火対象物
 2. 各業態ごと、上段は、防火管理者を必要とする防火対象物である。

防火管理者の選任と消防計画の届出状況（令和８年４月１日現在）

防火管理者を選任しなければならない対象物数 17,422 件
 防火管理者を選任している対象物数 17,113 件（選任率 98.2%）
 消防計画を届出している対象物数 16,998 件（届出率 97.6%）
 （注） 消防法施行令第２条が適用される対象物は一の対象物として計上

各種届出状況（令和７年度中）

（単位：件）

届出種別	届出数	届出種別	届出数
炉	3	煙火打上げ・仕掛け	82
厨房設備	2	催物開催	101
温風暖房機	17	臨時客席等設置	134
ボイラ一	298	ストーブ・煙突・取付掃除業	-
給湯湯沸設備	92	消防設備業	29
乾燥設備	15	燃焼器具製造業	-
サウナ設備	9	燃焼器具取付・点検整備業	-
ヒートポンプ冷暖房機	36	少量危険物	544
火花を生ずる設備	-	指定可燃物	19
放電加工機	-	灯油販売取扱者	1
変電設備	281	裸火・危険物使用	390
急速充電設備	5	法令適合通知書交付申請	691
燃料電池発電設備	1	防火対象物の仮使用の認定	28
発電設備	78	圧縮アセチレンガス	271
蓄電池設備	78	受水そうの清掃	-
ネオン管灯設備	-	指定洞道等設置	-
水素ガスを充てんする気球	-	使用開始	789
揚煙等の行為	540		

高層建築物等状況（令和８年４月１日現在）（単位：棟）

	総数	31m超 45m以下	45m超 70m以下	70m超 100m以下	100m超
総数	3,060	2,790	204	49	17
中央	1,578	1,405	123	39	11
北	304	277	23	2	2
東	199	182	12	4	1
白石	204	199	4	1	-
厚別	130	117	10	2	1
豊平	307	297	10	-	-
清田	17	16	1	-	-
南	79	75	4	-	-
西	206	186	17	1	2
手稲	36	36	-	-	-

（注） 建築物の最高高さで計上

消 防 同 意

建築物の同意処理状況の推移（過去 5 年間）

（単位：件）

区 分 \ 年 別	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
建 築 物 同 意 総 数	1,989	1,869	1,848	1,838	1,660
令 別 表 防 火 対 象 物	1,478	1,474	1,522	1,529	1,360
専 用 住 宅 等	498	388	321	304	293
危 険 物 施 設	13	7	4	5	6
そ の 他	-	-	1	-	1
確 認 通 知 総 数	6,212	5,521	4,777	4,622	4,202
総 数	8,201	7,390	7,390	6,460	5,862

消防同意事務処理状況（令和7年中）

（単位：件）

処 理 区 分		総数	中央	北	東	白石	厚別	豊平	清田	南	西	手稲
申 請 種 別 計		1,614	453	166	232	195	68	183	40	62	154	61
確 認 申 請		1,123	227	133	174	163	48	143	29	36	130	40
計 画 通 知		125	67	10	15	2	6	1	4	12	4	4
許 可 申 請		97	74	2	6	1	4	2	1	2	2	3
計 画 変 更		269	85	21	37	29	10	37	6	12	18	14
同 意 ・ 不 同 意 別 計		1,660	479	170	241	198	67	183	40	64	155	63
同 意（了 承 含 む。）		588	213	53	83	51	26	48	16	34	41	23
同意（了 承 含 む。）のうち指導したもの		1,068	266	116	157	147	41	135	24	29	113	40
不 同 意（不 了 承 含 む。）		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
取 り 下 げ		4	-	1	1	-	-	-	-	1	1	-
工 事 種 別 計		1,660	479	170	241	198	67	183	40	64	155	63
新 築		1,591	461	164	232	195	61	175	36	62	144	61
増 築		43	4	4	5	3	6	7	3	2	7	2
改 築		1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
移 転		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
用 途 変 更		22	13	2	4	-	-	1	1	-	1	-
大 規 模 の 修 繕		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大 規 模 の 模 様 替		1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
そ の 他 既 存 等		2	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-
防 火 対 象 物 別 計		1,660	479	170	241	198	67	183	40	64	155	63
令 別 表 の 防 火 対 象 物 小 計		1,360	440	128	174	153	56	156	34	52	120	47
1 項	イ	劇場・映画館・演芸場又は観覧場	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-
	ロ	公会堂又は集会場	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2 項	イ	キャバレー・カフェー・ナイトクラブ等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ロ	遊技場又はダンスホール	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-
	ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗・その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ニ	カラオケボックス・漫画喫茶・複合カフェ等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3 項	イ	待合・料理店その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ロ	飲食店	34	20	2	1	3	-	4	1	2	1
4 項		百貨店・マーケット・店舗・展示場	130	89	6	10	4	2	6	-	3	4
5 項	イ	旅館・ホテル又は宿泊所・その他	39	25	6	3	5	-	-	-	-	-
	ロ	寄宿舎・下宿又は共同住宅	512	121	49	74	84	23	89	7	6	53
6 項	イ	病院・診療所又は助産所	23	2	-	4	3	4	3	1	2	4
	ロ	福祉施設（主に要介護状態の者を入所させるもの）	33	1	3	1	3	2	8	1	6	5
	ハ	口以外の福祉施設	16	-	3	-	-	2	5	-	2	3
	ニ	幼稚園・特別支援学校	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-
7 項		小学校・中学校・高校・高専・大学・その他	16	5	3	2	-	-	1	-	1	3
8 項		図書館・博物館・美術館・その他	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-
9 項	イ	公衆浴場のうち蒸気浴場・熱気浴場その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ロ	イ以外の公衆浴場	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
10 項		車両の停車場又は船舶・航空機の発着場	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
11 項		神社・寺院・教会その他	14	3	-	3	1	-	2	1	3	1
12 項	イ	工場又は作業場	22	3	-	3	4	1	1	1	-	4
	ロ	映画スタジオ又はテレビスタジオ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
13 項	イ	自動車車庫又は駐車場	60	27	4	10	1	3	3	5	2	2
	ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
14 項		倉庫	44	5	5	13	7	1	4	1	1	5
15 項		前各項に該当しない事業場	266	73	31	37	28	14	22	9	21	18
16 項	イ	複合用途防火対象物で特定用途に供されるもの※	103	48	11	6	4	3	9	1	2	11
	ロ	イ以外の複合用途防火対象物	42	15	3	7	6	1	3	3	1	3
16 の 2 項		地下街	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
16 の 3 項		建築物の地階で連続して地下道に面したもの	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
17 項		重要文化財等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
18 項		延長 50 メートル以上のアーケード	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-
専 用 住 宅 等		293	39	42	66	42	11	26	6	10	35	16
危 険 物 施 設 等		6	-	-	1	3	-	1	-	1	-	-
そ の 他		1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-
確 認 通 知		4,202	355	741	543	369	226	426	250	301	614	377

（注） ※ 複合用途防火対象物のうち、その一部が消防法施行令別表第1（1）項から（4）項まで、（5）項イ、（6）項、（9）項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの

危険物

危険物施設状況（令和８年４月１日現在：完成検査済証交付施設）

施設名	総数	中央	北	東	白石	厚別	豊平	清田	南	西	手稲
総数	5,728	1,137	604	734	851	249	553	175	487	627	311
● 製造所	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
● 貯蔵所計	3,230	542	355	448	549	136	227	105	318	326	224
屋内貯蔵所	175	12	20	51	36	5	-	4	6	24	17
屋外タンク貯蔵所	61	-	4	26	5	2	2	-	8	8	6
屋内タンク貯蔵所	403	210	37	16	27	20	26	3	25	24	15
地下タンク貯蔵所	1,438	265	148	175	165	94	127	66	160	141	97
簡易タンク貯蔵所	3	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-
移動タンク貯蔵所	1,145	55	146	177	316	14	72	32	115	129	89
屋外貯蔵所	5	-	-	3	-	1	-	-	1	-	-
● 取扱所計	2,497	595	249	286	302	113	326	70	169	300	87
給油取扱所	436	39	45	79	78	16	35	29	38	46	31
営業用	263	32	31	49	36	12	28	15	16	28	16
うちセルフ	126	15	18	20	14	8	10	10	10	13	8
営業用以外	173	7	14	30	42	4	7	14	22	18	15
販売取扱所	18	2	-	5	7	-	1	-	-	2	1
第一種	6	1	-	2	2	-	-	-	-	-	1
第二種	12	1	-	3	5	-	1	-	-	2	-
移送取扱所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
一般取扱所	2,043	554	204	202	217	97	290	41	131	252	55

（単位：件）

危険物施設立入検査・指導実施状況（令和7年度中：立入検査実施施設数）

（単位：件）

施設名	総数	中央	北	東	白石	厚別	豊平	清田	南	西	手稲
総数	2,473	470	279	325	332	86	293	102	222	221	143
● 製造所	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
● 貯蔵所計	1,242	215	141	165	185	48	112	37	132	100	107
屋内貯蔵所	46	2	3	16	12	-	-	-	1	6	6
屋外タンク貯蔵所	18	-	1	13	-	1	-	-	3	-	-
屋内タンク貯蔵所	117	56	9	7	9	4	10	-	6	6	10
地下タンク貯蔵所	599	97	59	71	48	34	60	26	104	47	53
簡易タンク貯蔵所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
移動タンク貯蔵所	457	60	69	55	116	8	42	11	17	41	38
屋外貯蔵所	5	-	-	3	-	1	-	-	1	-	-
● 取扱所計	1,230	255	138	160	147	38	181	65	90	120	36
給油取扱所	341	46	18	48	72	9	31	37	34	33	13
営業用	242	43	13	31	51	6	30	17	15	26	10
営業用以外	99	3	5	17	21	3	1	20	19	7	3
販売取扱所	5	-	-	3	1	-	-	-	-	1	-
第一種	2	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-
第二種	3	-	-	2	-	-	-	-	-	1	-
移送取扱所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
一般取扱所	884	209	120	109	74	29	150	28	56	86	23

危険物関係事務処理

製造所等	総 数	設 置 許 可	変 更 許 可	完 成 検 査	完 成 検 査 前 検 査	仮 使 用 承 認	取 下 げ ・ 取 止 届	試 験 報 告 等 届	住 所 ・ 氏 名 ・ 名 称 変 更	軽 微 な 変 更 届	譲 渡 ・ 引 渡 届	品 名 ・ 数 量 ・ 倍 数 変 更 届	廃 止 届	保 安 監 督 者 選 任 届
令和6年度総数	2,923	91	172	254	1	43	17	67	865	524	105	12	116	180
令和7年度総数	2,680	85	152	248	3	59	0	56	790	505	92	22	103	170
● 製造所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
● 貯蔵所計	1,065	71	64	133	-	4	-	18	365	67	50	10	83	43
屋内貯蔵所	65	5	1	6	-	-	-	-	21	-	3	7	4	16
屋外タンク貯蔵所	13	2	-	-	-	-	-	-	7	-	-	-	-	4
屋内タンク貯蔵所	87	1	2	4	-	1	-	5	52	3	6	-	9	-
地下タンク貯蔵所	504	7	18	23	-	3	-	13	227	45	12	2	28	23
簡易タンク貯蔵所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
移動タンク貯蔵所	393	55	43	99	-	-	-	-	58	19	29	1	41	-
屋外貯蔵所	3	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
● 取扱所計	1,615	14	88	115	3	55	-	38	425	438	42	12	20	127
給油取扱所	806	1	44	48	3	35	-	11	112	309	15	8	7	92
（営業用	684	1	34	37	2	29	-	8	85	293	13	5	4	73
（営業用以外	122	-	10	11	1	6	-	3	27	16	2	3	3	19
販売取扱所	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
（第一種	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
（第二種	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
移送取扱所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
一般取扱所	807	13	44	67	-	20	-	27	313	129	27	4	13	33

状 況 （令和7年度中）

保 安 監 督 者 解 任 届	休 止 届	再 開 届	災 害 発 生 届	危 険 作 業 届	完 成 検 査 済 証 再 交 付	着 工 届	各 種 中 間 検 査	そ の 他	施 設 数		令和6年度と 令和7年度の 施 設 数 比 較		製 造 所 等
									令 和 7 年 3 月 末	令 和 8 年 3 月 末	7 年 度 増 減 件 数	増 加 率 %	
9	16	1	27	99	6	7	103	208	5,758	-	-	-	令 和 6 年 度 総 数
8	8	-	36	109	11	6	81	136	-	5,728	△30	△0.5	令 和 7 年 度 総 数
-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	● 製 造 所
1	5	-	5	27	7	-	25	87	3,261	3,230	△31	△0.9	● 貯 蔵 所 計
-	-	-	-	-	2	-	-	-	173	175	2	1.1	屋 内 貯 蔵 所
-	-	-	-	-	-	-	-	-	61	61	-	-	屋 外 タ ン ク 貯 蔵 所
1	1	-	-	1	-	-	-	1	415	403	△12	△2.8	屋 内 タ ン ク 貯 蔵 所
-	4	-	1	26	2	-	25	45	1,462	1,438	△24	△1.6	地 下 タ ン ク 貯 蔵 所
-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	3	-	-	簡 易 タ ン ク 貯 蔵 所
-	-	-	4	-	3	-	-	41	1,142	1,145	3	0.2	移 動 タ ン ク 貯 蔵 所
-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	5	-	-	屋 外 貯 蔵 所
7	3	-	31	82	4	6	56	49	2,496	2,497	1	0.1	● 取 扱 所 計
4	1	-	26	30	-	3	28	29	444	436	△8	△1.8	給 油 取 扱 所
3	1	-	25	24	-	3	20	24	266	263	△3	△1.1	〔 営 業 用
1	-	-	1	6	-	-	8	5	178	173	△5	△2.8	営 業 用 以 外
-	-	-	-	-	-	-	-	-	18	18	-	-	販 売 取 扱 所
-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	6	-	-	〔 第 一 種
-	-	-	-	-	-	-	-	-	12	12	-	-	第 二 種
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	移 送 取 扱 所
3	2	-	5	52	4	3	28	20	2,034	2,043	9	0.4	一 般 取 扱 所

防 火 協 力 団 体

札幌防火委員会連合会（各区防火委員会）

1. 設 立

昭和 40 年 4 月 16 日、市内各地区に協議会として発足した。

その後、政令指定都市への移行に伴い、実践活動の強化を図るため、各区の連合町内会等を加入団体として区防火委員会となり、各委員相互の連絡協議を図るため、昭和 49 年 4 月 4 日札幌防火委員会連合会が設立された。

2. 目 的

区内の連合町内会及び各区の防火委員会と連絡協調し、地域住民の自主的な災害予防活動の実施と防火防災思想の普及啓発を図り、もって地域住民の安心安全に資することを目的としている。

3. 組 織

各区の防火委員会をもって連合会を組織し、各区内の連合町内会等をもって防火委員会を組織している。

1 連合会、10 区防火委員会、1,839 委員

4. 事 業

- (1) 地域と連携した防火防災思想の普及啓発活動に関すること。
- (2) 火災、地震等の災害時において、主体的な消火・応急救護・人命救助を行うことができるようになるための平常時における訓練・研修の実施に関すること。
- (3) 放火防止対策のための地域と連携した活動に関すること。
- (4) 防火及び防災について、消防機関との連絡協調に関すること。
- (5) その他、本会の目的達成のために必要なこと。

各区少年消防クラブ協議会

1. 設 立

平成元年 11 月、市内各区に協議会が発足した。

2. 目 的

区内の各少年消防クラブと連絡協調し、活動に必要な指導育成を行うとともに相互の親睦を図り、もって消防クラブの発展に資することを目的としている。

3. 組 織

区内の各少年消防クラブの指導者をもって組織している。

10 区少年消防クラブ協議会、少年消防クラブ 43 クラブ、クラブ員数 711 人、指導者数 242 人

4. 事 業

- (1) 各少年消防クラブとの連絡協調に関すること。
- (2) 少年消防クラブ運営指導の研究に関すること。
- (3) 少年消防クラブの活動に必要な指導、助言に関すること。
- (4) 関係機関との連絡調整に関すること。
- (5) その他、本会の目的達成に必要な事項

札幌防火管理者協会

1. 設 立

昭和 39 年 3 月に防火管理者連絡協議会として発足し、各区防火管理者協議会相互の連絡協調を図るため、昭和 45 年 4 月に札幌防火管理者連絡協議会連合会が設立された。

その後、政令指定都市への移行に伴い 7 協議会となり、昭和 54 年に札幌防火管理者協議会連合会へと改称、さらに平成元年及び平成 9 年の分区に伴いそれぞれ 2 協議会、1 協議会が設立され、1 連合会 10 協議会となった。

最初の組織発足から 50 年が経過し、将来的視点での運営体制、会員のニーズや時代に相応した事業展開を行っていく必要性から、各区防火管理者協議会及び札幌防火管理者協議会連合会を統合再編し、平成 28 年 5 月 24 日の設立総会をもって、現在の札幌防火管理者協会が設立された。

2. 目 的

各事業所における防火管理体制の推進を図るため、消防法令を遵守し、会員自らが防火管理に関する知識及び技術の向上に努めるとともに、積極的に防火防災思想の普及啓発及び地域社会への貢献を行い、もって社会福祉の増進に寄与することを目的としている。

3. 組 織

本会の趣旨に賛同する防火対象物の防火管理者等により組織している。

4. 事 業

「コンプライアンスの推進と安全安心向上に向けた情報発信」・「積極的な地域貢献」・「会員自らが主体となって事業に取り組む団体」という 3 つの組織コンセプトを掲げており、防火管理技能講習会、救命講習会及び実務講習会などの研修会や自主防火キャンペーン、青少年育成事業や地域の防火・防災等の啓発事業への協賛などの地域貢献活動など、会員自らが主体となった事業を展開するとともに、消防機関や各防火協力団体との連絡協調を図り、ホームページを活用した情報発信など、各防火対象物における防火管理体制の充実強化を図っている。

札幌危険物安全協会

1. 設 立

昭和 40 年に危険物取扱主任者連絡協議会(2 協議会)として発足し、昭和 47 年の政令指定都市への移行に伴い、危険物安全協議会と改称した。(7 協議会)

その後、平成元年の分区に伴い 9 協議会となり、各区協議会相互の連絡協調を図る必要から、平成 4 年に札幌危険物安全協議会連合会を設立。そして、平成 9 年の分区に伴い 10 協議会となった。

最初の組織発足から、平成 27 年で 50 年が経過し、将来的視点での運営体制、会員のニーズや時代に相応した事業展開を行っていく必要性から、各区危険物安全協議会及び札幌危険物安全協議会連合会を統合再編し、平成 28 年 4 月 27 日の設立総会をもって、現在の札幌危険物安全協会が設立された。

2. 目 的

危険物施設における消防法令の遵守と保安の確保を図るため、会員自らが危険物施設の健全化及び危険物に関する知識の向上に努めるとともに、積極的に危険物に関する普及啓発及び地域社会への貢献を行い、もって社会福祉の増進に寄与することを目的としている。

3. 組 織

各区内の危険物の製造所、貯蔵所及び取扱所の経営者若しくは本会の趣旨に賛同する事業所をもって組織している。

4. 事 業

「コンプライアンスの推進と保安確保に向けた情報発信」・「積極的な地域貢献」・「会員自らが主体となって事業に取り組む団体」という 3 つの組織コンセプトを掲げており、危険物安全週間に伴う小冊子配付、保安研修会、救命講習会及び移動タンク貯蔵所の一斉点検、青少年育成事業や地域の防火・防災等の啓発事業への協賛による地域貢献活動など、会員自らが主体となった事業を展開するとともに、消防機関や各防火協力団体との連絡協調を図り、ホームページを活用した情報発信など、各危険物施設における保安体制の充実強化を図っている。

札幌石油燃焼器具整備業協議会

1. 設 立

昭和 49 年 3 月 26 日に設立された。

2. 目 的

石油燃焼機器の点検整備等の技術向上及び石油燃焼機器に起因する災害の予防並びに市民の安全を確保するため、防火思想の普及啓発に努めるとともに会員相互の親睦を図り、事業の発展と社会の福祉の増進に寄与することを目的とする。

3. 組 織

札幌市火災予防条例に基づく石油燃焼機器の分解整備、修理補修、保守管理及び設置に関する熟練者を擁して、点検整備等の業務を行っている事業所及びこれから事業所を開設しようとする者をもって組織する。

4. 事 業

- (1) 点検整備等の技術向上についての研修会並びに講習会の開催に関する事項
- (2) 点検整備等についての技術的な助言に関する事項
- (3) 防火思想の普及宣伝に関する事項
- (4) 防火について、消防機関並びに関係諸団体との連絡協調に関する事項
- (5) その他、本会の目的達成のために必要な事項

ガ ス ・ 火 薬

ガス関係事業所等状況（令和８年４月１日現在）

（単位：件）

事業区分	総数	中央	北	東	白石	厚別	豊平	清田	南	西	手稲
総 数	2,827	601	382	431	369	101	249	130	120	287	157
高 圧 ガ ス 関 係 計	2,125	524	254	306	279	88	174	102	84	205	109
第 一 種 製 造 者	61	11	7	6	13	2	4	5	3	10	-
第 二 種 製 造 者	780	230	97	81	65	36	75	43	40	64	49
高 圧 ガ ス 販 売 業 者	1,068	234	124	189	175	45	80	45	31	104	41
第 一 種 貯 蔵 所	23	5	1	3	4	1	1	1	1	4	2
第 二 種 貯 蔵 所	120	27	21	19	13	2	9	4	5	9	11
特 定 高 圧 ガ ス 消 費 者	47	7	4	5	5	1	4	2	3	10	6
容 器 検 査 所	26	10	-	3	4	1	1	2	1	4	-
液 化 石 油 ガ ス 関 係 計	702	77	128	125	90	13	75	28	36	82	48
液化石油ガス販売事業所	118	16	19	24	13	-	15	3	6	13	9
保 安 機 関	121	17	20	25	12	-	15	3	6	14	9
充 て ん 事 業 者	6	-	1	-	3	-	-	1	-	1	-
特定液化石油ガス設備工事事業所	457	44	88	76	62	13	45	21	24	54	30

ガス関係申請・届出状況（令和7年度中）

（単位：件）

	総数	高圧法関係	液石法関係
総数	982	357	625
許可関係計	50	23	27
		高圧ガス製造許可申請書	液化石油ガス販売事業登録申請書
		高圧ガス製造施設等変更許可申請書	保安機関認定申請書
		第一種貯蔵所設置許可申請書	保安機関認定更新申請書
		第一種貯蔵所位置等変更許可申請書	一般消費者等の数の増加認可申請書
		容器検査所登録申請書	保安業務規程認可申請書
		容器検査所登録更新申請書	保安業務規程変更認可申請書
		高圧ガスの種類又は圧力変更申請書	液化石油ガス販売事業者認定申請書
		特別充てん許可申請書	貯蔵施設等設置許可申請書
			貯蔵施設等変更許可申請書
			充てん設備許可申請
			充てん設備変更許可申請書
検査関係計	42	30	12
		製造施設完成検査申請書	貯蔵施設等完成検査申請書
		第一種貯蔵所完成検査申請書	充てん設備完成検査申請書
		保安検査申請書	充てん設備保安検査申請書
届出関係計	890	304	586
		高圧ガス製造事業届書	液化石油ガス販売事業登録簿謄本
		第一種製造事業承継届書	交付（閲覧）請求書
		第二種製造事業承継届書	登録行政庁変更届書
		高圧ガス製造施設軽微変更届書	液化石油ガス販売所等変更届書
		高圧ガス製造施設等変更届書	液化石油ガス販売事業承継届書（甲）
		第一種貯蔵所承継届書	液化石油ガス販売事業承継届書（乙）
		第二種貯蔵所設置届書	業務主任者等選任（解任）届書
		第一種貯蔵所軽微変更届書	液化石油ガス販売事業廃止届
		第二種貯蔵所位置等変更届書	一般消費者等の数の減少届書
		高圧ガス販売事業届書	認定行政庁変更届書
		高圧ガス販売事業承継届書	保安機関変更届書
		販売に係る高圧ガスの種類変更届書	保安機関承継届書（甲）
		高圧ガス製造開始届書	保安機関承継届書（乙）
		高圧ガス製造廃止届書	保安業務廃止届書
		貯蔵所廃止届書	認定液化石油ガス販売事業者状況報告書
		高圧ガス販売事業廃止届書	貯蔵施設等変更届書
		特定高圧ガス消費届書	貯蔵施設等完成検査受検届書
		特定高圧ガス消費者承継届書	貯蔵施設等完成検査報告書
		特定高圧ガス消費施設等変更届書	充てん設備変更届書
		特定高圧ガス消費廃止届書	充てん設備完成検査受検届書
		危害予防規程届書	充てん設備完成検査結果報告書
		高圧ガス保安統括者届書	充てん設備保安検査受検届書
		高圧ガス保安技術管理者等届書	充てん設備保安検査結果報告書
		高圧ガス販売主任者届書	液化石油ガス設備工事届書
		特定高圧ガス取扱主任者届書	特定液化石油ガス設備工事業開始届書
		高圧ガス保安統括者代理者届書	特定液化石油ガス設備工事業変更届書
		高圧ガス製造休止届書	特定液化石油ガス設備工事業廃止届書
		高圧ガス保安協会保安検査受験届書	是正計画（報告）書
		指定保安機関保安検査受験届書	液化石油ガス販売事業報告
		保安検査結果報告書	保安業務実施状況報告
		事故届書	充てん事業報告
		冷凍保安責任者届書	その他
		冷凍保安責任者代理者届書	
		検査主任者届書	
		容器検査所廃止届書	
		その他	

火薬関係事業所等状況（令和８年４月１日現在）

（単位：件）

事業区分		総数	中央	北	東	白石	厚別	豊平	清田	南	西	手稲
総数		66	15	6	9	4	2	1	1	17	6	5
火薬類製造所		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
火薬類販売所		10	5	1	2	1	-	-	-	1	-	-
競技用紙雷管販売所		2	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-
火薬庫	一級火薬庫	14	2	-	-	-	-	-	-	10	2	-
	二級火薬庫	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
	三級火薬庫	2	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-
	実包火薬庫	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	煙火火薬庫	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他火薬庫	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
貯蔵場所 火薬庫外	火薬類販売所関係	7	2	1	2	1	-	-	-	-	1	-
	委託貯蔵	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	土木関係	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	がん具用煙火	9	3	2	1	-	1	-	1	-	-	1
	法令に基づく消費者	20	3	2	3	2	1	1	-	4	2	2
	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

火薬関係申請・届出状況（令和７年度中）

（単位：件）

		火薬類取締法関係	
総数			186
許可関係計			79
	火薬類譲渡許可申請書		10
	火薬類譲受許可申請書		-
	火薬類消費許可申請書		41
	火薬類譲受・消費許可申請書		15
	保安教育計画(変更)認可申請書		11
	火薬類譲渡・譲受許可証書換申請書		-
	火薬類販売営業許可申請書		1
	火薬庫設置等許可申請書		1
検査関係計			8
	保安検査申請書		8
	完成検査申請書		-
届出関係計			99
	火薬庫外貯蔵場所指示願		19
	火薬類製造営業等廃止届		1
	火薬類製造（取扱）保安責任者（代理者・副）選(解)任届		24
	火薬庫等定期自主検査計画策定（変更）届		10
	火薬庫等定期自主検査報告書		18
	火薬類販売年報報告書		9
	火薬類販売営業許可申請書等記載事項変更報告書		-
	火薬庫所有(占有)者年報報告書		9
	火薬庫設置等許可申請書等記載事項変更報告書		-
	火薬類消費許可申請書等記載事項変更届		-
	火薬類消費年報報告書		8
	氏名等変更届		1
	火薬類製造施設（火薬庫）軽微変更届		-

火

災

火 災 の 概 要（令和7年中）

令和7年中の札幌市内の火災件数は421件で、前年と比較して1件(0.2%)増加し、1日当たり1.2件の発生となった。

1. 火 災 種 別

火災種別では、建物火災は308件（全火災件数の73.2%）で、前年同数、林野火災は1件（同0.2%）で、前年と比較して1件(100%)の増加、車両火災は47件(同11.2%)で、前年と比較して7件(13.0%)の減少、船舶・航空機火災は0件で前年同数、その他火災は65件(同15.4%)で、前年と比較して7件(12.1%)の増加となった。

2. 死 傷 者

死者は15人で前年と比較して4人（21.1%）減少し、死者のうち逃げ遅れによるものは13人で前年と比較して1人（8.3%）の増加となり、そのうち高齢者は9人で1人（12.5%）の増加となった。

また、負傷者は94人で前年と比較して8人（9.3%）の増加となった。

3. リ 災 状 況

焼損棟数は353棟で、前年と比較して17棟（5.1%）の増加となった。

焼損床面積は3,721㎡で、前年と比較して728㎡（16.4%）の減少となった。

損害額は322,715千円で、前年と比較して194,655千円（37.6%）の減少となった。

4. 出 火 率

出火率（人口1万人当たりの火災件数）は2.2件/万人で、前年と比較して0.1の増加となった。

5. 月 別 発 生 状 況

月別発生件数は、4月の47件が最も多く、次いで、12月が44件となっている。また、最も少ないのは9月の20件となっている。

月平均の発生件数は、35.1件となっている。

6. 区 別 発 生 状 況

区別発生件数は、中央区の76件が最も多く、次いで、白石区の62件となっている。また、最も少ないのは厚別区の15件となっている。

火 災 発 生 状 況

(各年・月中)

年月次	総 数	爆 発	火災種別										死者数			負 傷 者 数	焼 損 棟 数	り 災 世 帯 数	り 災 人 員	焼損面積		損 害 額 (千円)	出 火 率
			建　　物				林 野	車 両	船 舶・ 航 空 機	その他		逃 げ 遅 れ	高 齢 者	建 物 床 (㎡)	林 野 (a)								
			全 焼	半 焼	部 分 焼	ぼ や				野 火													
令和 2年	376	1	259	11	12	61	175	3	60	-	54	12	14	12	9	70	303	236	434	2,871	28	257,333	1.9
3年	383	1	274	29	14	53	178	1	43	-	65	15	20	15	12	65	354	259	498	5,321	1	339,734	1.9
4年	387	-	282	18	20	59	185	1	51	-	53	5	25	23	17	59	325	256	462	3,956	0	281,809	1.9
5年	385	-	286	17	16	75	178	-	45	-	54	8	9	9	7	59	346	243	494	3,309	-	296,071	2.0
6年	420	1	308	16	16	72	204	-	54	-	58	7	19	12	8	86	336	237	402	4,449	-	517,370	2.1
7年	421	1	308	16	17	74	201	1	47	-	65	12	15	13	9	94	353	256	445	3,721	0	322,715	2.2
7年 1月	32	-	26	3	2	3	18	-	2	-	4	-	1	1	1	9	28	18	29	517	-	35,875	-
2月	39	-	36	1	2	5	28	-	1	-	2	-	-	-	-	8	42	23	37	439	-	28,860	-
3月	35	-	31	-	2	14	15	-	1	-	3	-	3	3	2	11	32	26	50	246	-	33,043	-
4月	47	-	30	2	2	7	19	-	9	-	8	4	2	1	1	9	35	31	53	389	-	29,146	-
5月	30	-	20	-	2	4	14	-	4	-	6	2	-	-	-	6	21	16	23	83	-	5,388	-
6月	42	-	21	1	-	5	15	-	6	-	15	2	-	-	-	8	25	10	19	102	-	7,611	-
7月	35	-	17	1	1	1	14	-	5	-	13	4	-	-	-	3	24	7	14	385	-	50,919	-
8月	33	-	23	1	1	4	17	-	5	-	5	-	1	1	1	11	25	19	35	166	-	16,721	-
9月	20	-	16	1	-	5	10	-	3	-	1	-	1	1	1	5	20	19	25	174	-	12,418	-
10月	38	1	32	1	2	9	20	1	2	-	3	-	1	-	-	10	33	31	60	402	0	37,248	-
11月	26	-	19	1	3	5	10	-	4	-	3	-	3	3	1	4	22	17	25	341	-	24,595	-
12月	44	-	37	4	-	12	21	-	5	-	2	-	3	3	2	10	46	39	75	477	-	40,891	-

区 別 火 災 件 数

(各年・月中)

年月次		総数	中央	北	東	白石	厚別	豊平	清田	南	西	手稲
令和	2年	376	56	52	73	43	18	32	21	34	24	23
	3年	383	61	54	51	54	19	38	15	24	39	28
	4年	387	69	60	44	54	16	37	18	24	36	29
	5年	385	57	63	50	47	24	44	15	27	39	19
	6年	420	77	65	57	61	12	34	18	35	38	23
	7年	421	76	56	47	62	15	46	20	31	35	33
7年	1月	32	6	5	3	2	1	6	2	1	3	3
	2月	39	11	5	1	7	2	4	2	4	3	-
	3月	35	4	2	4	6	-	8	2	3	4	2
	4月	47	6	5	5	7	6	3	1	3	5	6
	5月	30	8	-	4	10	-	-	1	3	1	3
	6月	42	6	10	9	3	1	2	2	5	-	4
	7月	35	9	7	4	2	3	3	-	3	1	3
	8月	33	4	2	4	7	-	5	1	-	6	4
	9月	20	4	3	-	5	1	4	-	1	2	-
	10月	38	8	10	7	1	1	2	1	3	3	2
	11月	26	1	5	3	3	-	5	1	3	2	3
	12月	44	9	2	3	9	-	4	7	2	5	3

原因別火災件数

(各年・月中)

年月次		出 火 原 因																		
		総 数	放火（疑いを含む。）	こんろ	たばこ	火遊び	ストーブ	電気配線	電気機器	電気装置	配線器具	排気管	マッチ・ライター	溶接等	灯 火	焼却炉	たき火	その他の電気	その他	不 明
令和	2 年	376	44	62	38	3	21	21	19	5	11	12	8	2	2	6	5	20	73	24
	3 年	383	52	69	36	5	27	15	20	6	17	7	7	6	12	3	4	17	60	20
	4 年	387	62	66	49	1	19	17	21	3	22	10	4	2	6	3	4	25	57	16
	5 年	385	46	68	34	7	26	18	26	2	18	7	6	3	8	7	1	29	68	11
	6 年	420	61	63	42	6	29	22	29	5	26	12	6	5	7	2	2	15	72	16
	7 年	421	49	55	60	4	35	11	36	6	18	10	11	3	4	2	5	21	73	18
7 年	1 月	32	2	6	3	-	5	-	2	-	1	1	1	-	-	-	-	3	8	-
	2 月	39	2	8	10	-	2	2	5	-	1	-	-	1	-	-	-	1	7	-
	3 月	35	3	6	4	-	3	6	4	-	2	-	2	-	-	1	-	1	2	1
	4 月	47	9	7	5	1	4	-	5	1	1	2	-	1	-	-	1	-	8	2
	5 月	30	4	1	5	1	1	-	3	-	3	1	2	-	-	-	-	1	8	-
	6 月	42	10	1	6	-	2	-	1	1	-	-	4	-	1	-	1	3	11	1
	7 月	35	5	3	7	1	-	-	3	2	3	2	1	1	-	-	1	-	4	2
	8 月	33	2	5	6	1	-	1	5	1	4	-	-	-	1	-	1	2	4	-
	9 月	20	-	4	2	-	-	-	2	1	1	-	-	-	-	-	-	2	5	3
	10 月	38	6	5	5	-	4	-	2	-	-	-	-	-	2	1	-	3	8	2
	11 月	26	3	4	3	-	4	1	-	-	-	3	-	-	-	-	1	4	1	2
	12 月	44	3	5	4	-	10	1	4	-	2	1	1	-	-	-	-	1	7	5

(注) 出火原因の網掛けは、「電気関係」を示す。

警

防

警 防 活 動 の 概 要

都市構造や社会環境等の変化に伴い、災害の発生要因は複雑多様化しており、従来にも増して的確な災害対応が求められており、様々な災害に対応できうる強靱な消防部隊の育成を図っている。

また、道内の災害発生時における相互応援体制の確立、さらに、全国で大規模災害が発生した場合に応援出動する緊急消防援助隊に 63 隊（令和 8 年 4 月 1 日現在）を登録するとともに、応援を受ける場合の受援計画を作成し、全国的な災害対応体制を確立するなど、警防体制の充実強化に努めている。

このような中、本市における令和 7 年中の火災出動等の概要は次のとおりである。

1. 消防隊の出動状況

総出動件数は 8,763 件（火災 421 件、危険排除 8,342 件）で 1 日平均 24 件、約 59 分に 1 回出動しており、前年比出動件数は 398 件の増（火災 1 件増、危険排除 397 件増）となっている。

第 2 出動以上の火災は 8 件で、前年と同数となっている。

また、総出動隊数は、19,438 隊（火災 3,341 隊、危険排除 16,097 隊）で、前年比 385 隊の増となっている。

※ 危険排除出動とは、火災現象の見られない事象「非火」及びガス漏えい、危険物の流出等に消防隊が出動したものをいう。

2. 焼損面積（建物）に対する使用水量

建物火災の焼損床面積 3,721 m²に対する使用水量は 1,588,505ℓ と前年比 491,778ℓ の減となり、焼損床面積 1 m²当たりの使用水量は 426.9ℓ と前年比 40.6ℓ の減となっている。

3. 火災出動時における現場到着までの所要時間

消防隊の出動から現場到着までの平均所要時間は、最先着隊 6.6 分で前年比 0.2 分の増となっており、最後着隊 13.2 分で前年比 0.2 分の増となっている。

4. 火災出動時における現場到着から現場引揚げまでの所要時間

消防隊の現場到着から現場引揚げまでの平均時間は、130.7 分で前年比 16.3 分の減、また、消防隊の出動から帰署（所）までの平均時間は 151.1 分で前年比 16.2 分の減となっている。

5. 警戒パトロールの実施状況

火災の早期発見と災害発生時の初動体制の強化を図るため、42,295 回の警戒パトロールを実施した。

行政区別火災出動状況（令和7年中）

行政区	出動件数 (件)	出動人員 (人)	出 動 隊 数 (隊)							放 水 状 況			
			総数	指揮隊	ポンプ群隊	救助隊	はしご隊 屈折隊	救急隊	その他	件数 (件)	隊数 (隊)	使用 ホース (本)	使用水量 (ℓ)
総 数	421	13,239	3,341	403	1,937	333	210	330	103	354	490	4,452	1,588,505
中 央	76	2,410	619	85	339	51	75	51	13	37	50	389	113,710
北	56	1,451	363	37	233	34	10	36	10	36	50	480	172,450
東	47	1,706	432	58	253	35	23	44	17	38	60	614	237,130
白 石	62	1,988	503	61	286	46	27	51	26	59	84	900	275,820
厚 別	15	566	146	17	82	17	14	12	3	11	14	128	46,300
豊 平	46	1,593	406	46	228	38	34	51	7	49	62	539	116,400
清 田	20	483	120	13	71	17	6	13	-	20	23	246	196,275
南	31	914	227	30	137	21	6	23	7	33	45	415	161,220
西	35	1,250	308	35	182	42	11	28	10	38	53	396	112,500
手 稲	33	878	217	21	126	32	4	21	10	33	49	345	156,700

(注) 消防部隊が対応した結果、火災扱いとした出動状況を示す。

月別火災防ぎょ状況（令和7年中）

月及び種別		出 動 件 数 (件)					隊数 (隊)		人員 (人)		放 水 状 況					
		総数	第1	第2	第3	第4	出 動	防ぎょ	出 動	防ぎょ	件 数 (件)	隊 数 (隊)	延時間 (分)	口 数 (口)	使用 ホース (本)	使用水量 (ℓ)
総 数		421	413	8	-	-	3,341	2,718	13,239	11,090	182	490	12,679	457	4,452	1,588,505
建 物 火 災		284	276	8	-	-	2,853	2,326	11,285	9,481	117	396	10,187	370	3,969	1,414,765
建物以外の火災		137	137	-	-	-	488	392	1,954	1,609	65	94	2,492	87	483	173,740
1 月	建物	25	23	2	-	-	286	218	1,125	908	9	52	1,966	51	467	230,880
	建物以外	7	7	-	-	-	24	22	91	85	1	1	8	1	5	500
2 月	建物	34	33	1	-	-	349	277	1,355	1,115	11	34	633	31	399	132,000
	建物以外	5	5	-	-	-	18	11	80	50	3	3	67	3	11	2,450
3 月	建物	29	29	-	-	-	285	229	1,134	929	17	35	343	33	430	59,100
	建物以外	6	6	-	-	-	15	15	61	61	2	5	137	4	25	10,400
4 月	建物	28	27	1	-	-	302	264	1,207	1,077	13	44	1,210	38	477	161,700
	建物以外	19	19	-	-	-	110	76	444	316	8	12	370	12	102	18,820
5 月	建物	18	18	-	-	-	166	140	660	567	8	27	566	27	278	52,050
	建物以外	12	12	-	-	-	33	31	131	125	8	9	230	9	58	10,120
6 月	建物	18	18	-	-	-	204	174	790	692	9	16	436	14	206	21,700
	建物以外	24	24	-	-	-	62	54	253	225	10	14	329	14	43	16,800
7 月	建物	16	14	2	-	-	142	122	582	514	3	34	615	23	269	126,400
	建物以外	19	19	-	-	-	54	48	220	196	14	20	574	19	110	60,750
8 月	建物	18	18	-	-	-	100	84	393	338	5	15	201	13	127	37,110
	建物以外	15	15	-	-	-	61	47	231	188	4	8	339	7	31	24,600
9 月	建物	16	15	1	-	-	156	125	614	507	6	26	789	24	211	112,300
	建物以外	4	4	-	-	-	13	12	50	47	4	6	115	5	24	7,900
10 月	建物	31	31	-	-	-	309	240	1,248	996	11	38	863	36	314	110,000
	建物以外	7	7	-	-	-	20	11	81	47	3	3	133	3	8	2,300
11 月	建物	19	19	-	-	-	185	156	715	611	9	32	1,216	31	402	126,700
	建物以外	7	7	-	-	-	26	23	102	93	4	9	140	6	53	14,800
12 月	建物	32	31	1	-	-	369	297	1,462	1,227	16	43	1,349	49	389	244,825
	建物以外	12	12	-	-	-	52	42	210	176	4	4	50	4	13	4,300

行政区別火災以外（危険排除）の出動状況（令和 7 年中）

行政区	出動件数 (件)	出動隊数 (隊)	出動人員 (人)	事 故 種 別 (件)															
				自火報の非火災報	危険物	ストーブ等の異常燃焼	蒸気・煙	ガス漏れ	排水関係	異臭	虚報・誤報	電気関係	ガス漏れ警報設備	漏電火災警報器	防犯ベル	風水害	倒壊関係	救急支援	その他
総 数	8,342	16,097	61,221	2,699	564	27	175	49	9	67	357	38	23	5	10	27	6	2,132	2,154
中 央	1,466	2,866	10,964	573	79	6	17	10	2	10	78	7	7	1	2	2	-	305	367
北	1,060	2,033	7,570	321	79	4	24	6	-	11	42	7	7	2	1	6	1	275	274
東	1,252	2,248	8,422	451	88	3	28	7	1	14	62	5	2	2	3	4	-	276	306
白 石	988	1,793	6,779	374	59	1	29	5	2	5	42	2	1	-	1	3	1	228	235
厚 別	445	836	3,114	108	23	1	4	2	1	3	12	3	-	-	-	-	-	145	143
豊 平	868	1,851	7,090	294	62	-	10	5	1	9	37	5	2	-	1	1	3	215	223
清 田	341	754	3,025	68	30	-	9	2	-	1	12	-	-	-	1	-	-	112	106
南	671	1,417	5,412	133	54	3	18	2	1	5	22	1	1	-	1	-	-	233	197
西	757	1,403	5,324	252	52	4	27	5	-	5	34	4	3	-	-	5	-	201	165
手 稲	494	896	3,521	125	38	5	9	5	1	4	16	4	-	-	-	6	1	142	138

主要警防資機材現有状況（令和８年４月１日現在）

資機材名		総数	局	中央	北	東	白石	厚別	豊平	清田	南	西	手稲
消火器具	無反動管そう	52	-	5	8	6	6	3	5	3	6	5	5
	二股分岐管	78	-	8	11	9	7	5	7	7	11	6	7
	自給式消火バケツ	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	空中消火タンク	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	C1級軽可搬消防ポンプ	3	-	-	-	-	-	2	-	-	1	-	-
	B3級軽可搬消防ポンプ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	背負式放水器	91	-	10	-	-	-	50	-	-	10	11	10
	組立水槽1t	6	-	-	-	-	-	2	2	-	2	-	-
	組立水槽10t	10	-	1	-	1	1	1	1	-	3	1	1
	自動回転放水銃	4	-	-	-	-	-	2	1	-	-	1	-
	ラインプロポーションナー	54	-	6	8	7	5	3	6	3	7	4	5
	エアフォームノズル200型	51	-	6	8	5	5	3	6	3	7	3	5
一般救助器具	エアフォームノズル400型	6	-	-	-	2	2	-	-	-	-	2	-
	エアフォームノズル800型	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	エアフォームノズル1000型	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	防水シート	367	-	35	44	49	39	26	45	31	45	25	28
	かぎ付はしご	25	-	3	3	2	3	2	2	2	4	2	2
	二連はしご	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
	三連はしご	73	-	9	10	8	8	5	7	5	9	6	6
	ワイヤーはしご	12	-	2	1	1	2	1	1	1	1	1	1
	空気式救助マツト	12	-	2	1	1	2	1	1	1	1	1	1
	救命索発射銃	6	-	1	0	1	1	1	1	0	0	1	-
	サバイバースリング	15	2	2	1	1	2	1	1	1	2	1	1
	救助用縛帯	89	10	14	11	8	7	6	9	4	8	5	7
重量物排除用器具	簡易縛帯	13	-	2	1	1	3	1	1	1	1	1	1
	平担架	16	-	2	2	2	2	1	1	1	2	2	1
	バスケット担架	21	-	3	1	1	2	2	2	2	5	1	2
	四つ折り担架	105	-	11	21	9	10	6	18	6	11	7	6
	油圧ジャッキ	111	-	13	17	9	9	11	9	12	10	8	13
	可搬ウインチ	13	-	2	1	1	2	1	1	1	2	1	1
	マンホール救助器具	11	-	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	マット型空気ジャッキ	13	-	2	1	1	2	1	1	1	2	1	1
	小型マット型空気ジャッキ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	大型油圧式救助器具一式	13	-	2	1	1	2	1	1	1	2	1	1
	救助用支柱器具	3	-	1	1	-	-	-	1	-	-	-	-
切断用器具	エンジンカッター	76	1	10	11	8	8	5	8	5	9	5	6
	ガソリン溶断器	6	-	-	1	-	1	1	1	1	-	1	-
	酸素溶断器	6	-	2	-	1	1	-	-	-	1	-	1
	ガス溶断器	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	チェーンソー	78	1	10	10	8	8	8	7	5	9	6	6
	根切機	13	1	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	鉄線カッター	74	-	9	10	9	8	5	6	5	9	6	7
	空気切断機	12	-	2	1	1	2	1	1	1	1	1	1
	バッテリー式セイバーソー	19	-	3	1	1	2	1	2	2	3	2	2
破壊用器具	コンクリートチェーンソー	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	万能斧	93	1	16	10	13	8	7	8	7	10	6	7
	ハンマ	73	-	9	10	9	8	6	7	4	9	6	5
	携帯用コンクリート破壊器具	12	-	2	1	1	2	1	1	1	1	1	1
	岩削機	14	-	2	2	1	2	1	1	1	2	1	1
測定器具	ハンマドリル	25	-	5	2	2	3	1	3	2	3	2	2
	生物剤検知器	2	-	0	1	-	-	-	1	-	-	-	-
	可燃性ガス測定器	83	-	12	10	8	8	5	8	5	9	6	12
	化学剤検知器	8	-	6	1	-	-	-	1	-	-	-	-
	有毒ガス測定器	15	-	2	3	1	1	1	3	1	1	1	1
	放射線測定器	91	-	31	23	2	2	2	23	2	2	2	2
	放射線線量計	182	-	52	30	10	10	10	30	10	10	10	10

資機材名		総数	局	中央	北	東	白石	厚別	豊平	清田	南	西	手稲
呼吸保護用器具	呼吸器	315	2	39	48	35	31	23	27	21	41	24	24
	空気ボンベ（FRP）	1,055	2	107	133	168	106	77	106	84	113	89	70
	空気ボンベ（スチール）	85	-	-	10	15	24	6	10	6	4	4	6
	酸素呼吸器	47	-	8	4	5	4	4	4	5	4	4	5
	簡易呼吸器	253	-	18	39	30	24	23	24	15	33	23	24
	代替式防じんマスク	296	-	35	49	34	30	23	32	17	23	26	27
隊員保護用器具	放射線防護じんマスク	14	1	2	1	1	2	1	2	1	1	1	1
	耐電手袋	76	-	11	7	7	7	7	7	7	9	7	7
	耐電靴	22	-	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	耐電ブーツ	22	-	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	耐電長靴	42	-	6	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	感染防止用ゴーグル	240	-	31	37	32	32	19	16	13	21	15	24
	携帯警報器	257	-	33	34	26	27	20	25	17	35	20	20
	防化マスコット	44	-	14	24	-	-	-	-	-	-	-	6
	防護服	176	-	64	52	4	4	4	30	4	6	4	4
	スベスベ対応防護服	45	-	5	5	5	5	5	5	5	5	-	5
	耐圧式化学防護服	43	-	5	5	4	4	4	5	4	4	4	4
	耐放射線防護服	32	-	7	5	2	5	2	2	2	2	2	3
	放射線物質防護衣	20	-	5	5	-	-	-	-	-	-	5	5
その他の救助器具	防火用保護衣	239	34	22	25	21	19	16	19	13	31	18	21
	切創防止用保護衣	75	1	10	10	8	8	5	7	5	9	6	6
	投光式懐中電灯	102	-	15	12	10	11	8	10	7	13	9	7
	充電式懐中電灯	87	-	7	13	5	12	6	16	5	12	6	5
	充電式懐中電灯	98	-	11	12	12	8	6	11	7	12	7	12
	携帯拡声機	133	-	24	14	14	15	8	12	9	17	10	10
	携帯無線機	688	80	83	66	76	67	51	54	50	58	44	59
	緩降機	23	-	3	2	2	3	2	2	2	3	2	2
	シートのベルト	112	-	16	17	10	12	8	11	7	16	6	9
	雪中検口棒	13	-	2	1	1	2	1	1	1	2	1	1
高度救助資機材	可搬式ブローア	178	3	17	18	12	19	12	9	10	30	21	27
	簡易画像探査機	10	-	2	1	-	2	1	1	1	-	1	1
	画像探査機Ⅰ型	3	-	1	1	-	-	-	1	-	-	-	-
	画像探査機Ⅱ型	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	画像探査機知照装置	3	-	1	1	-	-	-	1	-	-	-	-
	画像探査機直視装置	24	-	6	3	1	3	2	3	1	2	2	1
	画像探査機暗視装置	3	-	1	1	-	-	-	1	-	-	-	-
	画像探査機探査装置	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
水難救助器具	水中探査機	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水中探査機	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水中探査機	3	-	1	1	-	-	-	1	-	-	-	-
	ドライスーツ（潜水救助用）	23	-	-	-	12	11	-	-	-	-	-	-
	ドライスーツ（流水救助用）	28	4	-	-	12	12	-	-	-	-	-	-
	潜水器具一式	16	-	-	-	8	8	-	-	-	-	-	-
	救助者救命胴衣	316	5	35	42	36	32	22	35	18	38	27	26
	救助者用胴付長靴	308	-	40	42	35	31	22	30	18	37	27	26
	救助者用救命胴衣	66	-	7	9	13	6	4	6	3	8	5	5
	水中投光器（ライト）	10	-	-	-	5	5	-	-	-	-	-	-
	水中通話装置一式	2	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-
	救命浮環	32	1	4	4	4	5	2	2	2	4	2	2
	救命ボート	5	-	-	-	1	2	-	-	-	2	-	-
	救命ボート機	3	-	-	-	1	2	-	-	-	-	-	-
山岳救助器具	水中探査機	2	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-
	水中探査機	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水中探査機	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
山岳救助器具	ウイーン	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-
	G P	8	-	1	-	-	-	-	-	-	4	-	3
	ビーコン	35	5	-	-	-	-	-	-	-	20	-	10

消 防 水 利 の 概 要

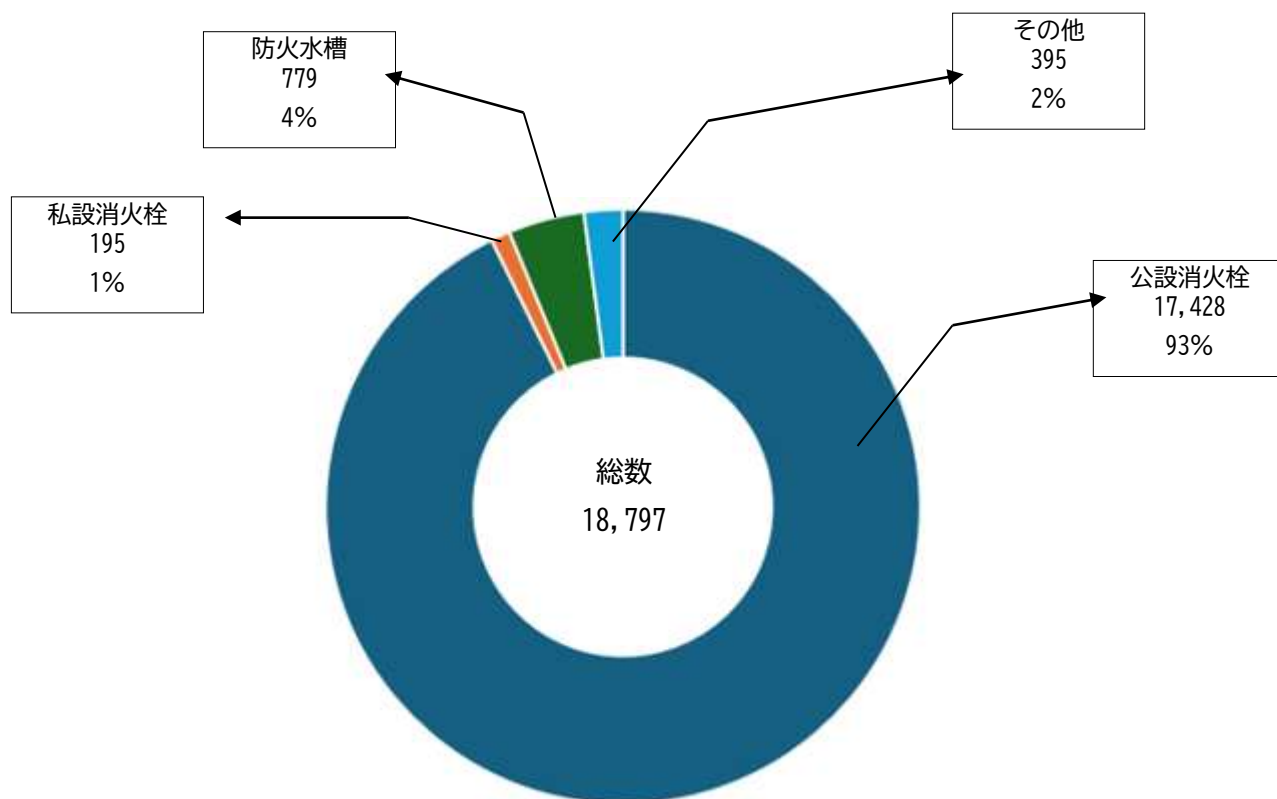
現在、本市における消防水利の主軸となっているのは消火栓である。消火栓設置については、水道局における水道管延長計画に合わせて行っており、令和7年度は公設消火栓1基の増加があった。

令和8年4月1日現在の消防水利状況は次のとおりである。

消 防 水 利 状 況

(単位：基、か所、%)

種 別	R8. 4. 1 現在	R7. 4. 1 現在	増 △ 減
総 数	18,797	18,796	1
公設消火栓			
単口	13,700	13,685	15
双口	3,728	3,747	△19
私設消火栓			
単口	154	156	△2
双口	41	42	△1
防火水槽			
公設	671	670	1
私設	108	108	-
井 戸	7	-	7
池 沼	14	14	-
受 水 槽 等	374	374	-



消防水利一覧（令和８年４月１日現在）

種 別		合 計	消 火 栓 (基)							防 火 水 槽 (基)			その他
			小 計	公 設			私 設			計	公設	私設	
				計	単口	双口	計	単口	双口				
総 計		18,797	17,623	17,428	13,700	3,728	195	154	41	779	671	108	395
局	消 防 学 校	1	1	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-
中 央	中 央 署 計	2,073	1,883	1,841	1,460	381	42	33	9	31	25	6	159
	消 防 係	432	329	326	239	87	3	-	3	3	2	1	100
	桑 園	468	434	409	331	78	25	22	3	8	6	2	26
	宮 森	255	245	245	210	35	-	-	-	6	6	-	4
	豊 水	289	267	267	203	64	-	-	-	1	-	1	21
	幌 西	287	275	274	230	44	1	1	-	9	7	2	3
	山 鼻	342	333	320	247	73	13	10	3	4	4	-	5
北	北 署 計	2,673	2,455	2,420	1,966	454	35	9	26	185	146	39	33
	消 防 係	297	289	288	230	58	1	1	-	4	4	-	4
	あ い の 里	351	296	296	230	66	-	-	-	50	44	6	5
	篠 路	609	551	551	454	97	-	-	-	51	51	-	7
	屯 田	395	373	373	285	88	-	-	-	17	17	-	5
	新 琴 似	351	339	339	292	47	-	-	-	12	12	-	-
	新 光	153	147	147	116	31	-	-	-	6	3	3	-
	新 川	265	249	249	220	29	-	-	-	16	14	2	-
幌 北	252	211	177	139	38	34	8	26	29	1	28	12	
東	東 署 計	2,364	2,247	2,212	1,756	456	35	30	5	90	77	13	27
	消 防 係	525	505	502	411	91	3	-	3	15	14	1	5
	丘 珠	312	287	286	209	77	1	-	1	22	22	-	3
	栄 栄	445	426	426	352	74	-	-	-	19	19	-	-
	北 栄	212	203	202	166	36	1	1	-	6	6	-	3
	札 苗	426	410	404	313	91	6	6	-	10	10	-	6
	苗 穂	444	416	392	305	87	24	23	1	18	6	12	10
白 石	白 石 署 計	1,955	1,868	1,866	1,516	350	2	2	-	53	43	10	34
	消 防 係	584	557	557	459	98	-	-	-	17	16	1	10
	元 町	248	239	239	200	39	-	-	-	2	2	-	7
	菊 水	330	317	317	267	50	-	-	-	10	5	5	3
	北 郷	529	513	513	413	100	-	-	-	12	12	-	4
	東 白 石	264	242	240	177	63	2	2	-	12	8	4	10
厚 別	厚 別 署 計	1,214	1,125	1,124	823	301	1	1	-	70	59	11	19
	消 防 係	647	600	599	441	158	1	1	-	34	27	7	13
	厚 別 西	228	208	208	159	49	-	-	-	17	17	-	3
	も み じ 台	339	317	317	223	94	-	-	-	19	15	4	3
豊 平	豊 平 署 計	1,903	1,785	1,764	1,415	349	21	20	1	83	70	13	35
	消 防 係	611	598	597	479	118	1	1	-	9	8	1	4
	美 園	192	181	180	137	43	1	1	-	9	3	6	2
	平 岸	303	289	289	236	53	-	-	-	8	6	2	6
	西 岡	528	483	483	386	97	-	-	-	35	35	-	10
	東 月 寒	269	234	215	177	38	19	18	1	22	18	4	13
清 田	清 田 署 計	1,205	1,094	1,089	821	268	5	5	-	87	84	3	24
	消 防 係	672	607	602	454	148	5	5	-	46	45	1	19
	北 野	241	224	224	163	61	-	-	-	13	13	-	4
	里 塚	292	263	263	204	59	-	-	-	28	26	2	1
南	南 署 計	1,867	1,757	1,708	1,251	457	49	49	-	96	85	11	14
	消 防 係	326	318	270	175	95	48	48	-	7	4	3	1
	澄 川	241	231	231	188	43	-	-	-	10	8	2	-
	川 沿	449	414	413	306	107	1	1	-	31	29	2	4
	定 山 溪	101	95	95	54	41	-	-	-	2	2	-	4
	藤 野	428	408	408	307	101	-	-	-	18	17	1	2
	石 山	322	291	291	221	70	-	-	-	28	25	3	3
西	西 署 計	1,929	1,862	1,859	1,467	392	3	3	-	41	40	1	26
	消 防 係	864	842	840	646	194	2	2	-	3	3	-	19
	八 軒	241	229	229	197	32	-	-	-	8	8	-	4
	西 野	352	345	344	278	66	1	1	-	4	4	-	3
	平 和	472	446	446	346	100	-	-	-	26	25	1	-
手 稲	手 稲 署 計	1,613	1,546	1,545	1,225	320	1	1	-	43	42	1	24
	消 防 係	268	264	263	217	46	1	1	-	3	3	-	1
	曙 穂	322	305	305	244	61	-	-	-	11	11	-	6
	稲 穂	389	366	366	284	82	-	-	-	18	17	1	5
	前 田	301	286	286	212	74	-	-	-	5	5	-	10
	西 宮 の 沢	333	325	325	268	57	-	-	-	6	6	-	2

救 急 業 務 の 概 要

救急業務は、昭和 38 年に消防機関の業務として法制化されたところであるが、本市においては昭和 33 年から救急業務を開始しており 68 年が経過している。

この間、社会環境の著しい進展と多岐にわたる消防行政の中で救急業務の占める割合は極めて重要なものとなり、今日では地域住民の日常生活にとって不可欠な業務として定着している。

このような中、平成 3 年 4 月の「救急救命士法」制定により、救急隊員の行う応急処置が拡大した。平成 13 年には、救急救命士を含む救急隊員が行う応急処置の質を保障する体制であるメディカルコントロール体制構築が総務省消防庁から通知され、平成 14 年 12 月には総務省消防庁と厚生労働省の合同検討会である「救急救命士の業務のあり方等に関する検討会」報告書により、包括的指示下での除細動及び気管挿管が認められた。この報告書の発出に伴い、厚生労働省令施行規則が改正され、平成 15 年 4 月 1 日からは包括的指示下での除細動、平成 16 年 7 月 1 日からは気管挿管が可能となった。さらに平成 18 年 4 月 1 日からは薬剤投与、平成 26 年 4 月 1 日からは心肺停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与が可能となった。

以上のような情勢に対応するため、本市においては、高規格救急自動車の整備、救急救命士の養成を推進するとともに、平成 7 年 10 月には救急ワークステーションを市立札幌病院の敷地内に開設するなど、救急隊員の教育訓練の充実、医療機関との連携強化を図り、市民生活の安全確保に努めている。また、令和元年 11 月 25 日からは、市内での救急要請輻輳時において、消防車と救急車の「乗換運用」を試行実施している。

令和 7 年中における救急自動車による救急活動概要は、次のとおりである。

1. 出 動 件 数

- (1) 出動件数は、115,539 件となり、前年比 631 件増加した。これはおよそ 4.5 分に 1 回出動し、市民 16.9 人のうち 1 人が救急車を要請したことになる。
- (2) 1 日あたりの最多出動件数は、431 件(1 月 1 日)であり、1 日あたりの平均出動件数は 316.5 件であった。
- (3) 出動件数が最も多い救急隊は、中央救急隊(4,386 件)。次いで豊水救急隊(4,265 件)、大通救急隊(4,177 件)の順である。1 隊あたりの平均は 3,209.4 件である。
- (4) 最も多い行政区は、中央区(21,598 件)。次いで北区(15,322 件)、東区(15,042 件)の順である。
- (5) 最も多い消防署は、中央署(20,331 件)。次いで東署(15,883 件)、北署(14,784 件)の順である。
- (6) 最も多い月は、12 月(11,480 件)。次いで 11 月(10,421 件)、7 月(10,300 件)の順である。
- (7) 最も多い曜日は、月曜日(17,531 件)。次いで金曜日(16,842 件)、水曜日(16,725 件)の順である。
- (8) 最も多い時間帯は、10 時台(7,676 件)。次いで 9 時台(7,530 件)、11 時台(6,886 件)の順である。

2. 事 故 種 別

- (1) 急病は 76,207 件となり、前年比 416 件減少した。全出動件数に占める割合は 66.0%となった。
- (2) 一般負傷は 20,479 件となり、前年比 436 件増加した。全出動件数に占める割合は 17.7%となった。
- (3) 交通事故は 3,495 件となり、前年比 24 件増加した。全出動件数に占める割合は 3.0%となった。
- (4) その他の事故種別（急病・一般負傷・交通事故を除く。）は、合わせて 15,358 件となった。主な種別は、転院搬送（8,396 件）である。

3. 搬 送 人 員 等

- (1) 搬送人員は、99,691 人となり、前年比 826 人増加した。これは、市民 19.6 人のうち 1 人を救急車により医療機関へ搬送したことになる。
- (2) 搬送人員の性別は、男性 46,106 人（46.2%）、女性 53,585 人（53.8%）である。性別の違いによる傾向は、労働災害、運動競技において比較的男性が多く、自損行為において比較的女性が多い。
- (3) 傷病程度は、軽症（外来診療）46,735 人（46.9%）、中等症（入院診療）47,709 人（47.9%）、重症（長期入院）3,803 人（3.8%）、死亡 1,440 人（1.4%）、その他 4 人（0.0%）である。
- (4) 診療科目は、脳神経外科系 24,479 人（24.6%）、内科系 22,300 人（22.4%）、整形・形成外科系 14,840 人（14.9%）、循環器科系 10,312 人（10.3%）、消化器科系 10,210 人（10.2%）である。
- (5) 救急告示医療機関への搬送は、81,062 人（81.3%）である。
- (6) 夜間急病センターへの搬送は、3,816 人（3.8%）であり、前年比 254 人減少している。
- (7) 医療機関別の搬送は、国・公立 10,728 人（10.8%）、公的 1,856 人（1.9%）、私的 87,107 人（87.4%）である。
- (8) 救急業務に要する所要時間及び走行距離は、出動から現場到着まで平均 9.6 分（119 番通報から現場まで平均 11.1 分）、現場までの走行距離は平均 3.8km である。また、現場活動時間は平均 24.0 分、現場から医療機関まで平均 11.3 分、現場から医療機関までの走行距離は平均 6.2km である。
- (9) 救急隊が行った応急処置（観察含む）は、血中酸素飽和度測定、血圧測定、心音・呼吸音等の聴診、体温測定、心電図測定、その他の観察、酸素投与、被覆、固定等である。

4. 応急手当の普及啓発実施状況

市民に対する応急手当の指導は、従前、各消防機関で独自に内容を定めていたが、総務省消防庁から「応急手当の普及啓発活動の推進に関する要綱」（平成 5 年 3 月制定）が示されたことから、指導内容等は全国的に統一されている。

本市においては、同要綱に基づき応急手当に関する各種講習（以下「普及講習」という。）を行い、広く市民に応急手当の技術と知識を啓発している。

また、一般市民にも AED（自動体外式除細動器）の使用が認められたことにより、平成 17 年 4 月 1 日から、普及講習に AED の使用方法を取り入れている。

- (1) 令和 7 年中の普及講習は、436 回実施し、7,477 人が受講している。
- (2) 受講者の区分は、その他（個人での受講）が 2,668 人（35.7%）、事業所等が 2,490 人（33.3%）、学校関係が 1,590 人（21.3%）の順である。

救急業務状況（令和 7 年中）

種 別	令和 7 年	1 日平均	1 隊平均	前年 (令和 6 年)
出 動 件 数	115,539	316.5	3209.4	114,908
出 動 人 員	352,897	966.8	9802.7	352,707
傷 病 者 搬 送 件 数	99,349	272.2	2759.7	98,457
傷 病 者 不 搬 送 件 数	16,190	44.4	449.7	16,451
うち医師等搬送件数	68	0.2	1.9	82
搬 送 人 員	99,691	273.1	2769.2	98,865
走 行 距 離 (km)	1,685,347	4,617.4	4,6815.2	1,626,222
所 要 時 間 (分)	8,607,487	23,582.2	239,096.9	8,439,701

救急業務の推移（過去 5 年間）

（単位：件、人）

年別		総 数	火 災	自然 災害	水 難	交 通	労 災	運 動	一 般 負 傷	加 害	自 損	急 病	そ の 他
出 動 件 数	3	97,852	413	2	9	3,360	656	219	14,844	340	1,344	65,700	10,965
	4	115,969	442	4	8	3,517	748	308	18,006	393	1,531	79,221	11,791
	5	119,872	426	1	8	3,702	676	371	19,811	438	1,542	80,554	12,343
	6	114,908	458	2	4	3,471	634	381	20,043	331	1,562	76,623	11,399
	7	115,539	467	4	6	3,495	600	375	20,479	400	1,463	76,207	12,043
搬 送 件 数	3	81,645	62	1	4	2,767	642	206	13,245	235	962	55,796	7,725
	4	92,165	70	1	2	2,848	701	294	15,674	270	1,066	63,600	7,639
	5	99,302	46	1	1	3,030	652	353	17,641	313	1,135	67,949	8,141
	6	98,457	89	2	－	2,997	611	371	18,186	253	1,193	66,670	8,085
	7	99,349	87	4	－	3,024	588	363	18,745	313	1,155	66,728	8,342
不 搬 送 件 数	3	16,207	351	1	5	593	14	13	1,599	105	382	9,904	3,240
	4	23,804	372	3	6	669	47	14	2,332	123	465	15,621	4,152
	5	20,570	380	－	7	632	24	18	2,170	125	407	12,605	4,202
	6	16,451	369	－	4	474	23	10	1,857	78	369	9,953	3,314
	7	16,190	380	－	6	471	12	12	1,734	87	308	9,479	3,701
搬 送 人 員	3	81,973	69	1	4	2,956	642	209	13,267	237	962	55,896	7,730
	4	92,585	71	1	2	3,072	704	297	15,692	274	1,067	63,761	7,644
	5	99,697	48	1	1	3,310	655	356	17,662	317	1,141	68,064	8,142
	6	98,865	96	2	－	3,258	615	372	18,208	258	1,195	66,770	8,091
	7	99,691	93	4	－	3,236	590	365	18,767	320	1,162	66,810	8,344

行政区別・月別・曜日別救急出動状況（令和7年中）

（単位：件）

行政区	総 数	火 災	自然 災害 事故	水 難 事 故	交 通 事 故	労働 災害 事故	運動 競技 事故	一般 負傷	加 害 事 故	自 損 行 為	急 病	そ の 他
総 数	115,539	467	4	6	3,495	600	375	20,479	400	1,463	76,207	12,043
行 政 区												
中 央 区	21,598	81	-	1	573	146	47	3,918	143	343	12,822	3,524
北 区	15,322	48	1	2	525	57	51	2,831	51	168	10,514	1,074
東 区	15,042	61	1	-	538	76	71	2,437	39	233	9,887	1,699
白 石 区	11,980	72	-	1	400	97	29	2,059	51	184	8,170	917
厚 別 区	7,040	19	-	-	163	36	21	1,300	10	60	4,690	741
豊 平 区	12,515	72	-	1	356	42	52	2,185	35	175	8,481	1,116
清 田 区	5,381	18	-	-	161	32	26	942	6	52	3,597	547
南 区	8,042	35	-	-	228	37	34	1,505	16	80	5,452	655
西 区	11,546	36	2	1	344	54	18	1,984	36	108	7,783	1,180
手 稲 区	7,061	25	-	-	205	23	26	1,315	13	58	4,806	590
市 外	12	-	-	-	2	-	-	3	-	2	5	-
月 別												
1 月	10,224	37	-	-	169	45	18	1,772	17	112	7,096	958
2 月	8,895	49	-	-	187	48	18	1,880	32	112	5,625	944
3 月	9,097	43	-	3	185	50	19	1,696	34	100	5,999	968
4 月	8,436	46	3	-	251	45	29	1,413	26	114	5,599	910
5 月	8,938	26	1	1	298	46	39	1,482	36	125	5,949	935
6 月	8,913	34	-	-	346	47	42	1,428	33	143	5,878	962
7 月	10,300	27	-	-	363	55	36	1,626	39	130	6,933	1,091
8 月	9,842	23	-	-	351	48	50	1,567	32	117	6,608	1,046
9 月	9,078	30	-	-	366	55	46	1,516	34	128	5,924	979
10 月	9,915	43	-	1	375	48	34	1,725	45	130	6,516	998
11 月	10,421	44	-	1	320	48	21	1,716	29	127	7,085	1,030
12 月	11,480	65	-	-	284	65	23	2,658	43	125	6,995	1,222
曜 日 別												
月曜	17,531	65	-	-	525	105	39	2,949	52	209	11,720	1,867
火曜	16,386	63	-	-	562	84	37	2,835	49	226	10,708	1,822
水曜	16,725	82	-	2	481	94	32	2,871	55	216	11,059	1,833
木曜	16,002	73	-	-	524	86	37	2,911	43	221	10,382	1,725
金曜	16,842	59	1	2	507	118	41	2,979	47	202	10,786	2,100
土曜	16,078	65	-	1	489	72	93	3,012	66	189	10,625	1,466
日曜	15,975	60	3	1	407	41	96	2,922	88	200	10,927	1,230

救急隊別出動状況（令和7年中）

（単位：件、人）

隊	総出動件数に対する比率	総 数	搬送件数	搬送人員
総 数	100.0%	115,539	99,349	99,691
局警防部 計	0.8%	927	829	832
警 防	0.8%	927	829	832
中央消防署 計	17.6%	20,331	16,430	16,484
中 央	3.8%	4,386	3,570	3,585
大 通	3.6%	4,177	3,338	3,349
豊 水	3.7%	4,265	3,348	3,362
幌 西	3.4%	3,876	3,068	3,073
山 鼻	3.1%	3,627	3,106	3,115
北消防署 計	12.8%	14,784	12,840	12,869
北	3.3%	3,870	3,324	3,331
北エルム	1.5%	1,750	1,517	1,520
篠 路	2.6%	3,041	2,656	2,666
新 光	3.3%	3,828	3,300	3,305
あいの里	2.0%	2,295	2,043	2,047
東消防署 計	13.7%	15,883	13,727	13,774
東	3.1%	3,548	3,088	3,099
東モエレ	1.5%	1,771	1,608	1,614
栄	3.1%	3,583	2,987	2,999
札 苗	2.9%	3,327	2,935	2,946
苗 穂	3.2%	3,654	3,109	3,116
白石消防署 計	10.9%	12,541	11,013	11,055
白 石	3.2%	3,657	3,209	3,218
南 郷	1.6%	1,882	1,672	1,682
菊 水	3.1%	3,578	3,083	3,096
北 郷	3.0%	3,424	3,049	3,059
厚別消防署 計	5.4%	6,227	5,292	5,307
厚 別	2.8%	3,245	2,750	2,756
厚別西	2.6%	2,982	2,542	2,551
豊平消防署 計	9.8%	11,373	9,662	9,696
豊 平	3.4%	3,936	3,328	3,341
西 岡	3.0%	3,483	2,936	2,944
平 岸	3.4%	3,954	3,398	3,411
清田消防署 計	5.6%	6,506	5,824	5,839
清 田	2.8%	3,224	2,895	2,906
北 野	2.8%	3,282	2,929	2,933
南消防署 計	5.4%	6,270	5,520	5,557
南	2.6%	2,952	2,635	2,640
定山溪	0.9%	1,003	819	835
藤 野	2.0%	2,315	2,066	2,082
西消防署 計	11.5%	13,294	11,708	11,756
西	3.2%	3,705	3,292	3,305
発 寒	1.5%	1,724	1,548	1,553
八 軒	3.6%	4,146	3,592	3,606
西 野	3.2%	3,719	3,276	3,292
手稲消防署 計	5.6%	6,448	5,662	5,678
手 稲	2.8%	3,242	2,830	2,841
前 田	2.8%	3,206	2,832	2,837
特設救急隊	0.8%	955	842	844

（注）1. 比率（％）は、小数第二位を四捨五入する。計または総数と各比率は、必ずしも一致しない。

2. 特設救急隊は、期間を定めて特別に編成・運用した救急隊の出動状況を計上する。

期 間	出動件数	出動→現場		現場活動時間	現場→医療機関		出動→帰署（所）	
		所要時間	走行距離		所要時間	走行距離	所要時間	走行距離
		平均（分）	平均（km）		平均（分）	平均（km）	平均（分）	平均（km）
通 年	115,539	9.6	3.8	24.0	11.3	6.2	74.5	14.6
冬 季	30,599	11.7	4.6	25.6	12.7	6.4	80.4	15.6
夏 季	29,055	8.8	3.5	23.0	10.6	6.0	71.0	14.1

（注）1. 走行距離は、小数第2位を四捨五入する。

2. 冬季～1月、2月、12月、夏季～6月、7月、8月の各3か月間の運用状況を計上する。

時間別救急出動状況（令和 7 年中）

（単位：件）

時間別	総 数	火 災	自然 災害	水 難	交 通	労 災	運 動	一般 負傷	加 害	自 損	急 病	そ の 他
総数	115,539	467	4	6	3,495	600	375	20,479	400	1,463	76,207	12,043
0	3,087	16	－	－	45	9	－	449	29	69	2,147	323
1	2,570	15	－	－	33	7	－	348	28	43	1,844	252
2	2,378	17	－	－	43	5	1	292	28	56	1,713	223
3	2,141	11	－	－	39	4	－	287	23	45	1,541	191
4	2,193	12	－	－	26	3	－	300	18	43	1,601	190
5	2,423	10	－	－	44	9	1	348	10	39	1,792	170
6	3,312	18	－	－	95	12	3	519	16	39	2,400	210
7	4,419	19	－	－	166	15	4	844	14	53	3,101	203
8	5,812	23	－	－	257	61	2	1,245	11	38	3,904	271
9	7,530	16	－	－	211	46	16	1,534	8	52	4,917	730
10	7,676	22	1	－	206	59	42	1,393	16	56	4,757	1,124
11	6,886	16	1	－	165	58	39	1,284	7	57	4,184	1,075
12	6,586	21	1	－	199	36	42	1,193	13	65	4,042	974
13	6,509	24	－	3	184	37	30	1,211	7	59	4,058	896
14	5,980	18	－	1	183	72	36	1,116	12	70	3,778	694
15	5,917	30	－	1	195	37	28	1,089	8	80	3,630	819
16	5,769	14	1	－	269	28	31	1,120	18	64	3,469	755
17	6,163	35	－	－	279	22	18	1,138	13	78	3,954	626
18	5,756	28	－	－	271	26	25	1,074	13	76	3,803	440
19	5,335	23	－	－	204	15	16	897	13	88	3,696	383
20	4,949	27	－	1	134	16	22	852	25	77	3,406	389
21	4,543	17	－	－	101	8	15	744	22	88	3,168	380
22	3,993	25	－	－	84	12	2	631	20	54	2,793	372
23	3,612	10	－	－	62	3	2	571	28	74	2,509	353

性別・年代別搬送状況（令和 7 年中）

（単位：人）

区 分	総 数	火 災	自然 災害	水 難	交 通	労 災	運 動	一 般 負 傷	加 害	自 損	急 病	そ の 他
総数	99,691	93	4	0	3,236	590	365	18,767	320	1,162	66,810	8,344

性 別

男	46,106	56	1	－	1,840	419	292	7,584	177	313	31,278	4,146
女	53,585	37	3	－	1,396	171	73	11,183	143	849	35,532	4,198

年 代 別

新 生 児	307	－	－	－	－	－	－	4	－	－	51	252
乳 幼 児	3,785	3	－	－	55	－	－	792	2	－	2,720	213
少 年	2,951	2	－	－	327	3	180	473	22	105	1,696	143
成 人	32,121	54	2	－	2,057	470	167	4,328	247	947	21,588	2,261
高齢者①	13,248	18	1	－	352	92	10	2,565	27	50	8,860	1,273
高齢者②	23,142	13	－	－	347	24	8	4,810	19	43	15,628	2,250
高齢者③	24,137	3	1	－	98	1	－	5,795	3	17	16,267	1,952

- （注） 1. 新生児 生後 28 日未満の者
2. 乳幼児 生後 28 日以上、満 7 歳未満の者
3. 少 年 満 7 歳以上、満 18 歳未満の者
4. 成 人 満 18 歳以上、満 65 歳未満の者
5. 高齢者① 満 65 歳以上、満 75 歳未満の者
6. 高齢者② 満 75 歳以上、満 85 歳未満の者
7. 高齢者③ 満 85 歳以上の者

傷 病 程 度

死 亡	1,440	10	－	－	20	2	1	76	4	103	1,201	23
重 症	3,803	12	－	－	79	10	2	392	2	91	2,770	445
長期入院	47,709	36	2	－	463	192	66	7,020	43	514	31,837	7,536
中等症 入院診療	46,735	35	2	－	2,673	386	296	11,278	271	454	31,000	340
軽 症 外来診療	4	－	－	－	1	－	－	1	－	－	2	－
そ の 他												

事故種別救急

事故種別	区 分		
	総 数		
火 災	直接火災に起因したもので、建物火災現場で発生したもの // 建物以外の火災現場で発生したもの		
自然災害	自然現象に起因する災害		
水 難	水泳中の溺者または水中転落等によるもの		
交 通	交通機関相互の衝突、接触によるもの 転落、横転等交通機関の単独の事故によるもの 歩行者と交通機関との衝突によるもの 交通機関の事故で前各号に該当しないもの		
労 災	各種工場、事業所、作業所、工事現場等において就業中発生した転落事故 // // 感電事故 // // ガス類中毒事故 // // はさまれ事故 // // 前各号以外の事故		
運 動	組織的運動競技中に発生した運動競技を実施した者の事故 // // の審判員及び関係者の事故 観覧中の者が直接に運動競技用具等によって負傷したもの 運動競技を目的とした練習中に発生した事故		
一 般	ガスにおける中毒事故 異物による気道閉鎖事故 異物の誤飲事故 スケートによる遊戯中に発生したもの スキー、スノーボードによる遊戯中に発生したもの 火傷によるもの 雪道の自己転倒 前各号以外で屋内において発生したけが // 屋外において発生したけが		
加 害	犯罪による事故であることが明白なもの 犯罪と明白でないもので、傷害を加えられたもの		
自 損	毒物・薬物を使用したもの 自殺の目的でガスを使用したもの 首くくりで自殺を行ったもの 刃物で自殺を行ったもの 河川、海、交通機関等に投身したもの 前各号以外の方法で自殺を行ったもの		
急 病	脳外科系疾患 内科系疾患 小児科系疾患 外科・整形外科系疾患 産婦人科系疾患 急性アルコール中毒 前各号以外の疾患		
そ の 他	転院 (うち夜間急病センターからの転院) 正常分娩 医師、看護師を搬送したもの 医薬品等の輸送によるもの 誤報、いたずら等によるもの その他		

- (注) 1. 重症(長期入院)は、3週間以上の入院加療を必要とするもの。
2. 中等症(入院診療)は、3週間未満の入院加療を必要とするもの
3. 軽症(外来診療)は、入院加療を必要としないもの
4. その他は、傷病程度が判明しないもの、医師の診断がないもの、その他の場所に搬送したもの等

状 況（令和 7 年中）

出 動 件 数			搬送人員	傷 病 程 度					
(各合計)	総数	搬送件数		不 搬 送 件 数	死亡	重症 長期入院	中等症 入院診療	軽症 外来診療	その他
	115,539	99,349	16,190	99,691	1,440	3,803	47,709	46,735	4
(467)	427	74	353	79	10	9	29	31	-
	40	13	27	14	-	3	7	4	-
(4)	4	4	-	4	-	-	2	2	-
(6)	6	-	6	-	-	-	-	-	-
(3,495)	1,998	1,721	277	1,898	4	34	182	1,677	1
	775	649	126	678	6	15	168	489	-
	698	632	66	638	10	30	110	488	-
	24	22	2	22	-	-	3	19	-
(600)	120	117	3	117	2	3	55	57	-
	3	3	-	3	-	-	2	1	-
	2	2	-	2	-	-	-	2	-
	49	49	-	49	-	2	23	24	-
	426	417	9	419	-	5	112	302	-
(375)	165	159	6	161	1	2	32	126	-
	4	4	-	4	-	-	1	3	-
	3	3	-	3	-	-	-	3	-
	203	197	6	197	-	-	33	164	-
(20,479)	12	8	4	8	-	1	3	4	-
	209	177	32	177	35	34	66	42	-
	306	260	46	261	1	5	57	198	-
	18	17	1	17	-	-	6	11	-
	111	104	7	104	-	-	29	75	-
	91	84	7	85	-	4	21	60	-
	2,292	2,120	172	2,120	-	37	722	1,361	-
	12,400	11,625	775	11,638	28	233	4,983	6,393	1
	5,040	4,350	690	4,357	12	78	1,133	3,134	-
(400)	372	296	76	303	4	2	42	255	-
	28	17	11	17	-	-	1	16	-
(1,463)	799	721	78	724	-	36	391	297	-
	31	13	18	15	6	1	6	2	-
	217	113	104	113	63	15	16	19	-
	203	158	45	160	-	8	41	111	-
	115	97	18	97	29	25	36	7	-
	98	53	45	53	5	6	24	18	-
(76,207)	12,615	12,409	206	12,411	30	664	5,800	5,917	-
	46,323	42,822	3,501	42,870	1,112	1,959	22,023	17,774	2
	3,917	3,631	286	3,646	9	20	1,026	2,591	-
	2,858	2,551	307	2,552	-	42	1,233	1,277	-
	444	391	53	404	2	5	177	220	-
	966	727	239	728	-	-	166	562	-
	9,084	4,197	4,887	4,199	48	80	1,412	2,659	-
(12,043)	8,396	8,285	111	8,286	23	443	7,516	304	-
	(564)	(561)	(3)	(561)	-	(9)	(524)	(28)	-
	0	-	-	-	-	-	-	-	-
	68	-	68	-	-	-	-	-	-
	0	-	-	-	-	-	-	-	-
	1,112	-	1,112	-	-	-	-	-	-
	2,467	57	2,410	58	-	2	20	36	-

市内・市外・国外居住別 ・ 診療科目別搬送状況 （令和 7 年中）

（単位：人）

区 分	総 数	火 災	自然 災害	水 難	交 通	労 災	運 動	一般 負傷	加 害	自 損	急 病	そ の 他
総 数	99,691	93	4	0	3,236	590	365	18,767	320	1,162	66,810	8,344

市内・市外・国外 居住別

市内 居住者	96,023	92	4	-	3,000	538	312	17,933	303	1,129	64,937	7,775
市外 居住者	3,071	1	-	-	208	50	49	619	17	23	1,580	524
国外 居住者	472	-	-	-	18	-	3	200	-	1	229	21
その他	125	-	-	-	10	2	1	15	-	9	64	24

（注） その他は、住所が判明しない者とする。

診 療 科 目

内 科	22,300	5	-	-	9	15	17	363	2	479	20,462	948
呼 吸 器 科	6,791	40	-	-	3	2	2	174	-	7	5,693	870
消 化 器 科	10,210	-	-	-	-	1	1	144	4	246	8,206	1,608
循 環 器 科	10,312	1	-	-	21	1	3	90	1	55	8,721	1,419
精 神 科	651	-	-	-	-	-	-	5	1	52	494	99
小 児 科	4,479	1	-	-	15	-	5	239	3	8	3,718	490
産 婦 人 科	930	-	-	-	8	-	-	7	8	-	489	418
泌 尿 器 科	1,818	-	-	-	-	-	3	44	-	-	1,499	272
外 科	1,634	40	-	-	98	123	6	712	28	218	296	113
整形・形成外科	14,840	3	3	-	2,008	260	202	8,898	77	61	2,595	733
脳 神 経 外 科	24,479	3	1	-	1,069	185	120	7,907	186	34	13,739	1,235
眼 科	107	-	-	-	-	3	4	32	7	-	53	8
耳 鼻 咽 喉 科	757	-	-	-	2	-	1	71	-	-	620	63
歯科・口腔外科	123	-	-	-	2	-	1	55	2	-	48	15
そ の 他	260	-	-	-	1	-	-	26	1	2	177	53

医療機関別搬送状況 （令和 7 年中）

（単位：人）

区 分	総 数	国・公立	公 的	私 的
総 数	99,691	10,728	1,856	87,107
救急告示医療機関	81,062	10,307	1,856	68,899
その他の医療機関	18,629	421	-	18,208

事故別不搬送扱いの内容（令和 7 年中）

（単位：件）

区 分	総 数	火 災	自然 災害	水 難	交 通	労 災	運 動	一 般 負 傷	加 害	自 損	急 病	そ の 他
総 数	16,190	380	0	6	471	12	12	1,734	87	308	9,479	3,701
傷 病 者 な し	2,937	330	-	-	48	-	0	102	2	10	190	2,255
拒 否	1,683	6	-	-	58	2	2	356	37	55	1,045	122
辞 退（到着後）	7,257	20	-	1	305	5	5	989	39	95	5,487	311
辞 退（到着前）	1,049	1	-	-	19	4	3	145	3	8	608	258
死 亡	1,788	5	-	4	1	-	-	17	2	120	1,575	64
誤報・いたづら	326	8	-	-	-	-	-	1	-	1	4	312
医 師 搬 送	68	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	68
そ の 他	1,082	10	-	1	40	1	2	124	4	19	570	311

（注） その他は、途中引揚等とする。

救急隊員が行った応急処置（令和 7 年中）

（単位：人）

応急処置 種類	傷病者数	応急処置 種類	傷病者数
血中酸素飽和度測定	97,705	C P R	1,859
血圧測定	93,566	胸骨圧迫	157
聴診（聴診器）	46,671	胸骨圧迫（自動式）	690
体温 測定	96,737	人工呼吸	352
心電図 測定	42,777	除細動	180
心電図伝送	6,235	気道確保（用手）	2,057
酸素投与	15,737	気道確保（器具）	1,245
被覆	4,160	補助呼吸	427
止血	1,333	静脈路確保	2,195
保温	319	アドレナリン投与	993
冷却	171	血糖測定	925
嘔吐介助	2,279	ブドウ糖投与	154
吸引	435	喉頭展開（喉頭鏡）	91
固定（各種器具等）	4,521	ビデオ喉頭鏡	11
その他	78		

（注） 搬送人員（計：99,691 人）を対象に、応急処置を行った傷病者の人数を計上する。

応急手当に関する各種講習実施状況（令和 7 年中）

（単位：回、人）

区 分		総 数	救命 ステップ アップ 講習	普通救命講習				応急 手当 指導員 養成 講習	応急手当 普及員養 成講習	救命 入門 コース	教えて ファイヤー マン コース	救命 フォロー アップ 講習	応急 手当 普及員 再講習
				I	II	III	計						
総数	回数	436	0	195	48	41	284	1	8	109	18	0	16
	人員	7,477	0	2,532	555	720	3,807	64	103	2,142	1,138	0	223
消防職員	回数	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
	人員	64	0	0	0	0	0	64	0	0	0	0	0
消防団員	回数	4	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0
	人員	57	0	0	0	0	0	0	57	0	0	0	0
市 民 （事業所等）	回数	227	0	112	31	8	151	0	2	74	0	0	0
	人員	2,490	0	936	234	53	1,223	0	31	1,236	0	0	0
町内会等	回数	24	0	0	0	0	0	0	0	24	0	0	0
	人員	608	0	0	0	0	0	0	0	608	0	0	0
保育士等	回数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	人員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
学校関係	回数	46	0	17	0	0	17	0	2	9	18	0	0
	人員	1,590	0	157	0	0	157	0	15	280	1,138	0	0
そ の 他	回数	134	0	66	17	33	116	0	0	2	0	0	16
	人員	2,668	0	1,439	321	667	2,427	0	0	18	0	0	223

- （注） 1. 救命ステップアップ講習：救命導入講習、救命入門コース又は応急手当 WEB 講習の修了者に対して行う応急手当の知識と技術に関する講習。（2 時間講習）
2. 普通救命講習Ⅰ：応急手当の知識と技術に関する講習。（3 時間講習）
3. 普通救命講習Ⅱ：一定の頻度で心停止者に対し応急の対応をすることが期待・想定される者を対象とした、基本的応急手当の知識と技術に関する講習。（4 時間講習）
4. 普通救命講習Ⅲ：乳幼児・新生児に対する応急手当の知識と技術に関する講習。（3 時間講習）
5. 応急手当指導員養成講習：普及講習の講師（応急手当指導員という。）を養成する講習。（救急隊員を対象とした 8 時間講習）
6. 応急手当普及員養成講習：普通救命講習の講師（応急手当普及員という。）を養成する講習。（24 時間講習）
7. 救命入門コース：心肺蘇生法に特化した基礎的な知識と技術に関する講習。（45 分講習）
8. 教えてファイヤーマンコース：胸骨圧迫の体験を目的とした講習。（15 分講習）※平成 29 年 4 月から実施。
9. 救命フォローアップ講習：普通救命講習修了者に対する実技を中心とした再講習。（1 時間講習）
10. 応急手当普及員再講習：認定証の有効期限（3 年間）内に受講する有効期限延長のための講習。（3 時間講習）

救 助 業 務 の 概 要

消防機関が行う救助業務は、時代の変遷とともに変化する災害内容に対応し、火災、交通事故、水難事故、自然災害又はテロ災害などの特殊な災害において、生命又は身体に危険が及んでいる救助を要する者の危険を排除し、安全な状態に救出することを目的としている。

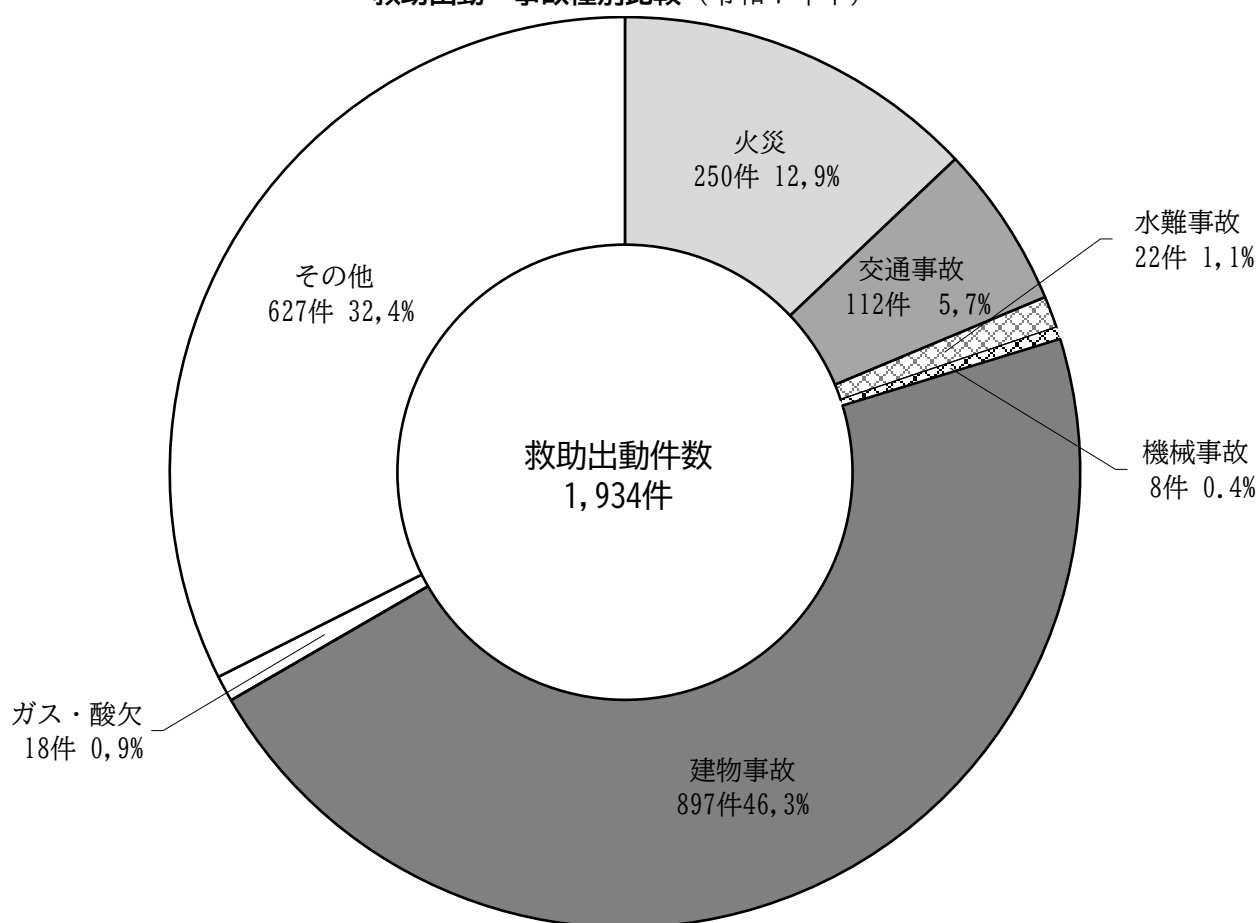
そのような中、本市では、人命救助を行うための特別な救助器具を装備した救助車と、専門的な教育を受けた隊員で編成する「救助隊」を各消防署に1隊、計10隊配置し、各種災害に的確に対応する体制を整備している。

このうち、中央消防署の救助隊については、「特別高度救助隊（スーパーレスキューサッポロ）」に位置づけ、北・豊平消防署の「高度救助隊」とともに、専門的かつ高度な教育を受けた隊員が高度救助用器具を活用して地震や列車事故などの大規模災害に的確に対応する体制を構築している。

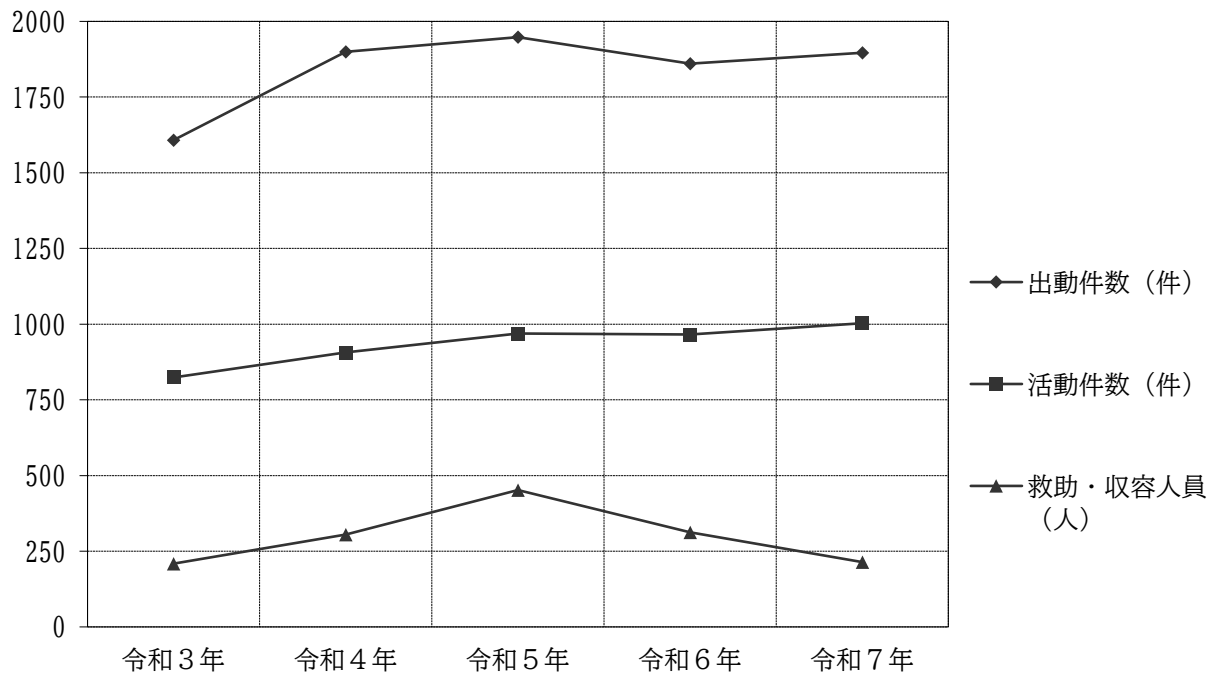
さらに各消防署の地域特性に応じて「水難救助隊」や「山岳救助隊」、サリン等の生物・化学剤などによるテロ災害等に対応する「特殊災害救助隊」を指定しており、これらの隊は、国内各地における大規模災害に派遣する「緊急消防援助隊」に登録し、迅速な応援体制を整えている。

また、特別高度救助隊員は、海外での大規模災害において国際緊急援助活動に従事する「国際消防救助隊員」として、総務省消防庁に登録している。

救助出動・事故種別比較（令和7年中）



救助出動・活動状況（過去5年間）



	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
出動件数	1,608	1,900	1,948	1,860	1,896
活動件数	824	907	969	966	1,003
救助・収容人員	209	305	452	312	214

要因別救助活動状況（令和7年中）

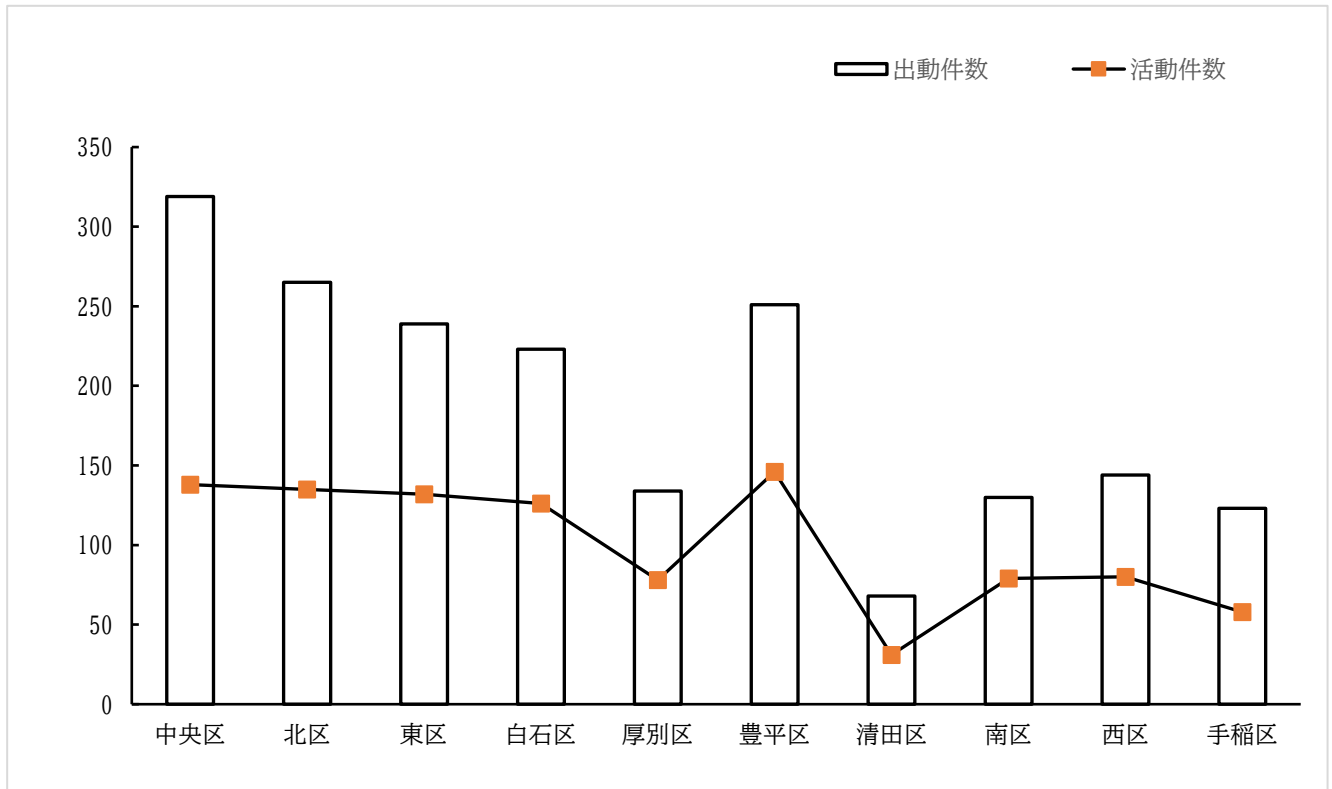
要 因	出 動 件 数 (件)	出 動 隊 数 (隊)	出 動 人 員 (人)	活 動 件 数 (件)	活 動 隊 数 (隊)	活 動 人 員 (人)	救助人員 (人)		収 容 人 員 (人)
							救 出	誘 導	
総 計	1,896	10,568	42,694	1,003	1,103	5,345	99	39	76
火 災 計	252	3,052	12,096	33	56	253	4	38	4
建物火災	218	2,763	10,928	31	53	240	4	36	4
建物以外の火災	34	289	1,168	2	3	13	-	2	-
火災以外 計	1,644	7,516	30,598	970	1,047	5,092	95	1	72
交通 事故	115	511	2,067	67	79	380	8	-	13
交通機関相互	57	266	1,066	30	36	170	6	-	8
交通機関単独	33	138	565	21	25	121	2	-	-
交通機関と歩行者	5	21	89	5	6	32	-	-	1
地下鉄人身	-	-	-	-	-	-	-	-	-
列車人身	4	19	78	4	5	25	-	-	1
その他の交通事故	16	67	269	7	7	32	-	-	3
水難 事故	26	271	1,170	18	24	111	1	-	2
水中転落	3	31	137	2	2	11	-	-	-
入水	9	104	451	6	7	33	-	-	-
その他の水難事故	14	136	582	10	15	67	1	-	2
自然 災害	1	4	17	-	-	-	-	-	-
風水害	-	-	-	-	-	-	-	-	-
雪害	1	4	17	-	-	-	-	-	-
機械 事故	8	34	136	5	6	29	2	-	-
エレベーター閉じ込め	2	8	33	1	1	4	-	-	-
機械挟まれ	6	26	103	4	5	25	2	-	-
機械下敷	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の機械事故	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建物 事故	917	3,969	15,973	752	772	3,762	65	1	48
建物閉じ込め	905	3,924	15,796	740	759	3,703	64	1	46
建物挟まれ	4	16	63	4	4	17	-	-	2
建物下敷	1	5	20	1	1	5	1	-	-
その他の建物事故	7	24	94	7	8	37	-	-	-
ガス・酸欠 事故	14	133	540	14	17	84	3	-	1
都市ガス事故	-	-	-	-	-	-	-	-	-
プロパンガス等事故	-	-	-	-	-	-	-	-	-
毒性ガス事故	-	-	-	-	-	-	-	-	-
一酸化炭素中毒	12	114	465	12	14	69	2	-	1
その他ガス事故	2	19	75	2	3	15	1	-	-
破裂 事故	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の事故	563	2,594	10,695	114	149	726	16	-	8
その他転落	40	185	791	20	27	134	5	-	2
その他閉じ込め	26	107	434	15	16	79	1	-	-
その他挟まれ	24	90	381	20	21	100	3	-	-
その他下敷	2	8	33	2	2	9	1	-	-
落雪 事故	1	4	17	-	-	-	-	-	-
山岳 事故	22	193	827	17	33	161	3	-	-
その他の事故	88	400	1,636	40	50	243	3	-	6
虚報・誤報	360	1,607	6,576	-	-	-	-	-	-

（注） 収容とは、救助時既に死亡していたものをいう。

行政区別救助出動状況（令和7年中）

区 分	総 数	火 災	交 通	水 難	自然災害	機 械	建 物	ガ ス ・ 欠	破裂事故	そ の 他
総 数	1,896 1,003	252 33	115 67	26 18	1 -	8 5	917 752	14 14	- -	563 114
中 央 区	319 138	41 1	11 6	5 3	- -	2 1	153 107	2 2	- -	105 18
北 区	265 135	28 2	16 8	6 3	- -	2 1	137 108	1 1	- -	75 12
東 区	239 132	31 5	24 16	- -	- -	- -	109 94	2 2	- -	73 15
白 石 区	223 126	32 8	13 9	5 4	- -	- -	111 93	1 1	- -	61 11
厚 別 区	134 78	10 1	11 5	- -	- -	- -	85 68	- -	- -	28 4
豊 平 区	251 146	30 7	8 4	4 3	- -	1 1	132 117	3 3	- -	73 11
清 田 区	68 31	14 1	7 4	- -	- -	- -	24 20	1 1	- -	22 5
南 区	130 79	16 2	12 6	3 3	1 -	2 2	47 44	1 1	- -	48 21
西 区	144 80	24 4	6 3	1 1	- -	1 -	72 61	2 2	- -	38 9
手 稲 区	123 58	26 2	7 6	2 1	- -	- -	47 40	1 1	- -	40 8

（注） 上段：出動件数、下段：活動件数（単位：件）



航空業務の概要

都市構造、社会情勢の変化に伴い、複雑多様化、大規模化、特殊化する各種災害に対応するため、平成 3 年に消防ヘリコプター 1 機を導入し、市内における林野火災での空中消火、山岳地での捜索及び救助、遠隔地からの救急搬送をはじめ、道内外における大規模災害に応援出動するとともに、消防業務及び行政業務における上空調査など、広範多岐にわたり有効活用を図ってきた。平成 21 年 3 月には 2 機目となる消防ヘリコプター 1 機を導入し、常時 1 機が稼動可能な通年運航体制を確立した。

さらに、平成 3 年に導入した消防ヘリコプターを平成 29 年 3 月に更新し、2 機を保有していたが、令和元年 10 月に耐空検査整備で埼玉県 of 整備工場に入庫中であった 1 機が令和元年東日本台風に伴う水害により毀損し、使用不能となった。

消防ヘリコプターには、赤外線カメラを装備しており、火災現場や捜索活動において熱源探査を行うことによって、より効果的な活動が可能となっている。

また、山岳救助隊等と訓練を行い、空・陸一体となった消防航空体制の強化に努めている。

1. 活動状況

令和 7 年中は全飛行件数 318 件、飛行時間 224 時間 36 分。内訳は、災害活動件数 155 件、飛行時間 79 時間 07 分、災害活動以外の飛行件数 163 件、飛行時間 145 時間 29 分となった。

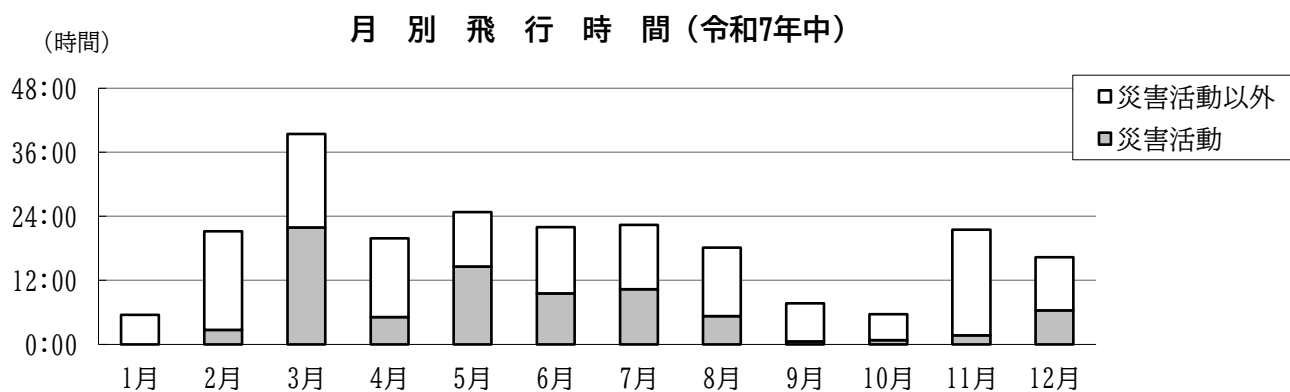
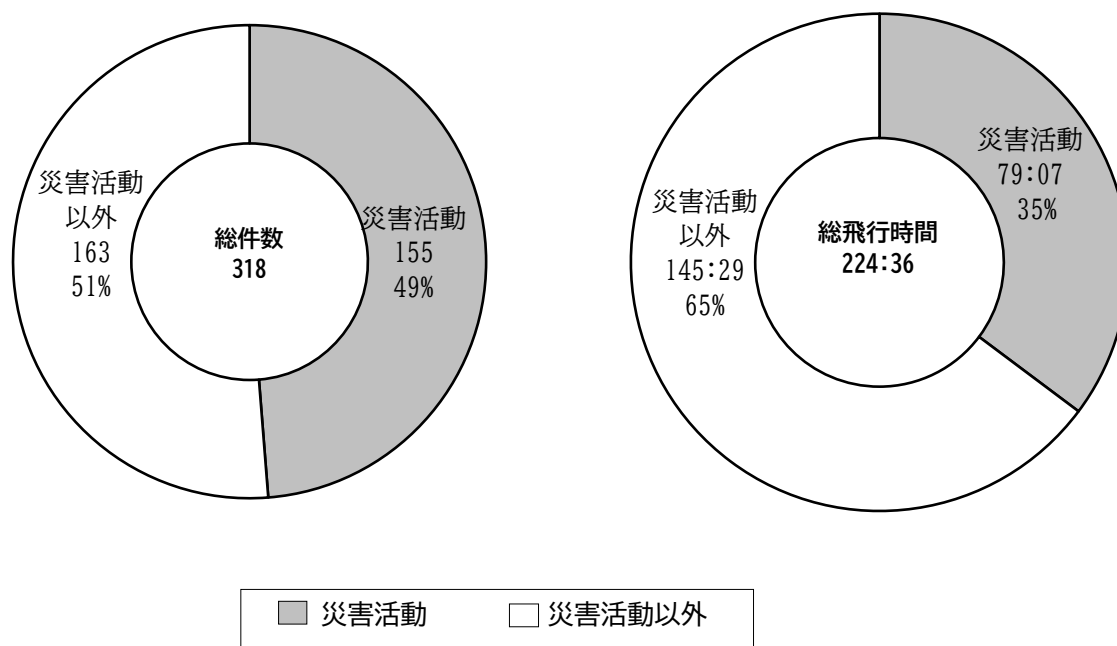
月別ヘリコプター活動状況（令和 7 年中）

（単位：件）

区 分 \ 月 別			総 数		月 別 飛 行 件 数											
			件数	時間	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
総 数			318	224:36	6	29	33	32	38	43	34	30	8	10	25	30
災 害 活 動	火 災		24	23:07	0	2	13	2	1	-	-	-	-	1	1	4
	救 急		103	34:32	0	6	3	12	16	19	17	14	1	2	4	9
	救 助		28	21:28	0	2	3	2	7	6	4	2	-	-	1	1
	危険排除		-	0:00	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計		155	79:07	0	10	19	16	24	25	21	16	1	3	6	14
災 害 活 動 以 外	消 防 業 務	広 報	1	0:36	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		調 査	8	10:21	-	-	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		訓 練	116	105:48	4	12	5	15	12	13	13	14	-	6	11	11
	航 空 隊 業 務	航空調査	1	0:27	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		操縦訓練	6	3:29	-	1	-	-	1	2	-	-	-	-	-	2
		整備確認	28	21:41	2	4	1	1	1	2	-	-	7	1	7	2
	行政業務		3	3:07	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1	1
	計		163	145:29	6	19	14	16	14	18	13	14	7	7	19	16

（注） 災害活動件数には、広域応援を含む。

ヘリコプター活動状況（令和 7 年中）

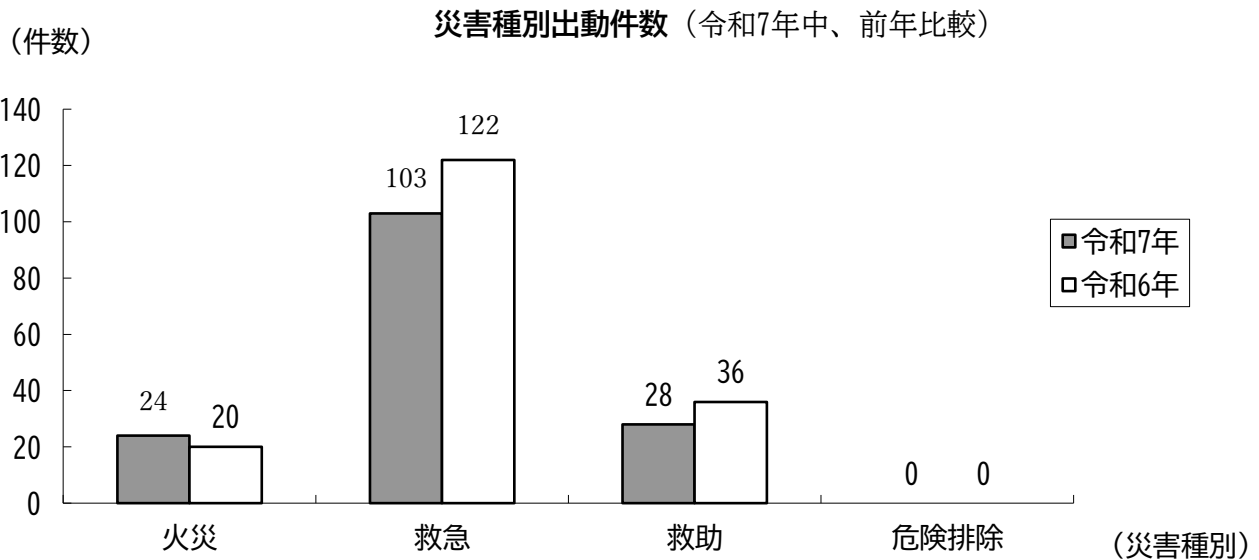


2. 災 害 出 動 件 数

災害出動の総件数は 155 件で、前年比 23 件減少した。災害出動の割合は、火災が約 16%、救急が約 66%、救助が約 18%、危険排除が 0%となっている。

災害別の件数については、次のとおりである。

- 1 火災は、24 件で前年比 4 件増加した。内訳は、通常建物 1 件、中高層 7 件、林野 12 件、車両 4 件その他 0 件となっている。
- 2 救急は、103 件で前年比 19 件減少した。内訳は、急病 82 件、一般 4 件、自損 8 件、交通 1 件、労働災害 2 件、転院 2 件、医師搬送 1 件、その他の事故 3 件となっており、傷病者の搬送人員は 42 人で、前年比 5 人減少、医師の搬送人員は 3 人で、前年比 1 人増加した。
- 3 救助は、28 件で前年比 8 件減少した。内訳は、水難事故 12 件、山岳事故 14 件、その他の事故 2 件、救出人員は 10 人で、前年比 3 人増加した。
- 4 危険排除は、0 件で前年同数となった。



3. 出動指令から離陸までの時間

屋外（エプロン）待機している場合は平均 5 分 51 秒、格納庫待機している場合は平均 8 分 27 秒であった。

4. 災害時の離着陸状況

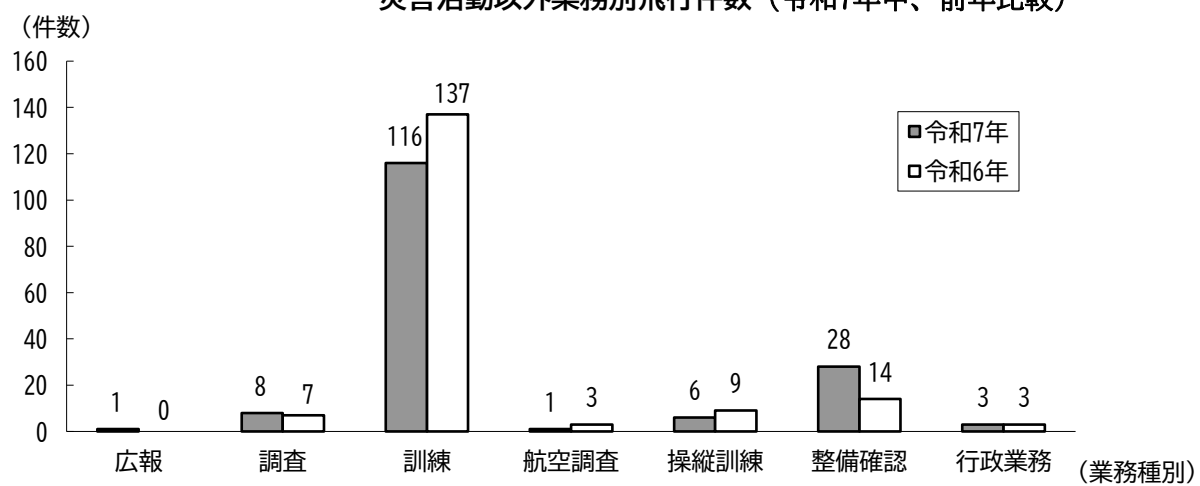
災害時の離着陸は、航空法の適用除外を受け、安全が確保される場合には、どこの場所においても可能である。しかし、操縦士が目視によって周囲の状況を確認できるものでなければならない。

また、離着陸する場所によっては砂塵飛散防止のため消防隊による散水が必要であり、安全に離着陸するためには消防隊との連携活動が必要不可欠である。

5. 災害以外の活動

- 1 広報（写真撮影等）
1 件で前年比 1 件の増加
- 2 調査（警防調査等）
8 件で前年比 1 件の増加
- 3 訓練（合同・総合訓練、救助隊連携訓練等）
116 件で前年比 21 件の減少
- 4 航空調査（緊急離着陸場の調査等）
1 件で前年比 2 件の減少
- 5 操縦訓練（緊急操作・計器飛行等）
6 件で前年比 3 件の減少
- 6 整備確認飛行（耐空検査のための空輪・整備後の確認飛行等）
28 件で前年 14 件の増加
- 7 行政業務（他部局の写真撮影、産業廃棄物調査等）
3 件で前年比同様

災害活動以外業務別飛行件数（令和7年中、前年比較）



指令業務の概要

現在の「消防指令システム」は、119 番通報の受付から出動指令はもとより、災害活動を支援するための膨大な情報を一元管理している中枢システムである。令和 7 年 9 月 2 日には、札幌圏の 6 消防本部（札幌市消防局、江別市消防本部、千歳市消防本部、恵庭市消防本部、北広島市消防本部及び石狩北部地区消防事務組合消防本部）による「札幌圏消防指令センター」の運用が始まり、同年 9 月 19 日には札幌圏内のすべての 119 番通報が当該消防指令センターに接続されるなど、より効率的な広域消防体制へと移行している。

平成 22 年 4 月から運用開始した「位置情報通知システム（統合型）」により、携帯電話の GPS や基地局を利用し、おおよその発信位置や NTT 固定電話・IP 電話の契約者情報を表示することで、具合が悪く話することが困難な場合でも、いち早く消防部隊を出動させている。また、音声による通報が困難な方からの通報に対しては「FAX119 番通報」や「NET119 緊急通報システム」を活用し、迅速に対応している。

平成 25 年 10 月の「消防指令システム」の更新と同時に整備した「消防救急デジタル無線」は、従来のアナログ無線から移行したことで、使用無線チャンネル数の増加や、通信の秘匿性向上等の効果을上げている。また、車両運用端末装置を使用することで、消防部隊の位置を常に把握、システムと連動させることで災害地点に近い車両に出動を指令し、消防部隊の現場到着までの時間短縮等の効果을上げている。

災害の状況を確認する「高所監視カメラ」、ヘリコプターで撮影した被災状況を札幌圏消防指令センター等へ無線により電送する「ヘリコプターTV 電送システム」、ドローン等を活用して災害映像をリアルタイムで全国の主要消防機関等へ衛星通信により伝送する「画像伝送システム」、災害現場における無線輻射緩和と現場活動の強化を図る署活系無線の導入など、情報伝達の迅速・効率化とともに、全道・全国規模に及ぶ広域災害への対応を図っている。

また、電話による災害案内に加え、平成 17 年 2 月 1 日から聴覚や言語に障がいのある方をはじめ、市民に広く災害情報を提供するため、札幌市公式ホームページを利用し、パソコンやスマートフォン、携帯電話で出動情報をリアルタイムに確認できるサービスを提供している。

ソフト面においては、119 番通報受付時、傷病者救命のため、救急隊が現場到着するまでに応急手当が必要と認める場合、「119 番通報時の応急手当の口頭指導マニュアル」に基づき指令員が電話を通じて適切な応急手当を指導している。

なお、令和 7 年中の通報状況は、次のとおりである。

1. 通報受付状況

受付総数は 166,754 件で一日平均 456.9 件であり、約 3 分 9 秒に 1 件の割合で通報を受け付けており、このうち 119 番による通報受付は 155,334 件で、全体の 93.2%、その他の通報手段による受付は 11,420 件で、全体の 6.8%である。

(1) 119 番通報受付

- ア 災害通報の件数は 125,783 件で、受付総数の 75.4%である。
- イ まちがい通報の件数は 7,423 件で、受付総数の 4.5%である。
- ウ いたずら通報の件数は 1,664 件で、受付総数の 1.0%である。
- エ 問合わせの件数は 6,241 件で、受付総数の 3.7%である。
- オ 回線試験・通報訓練の件数は 5,988 件で、受付総数の 3.6%である。
- カ 119 番通報受付でいずれにも該当しないものは 8,235 件で、受付総数の 4.9%である。

(2) その他の通報受付

ア 警察電話による通報は 2,585 件で、受付総数の 1.6%である。

イ 加入電話（局・署所）による通報は 989 件で、受付総数の 0.6%である。

ウ 市民駆け付けによる通報は 150 件で、受付総数の 0.1%である。

エ その他（消防隊・救急隊・専用電話・メール・NET119 番通報システム）の通報は 7,696 件で、受付総数の 4.6%である。

2. 移動体電話（携帯電話・PHS）及び IP 電話からの通報状況

携帯電話からの 119 番通報件数は 93,640 件で受付総数の 56.2%、前年は 86,605 件で前年受付総数（156,964 件）の 55.2%、インターネット回線を利用した IP 電話からの 119 番通報件数は 37,106 件で受付総数の 22.3%、前年は 35,946 件で前年受付総数の 22.9%である。

通報受付状況（令和 7 年中）

（単位：件）

区 分		総 数	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
総 数		166,754	14,359	11,835	12,190	11,276	11,973	11,995	14,235	13,226	14,824	15,796	16,513	18,532
119 番通報受付	計	155,334	13,657	11,208	11,594	10,651	11,301	11,389	13,435	12,487	13,782	14,263	14,686	16,881
	小 計	125,783	10,948	9,168	9,412	8,646	9,180	9,244	11,053	10,159	10,496	11,625	12,027	13,825
	火 災	550	36	47	37	44	36	44	41	29	34	60	62	80
	救 急	111,957	9,435	8,186	8,520	7,799	8,285	8,320	9,581	9,123	9,383	10,430	10,865	12,030
	救 助	965	90	95	67	69	60	62	85	79	99	86	86	87
	警 戒 等（注 1）	4,791	375	278	308	295	273	325	666	420	436	423	393	599
	続 報	7,520	1,012	562	480	439	526	493	680	508	544	626	621	1,029
	ま ち が い	7,423	572	547	603	556	557	571	585	597	664	677	715	779
	い た ず ら	1,664	126	46	78	78	106	120	122	158	274	180	167	209
	問 合 わ せ	6,241	664	504	465	417	428	422	523	507	480	531	560	740
	回線試験・通報訓練	5,988	418	384	489	439	428	427	411	318	735	682	704	553
	その他（注 2）	8,235	929	559	547	515	602	605	741	748	1,133	568	513	775
その他の通報受付	計	11,420	702	627	596	625	672	606	800	739	1,042	1,533	1,827	1,651
	警察電話（110 番）	2,585	217	170	176	194	184	206	273	210	220	227	231	277
	加入電話（局署所）	989	62	84	83	79	62	43	104	77	94	97	91	113
	市民駆付（署所）	150	5	12	8	12	14	15	17	9	14	26	8	10
	その他（注 3）	7,696	418	361	329	340	412	342	406	443	714	1,183	1,497	1,251

（注）1. 警戒等とは、警戒、危険排除、調査、水防をいう。

2. その他は、119 番通報受付でいずれにも該当しないものをいう。

3. その他は、警察電話以外の専用線（救急安心センターさっぽろからの転送等を含む。）、メール 119、NET119 による通報又は消防隊・救急隊が覚知したものをいう。

応 援 協 定 の 概 要

本市では、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 39 条の規定に基づき道内 58 の消防本部（令和 8 年 4 月 1 日現在）と北海道広域消防相互応援協定を締結し、万全な体制を確保しているところである。さらに、本協定に基づき、市境界付近や高速道路での災害に対処するため、本市が道路網の状況等により直接的に関係する 5 消防本部（北広島市、石狩北部地区消防事務組合、江別市、小樽市及び羊蹄山ろく消防組合）と地域の実情に応じた事項について申合せ等を取り交わし、当該地域に対する初動体制を確保している。

応援協定に基づく出動状況（令和 7 年中）

（単位：件）

消防本部		区分	火 災		救 急		救 助		その他	
総 数		応 援	-	-	37	(3)	5	(5)	3	-
		被応援	3	-	3	-	1	-	1	-
隣 接 市 町 等	北広島市	応 援	-	-	1	-	-	-	-	-
		被応援	-	-	-	-	-	-	-	-
	石狩北部地区 （組）	応 援	-	-	-	-	-	-	-	-
		被応援	2	-	-	-	1	-	-	-
	江別市	応 援	-	-	7	-	-	-	-	-
		被応援	-	-	-	-	-	-	-	-
	小樽市	応 援	-	-	2	(2)	2	(2)	3	-
		被応援	1	-	-	-	-	-	1	-
	羊蹄山ろく （組）	応 援	-	-	-	-	-	-	-	-
		被応援	-	-	-	-	-	-	-	-
	恵庭市	応 援	-	-	1	-	-	-	-	-
		被応援	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他	応 援	-	-	26	(1)	3	(3)	-	-
		被応援	-	-	3	-	-	-	-	-

※ 各枠内左記件数は、陸上応援及び航空応援の総数を示す。

※ （ ）内は、総件数のうち航空応援の件数を示す。

消 防 団

消 防 団 の 概 要

1. 消 防 団 の 組 織

消防団は、消防署とともに行政区域を単位として設置しており、札幌市消防団条例に基づき、10消防団・10本部・72分団、定員2,150人の構成をもって組織している。

〈構成図〉（令和8年4月1日現在）

市 長	中央消防団	1	本 部	13分団
	北 消 防 団	1	本 部	11分団
	東 消 防 団	1	本 部	10分団
	白石消防団	1	本 部	7分団
	厚別消防団	1	本 部	4分団
	豊平消防団	1	本 部	6分団
	清田消防団	1	本 部	4分団
	南 消 防 団	1	本 部	8分団
	西 消 防 団	1	本 部	5分団
	手稲消防団	1	本 部	4分団
	(10団)		(10本部)	(72分団)

2. 消 防 団 の 事 務

消防団の事務は、消防局職員課が主管となり、さらに各消防署予防課庶務係において、消防団本部と連携をとり執行している。

令和7年度中における消防団事務の概要は、次のとおりである。

(1) 任免状況(同年度内に入退団したものを除く)

202人が退職し、新たに130人を採用し、82人が昇任している。

(2) 表彰状況

消防功勞により叙勲4人、消防庁長官表彰6人、北海道知事表彰112人、日本消防協会会長表彰21人などを含め、総数409人、10団体に対して表彰があった。

3. 消 防 団 の 活 動

消防団員は非常勤の地方公務員として、火災をはじめ、風水害など自然災害の有事における災害除、さらには防火思想の普及を図るために火災予防運動など各種の活動を行っている。

(1) 災害及び予防活動等の出動状況

令和7年中における消防団の災害等出動は、火災・水災害354人、予防及び警戒4,324人となっている。

(2) 研修訓練等の状況

消防活動技術の向上を図るため、消防団業務計画を策定し、学科研修をはじめ各種災害を想定した訓練を実施し、延べ10,480人が出動した。

(3) その他の状況

消防団会議、消防団事務、出初式、機械器具点検、消防水利調査等に延べ12,203人が出動した。

4. 札幌市10消防団連合協議会（平成17年4月1日設立）

全市的な消防団の施策を展開するため、各消防団相互の横断的な情報の共有及び各消防団管轄区域の地域実情に応じた消防団活動を実施し、これらを包括的に支援し、消防団本来の任務を達成するために設立された。

5. 消防団協力事業所表示制度（平成19年10月1日施行）

消防団と事業所の協力体制を促進するため、消防団に協力している事業所に対し、社会貢献の証として表示証を交付する制度を発足した。交付事業所数は令和8年4月1日現在46事業所となっている。

消防団員定員現員状況（令和8年4月1日現在）

（単位：人）

区	分	総数	団長	副団長	分団長 (本部長を含む)	副分団長 (副本部長を含む)	部長	班長	団員
総数	定員	2,150	10	20	82	88	270	414	1,266
	現員	1,571	10	20	80	82	217	314	848
	(女性)	(412)	－	(1)	(5)	(18)	(51)	(91)	(246)
中央	定員	279	1	2	14	15	38	64	145
	現員	181	1	2	13	13	23	34	95
	(女性)	(39)	－	－	－	(2)	(6)	(8)	(23)
北	定員	298	1	2	12	13	39	61	170
	現員	211	1	2	12	12	32	47	105
	(女性)	(48)	－	－	－	(1)	(8)	(11)	(28)
東	定員	299	1	2	11	12	39	59	175
	現員	227	1	2	11	10	37	53	113
	(女性)	(44)	－	－	－	(1)	(7)	(9)	(27)
白石	定員	210	1	2	8	9	26	40	124
	現員	154	1	2	7	9	23	33	79
	(女性)	(50)	－	－	－	(4)	(7)	(10)	(29)
厚別	定員	130	1	2	5	5	15	23	79
	現員	98	1	2	5	5	12	22	51
	(女性)	(29)	－	－	(1)	(1)	－	(7)	(20)
豊平	定員	210	1	2	7	8	25	37	130
	現員	147	1	2	7	8	14	31	84
	(女性)	(45)	－	(1)	(1)	(2)	(5)	(16)	(20)
清田	定員	130	1	2	5	5	15	23	79
	現員	112	1	2	5	5	14	17	68
	(女性)	(30)	－	－	－	(2)	(3)	(4)	(21)
南	定員	250	1	2	9	10	31	47	150
	現員	177	1	2	9	9	27	35	94
	(女性)	(48)	－	－	(1)	(1)	(8)	(12)	(26)
西	定員	200	1	2	6	6	24	34	127
	現員	162	1	2	6	6	19	22	106
	(女性)	(44)	－	－	(1)	(1)	(4)	(6)	(32)
手稲	定員	144	1	2	5	5	18	26	87
	現員	102	1	2	5	5	16	20	53
	(女性)	(35)	－	－	(1)	(3)	(3)	(8)	(20)

（注） 女性団員数は内数である。

消防団員任免状況（令和7年度中）

（単位：人）

区	分	総数	中央	北	東	白石	厚別	豊平	清田	南	西	手稲
採用		130	16	11	15	9	7	22	18	12	16	4
昇任		82	23	14	5	12	1	7	5	7	6	2
退職		202	33	27	21	30	9	13	8	20	30	11

（注） 同年度内に入退団したものを除く。

消防団員表彰状況（令和7年度中）

（単位：人、団）

区 分	総 数	功労などの賞	永年勤続	優良消防団	退職消防団員
総 数	409	39	320	10	40
叙 勲	4	4	-	-	-
消 防 庁 長 官	6	-	6	-	-
知 事	112	-	112	-	-
市 長	136	-	86	10	40
団 長	10	10	-	-	-
1 0 団 連 会 長	1	1	-	-	-
日 本 消 防 協 会 長	21	5	16	-	-
北 海 道 消 防 協 会 長	119	19	100	-	-

消防団員出動状況（令和7年中）

（単位：回、人）

区 分	総 数		火災・水災害		研修・訓練		予防・警戒		そ の 他	
	回数	人員	回数	人員	回数	人員	回数	人員	回数	人員
総 数	7,092	27,361	216	354	2,152	10,480	1,085	4,324	3,639	12,203
中 央	973	2,292	14	18	528	820	9	52	422	1,402
北	836	3,621	21	35	207	991	282	1,179	326	1,416
東	969	3,976	25	31	195	1,393	215	832	534	1,720
白 石	615	2,237	47	101	122	876	70	246	376	1,014
厚 別	475	1,880	13	18	120	827	128	391	214	644
豊 平	543	2,546	19	20	159	1,291	79	252	286	983
清 田	558	2,113	8	13	117	848	61	208	372	1,044
南	1,004	3,362	57	99	421	1,385	117	369	409	1,509
西	598	3,292	12	19	160	1,140	78	597	348	1,536
手 稲	521	2,042	0	0	123	909	46	198	352	935

- （注） 1. 回数のうち、火災については出動した件数、他は団又は分団単位の出動回数である。
2. その他は、消防団会議、消防団事務、出初式、機械器具特別点検、消防水利調査などである。
3. 人員は、延べ人員である。

年齢別消防団員数（令和8年4月1日現在）

（単位：人）

区 分	総 数	団 長	副団長	分団長	副分団長	部 長	班 長	団 員
総 数	1,571 (412)	10 -	20 (1)	80 (5)	82 (18)	217 (51)	314 (91)	848 (246)
20 歳 未 満	15 (2)	- -	- -	- -	- -	- -	- -	15 (2)
20 ～ 24	55 (14)	- -	- -	- -	- -	- -	- -	55 (14)
25 ～ 29	45 (14)	- -	- -	- -	- -	- -	4 -	41 (14)
30 ～ 34	47 (11)	- -	- -	- -	1 -	- -	7 (2)	39 (9)
35 ～ 39	70 (17)	- -	- -	- -	1 -	- -	10 (2)	59 (15)
40 ～ 44	143 (34)	- -	- -	- -	3 (1)	8 -	24 (4)	108 (29)
45 ～ 49	208 (60)	- -	- -	1 -	3 (2)	22 (5)	38 (7)	144 (46)
50 ～ 54	309 (90)	- -	1 -	11 (1)	8 (1)	37 (7)	86 (29)	166 (52)
55 ～ 59	231 (67)	1 -	- -	8 (2)	17 (3)	45 (8)	65 (23)	95 (31)
60 ～ 64	203 (46)	1 -	7 (1)	25 -	22 (7)	42 (8)	36 (10)	70 (20)
65 歳 以 上	245 (57)	8 -	12 -	35 (2)	27 (4)	63 (23)	44 (14)	56 (14)

（注）（ ）は、女性団員数で内数

勤続年数別消防団員数（令和8年4月1日現在）

（単位：人）

区 分	総 数	団 長	副団長	分団長	副分団長	部 長	班 長	団 員
総 数	1,571 (412)	10 -	20 (1)	80 (5)	82 (18)	217 (51)	314 (91)	848 (246)
1 年 未 満	119 (38)	- -	- -	- -	- -	- -	1 -	118 (38)
1 ～ 4	347 (116)	- -	- -	- -	1 -	1 -	13 (5)	332 (111)
5 ～ 9	264 (79)	- -	- -	2 (1)	1 -	15 (4)	59 (19)	187 (55)
10 ～ 14	240 (62)	- -	- -	3 -	8 (4)	28 (6)	90 (26)	111 (26)
15 ～ 19	221 (51)	1 -	1 (1)	9 (1)	14 -	53 (16)	89 (23)	54 (10)
20 ～ 24	150 (39)	- -	2 -	14 -	19 (7)	50 (11)	41 (16)	24 (5)
25 ～ 29	101 (23)	- -	4 -	16 (2)	16 (6)	43 (12)	11 (2)	11 (1)
30 ～ 34	65 (3)	2 -	7 -	21 (1)	11 -	14 (12)	6 -	4 -
35 ～ 39	28 (1)	2 -	3 -	7 -	6 (1)	4 -	3 -	3 -
40 ～ 44	28 -	4 -	2 -	6 -	4 -	7 -	1 -	4 -
45 年 以 上	8 -	1 -	1 -	2 -	2 -	2 -	- -	- -

（注）（ ）は、女性団員数で内数

職業別消防団員数（令和8年4月1日現在）

（単位：人）

区 分	総数	中央	北	東	白石	厚別	豊平	清田	南	西	手稲
総数	1,571	181	211	227	154	98	147	112	177	162	102
サービス業（他に分類されないもの）	184	24	22	36	23	8	19	12	18	14	8
医療、福祉	128	17	21	12	10	12	7	10	8	21	10
運輸業、郵便業	72	6	5	10	10	7	7	3	10	8	6
卸売業、小売業	209	26	16	29	14	10	26	13	31	33	11
学術研究、専門・技術サービス業	47	11	4	4	6	2	5	5	4	5	1
教育、学習支援業	36	7	5	5	4	1	2	4	1	5	2
金融業、保険業	63	19	7	5	8	3	3	2	9	3	4
建設業	198	7	40	33	19	8	15	18	24	17	17
公務（他に分類されるものを除く）	37	3	6	3	4	4	2	6	2	4	3
鉱業、採石業、砂利採取業	3		1					1			1
宿泊業、飲食サービス業	54	6	4	7	1	3	5	5	16	6	1
情報通信業	25	3	6	1	1		4	3	2	4	1
生活関連サービス業、娯楽業	69	10	7	7	7	5	6	8	8	7	4
製造業	73	8	6	14	5	6	3	6	5	9	11
電気・ガス・熱供給・水道業	28	3	7	4	1	1	1	2	2	4	3
農業、林業	46		6	19	4	2	1	1	11	1	1
不動産業、物品賃貸業	70	11	12	17	10	4	7	2	4	3	
複合サービス事業	5	1	3						1		
分類不能の産業	18	5	2	2	5	1	1				2
その他（学生・主婦など）	206	14	31	19	22	21	33	11	21	18	16

（注） 職業は、統計調査に用いる産業分類を定める政令（昭和26年政令第127号）に基づく産業分類による。

消防団施設・機器配置状況（令和8年4月1日現在）

区 分	器 具 置 場 数	軽可搬消防ポンプ台数	車 両 台 数
総 数	73	80	4
中 央	11	14	－
北	15	16	－
東	10	11	1
白 石	7	7	－
厚 別	4	4	－
豊 平	5	6	－
清 田	4	4	1
南	8	9	1
西	5	5	－
手 稲	4	4	1

（注） 器具置場数には、署所内配置も含む。

付 録

沿革

明治 5 年	(1872)	開拓使判官岩村通俊による御用火事の延焼防止のために組織した“中川組”が、札幌市消防の始まりである。 開拓使工業局に消防組が設置された。
明治 6 年	(1873)	官許を得て区立自衛消防組を組織した。
明治 7 年	(1874)	最初の出初式を本庁前で行い、はしご乗り（登梯式）を披露した。 火災消防規則及び野火取締規則を制定した。
明治 8 年	(1875)	開拓使工業局の消防組が廃止された。
明治 12 年	(1879)	非常ならびに出火時の消防規則（14 カ条）を制定した。 消防規則及び水防規則を廃止し、札幌市街消防規則を制定した。
明治 21 年	(1888)	道庁が部落単位の消防組の設立を進める「消防組設置準則」を制定した。 山林火入取締規則を制定した。
明治 22 年	(1889)	私設別手組ができ、竜吐水 1 台を備えた。
明治 25 年	(1892)	私設別手組を市中消防 4 番組に編入した。
明治 27 年	(1894)	私設消防組が豊平村にできた。 消防組規則が公布され、札幌消防組を公設とした。 消防組規則施行細則を制定した。 青年会附属の私設消防組が札幌村の各部落ごとに設立された。
明治 31 年	(1898)	札幌消防組を 5 部制とした。
明治 34 年	(1901)	札幌消防組を 7 部制とした。
明治 36 年	(1903)	琴似村に私設消防組ができた。
明治 41 年	(1908)	望楼を第 1 部に新設した。
明治 43 年	(1910)	豊平町の一部編入で豊平消防組（豊平橋詰所）が、札幌消防組に編入（第 8 部）。 道庁が火災予防組合規則を定めた。
明治 44 年	(1911)	41 の火防組合が札幌区に組織された。
大正 4 年	(1914)	規律厳正訓練優秀により金馬簾 1 条の使用が認許された。
大正 7 年	(1918)	火災予防組合が白石村に設立された。
大正 10 年	(1921)	第 9 部を苗穂方面に増設した。 特科部が札幌消防組に設置され、初めて常備消防を設けた。第 10 部を設置し、第 3 部以下を繰り下げて部名を改称、第 8 部は第 39 火防組合から編入設置した。
大正 11 年	(1922)	組員一致協力現場功労顕著により金馬簾 2 条の使用が認許された。 札幌に市制施行、札幌支庁を石狩支庁に改称。
大正 14 年	(1925)	火災報知専用電話（磁石式）を設置した。
大正 15 年	(1926)	消防本部及び望楼の建築に着工した。
(昭和元年)		
昭和 2 年	(1927)	消防本部及び望楼（高さ 41 メートル）が大通西 1 丁目にしゅん工し、本部を移転した。
昭和 3 年	(1928)	火災専用電話が共電式となった。

		消防本部が常備消防本部となり本部長に広瀬博が任命された。
		第 1、2、5 の各部を常備に改めた。
		消防署に整備工場を附設した。
昭和 4 年	(1929)	消防組規則施行細則を改正し、消防組設置区域ならびに組織編成を告示した。
昭和 5 年	(1930)	現場功勞により金馬簾 3 条の使用が認許された。
昭和 6 年	(1931)	第 7 部を第 5 部と改め常備した。
昭和 8 年	(1933)	現場功勞により金馬簾 4 条の使用が認許された。 白石消防組が設立された。
昭和 9 年	(1934)	新川添消防組を第 2 部の出張所に改組し編入した。 市吏員総動員で災害警防演習を実施した。
昭和 10 年	(1935)	防衛計画（特殊建築物）内規を定めた。 札幌市防護計画及び防護団則が制定され、札幌市防護団（団長 橋本正治市長）を設置した。
昭和 11 年	(1936)	潜攻系を専任とした。 消防本部の電話交換台を応答式に改めた。 消火栓の通水が全市にされた。
昭和 12 年	(1937)	出火通報内規を定めた。 出初式のはしご乗り（登梯式）を中止、代わって集団式組演技（新式登梯式）を披露した。 札幌市防護団が改組強化し、改めて発足した。
昭和 14 年	(1939)	警防団令を公布し、消防組規則を廃止した。 札幌消防組と札幌市防護団が改組統合し、札幌市警防団が誕生した。
昭和 16 年	(1941)	札幌市警防団を改組し、6 部 11 分団制とした。 警防団に第 12、13 の 2 分団を増設した。
昭和 17 年	(1942)	警防団を豊平館附属建物に移転した。
昭和 18 年	(1943)	警防団を豊平館から今井百貨店卸部（南 1 西 1）に移転した。 消防練習所を警察練習所に併置した。 警防団本部を市役所（北 1 西 2）に移転した。
昭和 19 年	(1944)	札幌市警防団本部が北海道庁札幌消防署となり、広瀬博が署長に任命された。
昭和 20 年	(1945)	広瀬博署長が小樽消防署長に転出し、後任には木下冬太（深川警察署長）が任命された。 米軍の命令により第 10 出張所が第 1 出張所に合併し、立ち退いた。 警防団員は警察の補助員として市内警備にあたった。
昭和 21 年	(1946)	特別消防隊が改組し、署所属警防団特科本部とした。 出初式のはしご乗り（登梯式）が復活した。 第 10 出張所が新築開所され、第 7 出張所は閉鎖した。
昭和 22 年	(1947)	消防団令が公布施行され、警防団令を廃止した。札幌消防団設置条例が公布、札幌市警防団は札幌消防団に改組され 1 消防団 19 分団制として発足した。

所長制度を消防出張所に設けた。

昭和 23 年 (1948)

- 3 月 4 日 札幌市消防本部設置条例を公布（3 月 7 日施行）した。
札幌市消防職員の訓練及び礼式に関する規則を制定（3 月 7 日施行）した。
- 3 月 7 日 消防組織法施行に伴い、官設札幌消防署が札幌市に移管され、札幌市消防本部が初代消防長瀬田一雄の下に 1 本部 1 消防署 10 出張所 1 訓練所制で発足。本部の機構を本部長－総務係、消防係、予防係（規定されたものではなく任意に設置）－訓練所とし、消防署の機構を署長－次席－主任（総務、消防、予防、機械（規定されたものではなく任意に設置））－直轄、出張所とした。
本部を北 1 条西 4 丁目市役所内に設けた。
- 7 月 24 日 消防団令が廃止された。
- 8 月 22 日 札幌市消防団員の服制及び消防団旗の制式に関する規則を制定した。
- 10 月 1 日 札幌市危険物取締条例、札幌市火災予防条例を公布（24 年 1 月 1 日施行）した。
立入検査証票を制定（実施 24 年 1 月 1 日）した。

昭和 24 年 (1949)

- 4 月 1 日 札幌市消防本部設置規則及び札幌市消防署設置規則を制定、本部の機構を消防長－次長－総務係、経理係、予防係、消防係、訓練所とし、消防署の機構を署長－次席－主任（総務、警防）－直轄、出張所とした。
札幌市消防団条例及び札幌市消防団設置区域ならびに組織に関する規則を制定した。
- 7 月 12 日 消防出動計画を作成した。
- 9 月 1 日 札幌市消防団条例及び札幌市消防団設置区域ならびに組織に関する規則を制定した。
- 10 月 1 日 札幌市消防団が 1 消防団 22 分団制で発足した。

昭和 25 年 (1950)

- 4 月 1 日 火災専用電話を共電式一斉指令装置に改め、消防署に通信主任を置いた。
- 7 月 1 日 白石村を本市に合併、消防団に 3 分団を増設、1 消防団 25 分団制とした。
- 8 月 22 日 札幌市消防吏員服制等に関する規則を制定した。
- 8 月 29 日 消防手帳制式を定めた。
- 9 月 25 日 機械整備工場を北 1 条東 14 丁目に新設、消防署に機械主任を置いた。

昭和 26 年 (1951)

- 8 月 15 日 第 9 出張所を第 3 出張所に統合閉鎖した。
- 8 月 20 日 消防署に教養主任を置いた。
- 9 月 15 日 札幌市消防手数料条例を制定した。
- 10 月 2 日 札幌市危険物取締条例及び札幌市火災予防条例の全部改正、札幌市危険物取締規則及び札幌市火災予防規則を制定した。

昭和 27 年 (1952)

- 6 月 5 日 第 6 出張所を南 11 条西 14 丁目に新築移転した。
- 6 月 16 日 機構改革を行い訓練所を廃止し、本部の機構を 1 本部（次長を置く）2 課（庶務、警防）5 係（庶務、経理、予防、消防、機械）制、消防署の機構を 1 消防署（次

席を置く) 2 係(庶務、警防) 1 直轄 9 出張所制とし、主任制を廃止し出張所の名称を改め、署所属の通信、機械、教養を本部の事務に移管した。

11 月 1 日 札幌市消防等に協力援助した者の災害給付に関する条例を制定した。

昭和 28 年 (1953)

2 月 6 日 札幌市消防職員職階級規則を制定した。

2 月 26 日 札幌市消防職員表彰制度を定めた。

3 月 1 日 札幌市消防特用日付認印を定めた。

5 月 14 日 札幌市消防等に協力援助した者の災害給付に関する条例施行規則を制定した。

6 月 16 日 消防本部の当直制度を実施した。

8 月 1 日 幌北消防署を北 15 条西 5 丁目に新設し、従来の札幌消防署は大通消防署に改め、1 本部 2 消防署 9 出張所制とし、消防署の係制を廃止し主任制を取り入れた。

8 月 27 日 札幌市消防職員の訓練及び礼式に関する規則を廃止、札幌市消防訓練及び礼式に関する規則を制定した。

昭和 29 年 (1954)

4 月 1 日 札幌消防団本府分団を中央分団に統合、1 消防団 24 分団制とした。

8 月 23 日 道内初のはしご付消防自動車(26 メートル、1,200 万円)を購入、幌北消防署に配置した。

10 月 1 日 白石出張所を改称し、菊水出張所とした。

12 月 28 日 瀬田一雄初代消防長が退任、小松久次郎次長が第 2 代消防長に就任した。

昭和 30 年 (1955)

3 月 1 日 琴似町、札幌村、篠路村の 3 町村を本市に合併、幌北消防署琴似出張所を増設、1 消防本部 2 消防署 10 出張所制とし、札幌消防団の特別分団を廃止、3 団(琴似、北札幌、篠路) 15 分団を増設、消防 4 団 38 分団制とした。

3 月 3 日 国家消防本部長より本市消防に表彰旗 1 旗が授与された。

3 月 23 日 札幌市消防団設置区域並びに組織に関する規則を廃止、札幌市消防団条例の全部改正及び札幌市消防団規則を制定した。

昭和 31 年 (1956)

2 月 8 日 札幌市消防団員表彰制度を定めた。

9 月 7 日 札幌市消防職員相互共済会設置規則を制定した。

昭和 32 年 (1957)

1 月 16 日 札幌市消防本部ラッパ隊(隊員 32 名以内)が発足した。

2 月 1 日 消防無線電話を設置した。

9 月 1 日 札幌市まさ屋根解消資金の融資制度を制定した。

10 月 1 日 円山出張所を桑園出張所に統合、幌北消防署桑園出張所を北 4 条西 22 丁目に新築移転し、1 本部 2 消防署 9 出張所制とした。

11 月 8 日 北札幌消防団に竿頭綬が授与された。

昭和 33 年 (1958)

6 月 1 日 本市に最初の救急車を備え、消防係に救護員を置き、6 月 20 日より正式に救急業務を開始した。

7 月 7 日～ 8 月 3 日 臨時消防出張所を北海道大博覧会会場(桑園)に設置し警備にあたった。

- 9月1日 大通消防署菊水出張所を菊水上町 52 番地に新築移転した。
- 昭和 34 年 (1959)**
- 4月1日 機構改革を行い、消防本部に予防課及び指導係を新設、1 本部 3 課 6 係制とした。
- 9月30日 札幌市危険物取締条例を廃止した。
- 10月1日 札幌市消防職員相互共済会設置規則を廃止した。
- 10月16日 幌北消防署琴似出張所を琴似町琴似 504 番地に新築移転した。
- 昭和 35 年 (1960)**
- 7月10日 災害救急指定当番病院制度が発足した。
- 12月9日 公用文は左横書とすることになった。
- 昭和 36 年 (1961)**
- 1月1日 琴似消防団に琴似中央分団、北札幌消防団に東雁来分団を増設、4 消防団 40 分団制とした。
- 4月14日 札幌市危険物取締規則を廃止、札幌市危険物規制規則を制定した。
- 5月1日 豊平町を札幌市に合併、同地区に 2 出張所（月寒、平岸）4 分遣所（清田、石山、簾舞、定山溪）を増設、大通消防署所管とし、1 本部 2 署 11 出張所 4 分遣所制とした。
- 消防団に 1 団（南札幌）7 分団を増設、5 消防団 47 分団制とした。
- 8月1日 南消防署（本部庁舎併用 4 階建 1、2 階部分）を南 3 条西 11 丁目に新設、西創成出張所を廃止、1 本部 3 消防署 10 出張所 4 分遣所制とした。
- 8月7日 消防本部庁舎を南 3 条西 11 丁目に新築、札幌市役所庁舎から移転した。
- 8月21日 札幌市機構改革に伴い、消防本部は局制を施行、消防局と称した。
- 昭和 37 年 (1962)**
- 4月1日 南消防署定山溪分遣所を出張所に昇格した。
- 5月1日 大通消防署白石出張所を白石町中央 47 番地に新設（白石分団詰所を改裝仮庁舎とした）、1 局 3 消防署 12 出張所 3 分遣所制とした。
- 9月1日 札幌市火災予防条例及び火災予防規則の全部改正を行った。
- 9月20日 南消防署山鼻出張所を南 25 条西 11 丁目に新築移転した。
- 10月1日 南消防署定山溪出張所を定山溪 223 番地に新築移転した。
- 昭和 38 年 (1963)**
- 3月9日 札幌市防災会議が設置された。
- 3月31日 小松久次郎消防局長が退任した。
- 4月1日 高松高男秘書室長が第 3 代消防局長に就任した。
- 9月1日 消防署に予防主任を置いた。
- 10月20日 白石出張所を白石本通 7 丁目南 16 に新築移転した。
- 12月18日 本市初の化学車を購入し菊水出張所へ配置した。
- 12月25日 札幌市消防職員の職名等に関する規則を制定した。
- 昭和 39 年 (1964)**
- 4月1日 札幌市消防本部設置規則を廃止、札幌市消防本部及び消防署設置条例並びに札幌市消防局組織規則を制定、消防局を部制とし消防局の機構を 1 局 2 部（管理、警防）4 課（庶務、管理、消防、予防）9 係（庶務、教養、管理、経理、警防、機械、

救急、予防、指導）制とし、消防署の主任制を廃止し、次席を次長と改め、3 係（消防第一係、消防第二係、予防係）1 直轄、出張所制とした。

5 月 20 日 幌北消防署苗穂出張所を東苗穂 93 番地に新築移転、東苗穂出張所と改称した。

12 月 25 日 大通消防署を大通東 5 丁目に新築移転した。

昭和 40 年 (1965)

2 月 大通西 1 丁目旧大通消防署庁舎を取り壊した。

7 月 1 日 消防署の機構改革を行い、事務と直轄を 1 本化、4 係（庶務、警備第一、警備第二、予防）出張所制とした。

10 月 20 日 大通消防署豊水出張所を南 9 条西 1 丁目に新設、豊平出張所を廃止した。

12 月 15 日 警防部救急係所属の救急隊を各消防署へ移管、警防部救急係を通信救急係に改めた。

昭和 41 年 (1966)

4 月 1 日 札幌消防団に 2 分団（北、東白石）を増設、5 消防団 49 分団制とした。

4 月 8 日 札幌市消防訓練及び礼式に関する規則の全部改正を行った。

4 月 27 日 本市が第 11 回冬季オリンピック大会の開催地に決定された。

11 月 10 日 本市初の屈折はしご車（15 メートル、損保寄贈）を南消防署へ配置した。

11 月 27 日 藻岩山頂に無線中継所を設置した。

12 月 3 日 大通消防署美園出張所を美園 1 条 1 丁目に、幌北消防署北栄出張所を北 33 条東 1 丁目に新設、1 局 2 部 4 課 3 消防署 14 出張所 4 分遣所制とし、署の所属の分遣所を出張所所管に改めた。

12 月 5 日 出初式におけるはしご乗り（登梯式）の中止が決定された。

昭和 42 年 (1967)

3 月 1 日 手稲町を本市に合併、同地区に手稲出張所および東手稲分遣所を増設し、幌北消防署の所管とし、消防団に 1 団（手稲）2 分団を増設、6 消防団 51 分団制とした。

9 月 20 日 豊平消防署平岸出張所を改築した。

11 月 1 日 手稲消防団手稲第二分団を増設、6 消防団 52 分団制とした。

11 月 15 日 幌北消防署琴似出張所庁舎を増改築し西消防署を新設し、消防局の機構を 1 局 2 部 4 課 4 消防署 14 出張所 5 分遣所制とし、警防部予防課所管の火災調査事務を各消防署に移管した。

11 月 20 日 定山溪に消防職員住宅が完成した。

12 月 10 日 本市 2 台目の油圧式はしご付消防自動車（32 メートル）を購入、南消防署に配置した。

昭和 43 年 (1968)

6 月 14 日～8 月 18 日 札幌市まさ屋根解消資金融資制度が廃止された。
真駒内を会場に開道百年記念北海道大博覧会が開催され、期間中消防臨時派出所を設置した。

6 月 25 日 札幌市消防本部ラッパ隊を廃止、札幌市消防局音楽隊（隊員 30 名以上）が発足した。

9 月 28 日 幌北消防署北光出張所を北 12 条東 9 丁目に新築移転した。

11 月 1 日 西消防署新琴似出張所を新琴似 8 条 3 丁目に新設した。

12 月 25 日 大通消防署真駒内出張所を真駒内幸町 1 丁目に新設し、消防局の機構を 1 局 2 部 4 課 9 係 4 消防署 16 出張所 5 分遣所制とした。

昭和 44 年 (1969)

- 4 月 1 日 消防副士長制度を実施した。
- 4 月 21 日 警防部予防課に危険物係を新設し、消防局の機構を 1 局 2 部 4 課 10 係 4 消防署 16 出張所 5 分遣所制とし、消防局庁舎の当直を廃止した。
- 11 月 25 日 西消防署手稲出張所を手稲本町 138 番地に新築移転、旧庁舎を水防倉庫と消防団詰所とした。
- 12 月 13 日 南消防署を月寒東 1 条 8 丁目に新設、大通消防署を東消防署、旧南消防署を中消防署、幌北消防署を北消防署に改めた。
消防待機宿舎を南消防署に併設（庁舎 3、4 階部分）した。
月寒出張所を廃止し、消防局の機構を 1 局 2 部 4 課 10 係 5 消防署 15 出張所 5 分遣所制とした。
本市初の高発泡車を購入し、南消防署へ配置した。

昭和 45 年 (1970)

- 1 月 14 日 消防化学訓練所を南 25 条西 11 丁目に新設した。
- 3 月 1 日 水難救助隊を編成し、警防部消防課に配置した。
- 3 月 7 日 札幌市消防旗を制定、消防記念日に披露した。
- 4 月 16 日 札幌消防団に東米里分団を増設、6 消防団 53 分団制とした。
- 8 月 1 日 ピーポーサイレンを救急車に採用した。
- 8 月 28 日 整備工場を白石町中央 1 条 3 丁目に新築移転した。
- 11 月 21 日 東消防署厚別町出張所を厚別下野幌 493 番地に新設した。
- 12 月 1 日 北消防署篠路出張所を篠路町篠路 38 番地に新設、篠路分遣所を廃止し、消防局の機構を 1 局 2 部 4 課 10 係 5 消防署 17 出張所 4 分遣所制とした。

昭和 46 年 (1971)

- 5 月 12 日 高松高男消防局長が退任した。
- 5 月 13 日 河口義弘総務局市民部長が第 4 代消防局長に就任した。
- 10 月 1 日 警防部予防課指導係を 2 分し、指導第一係、指導第二係とし、消防局の機構を 1 局 2 部 4 課 11 係 5 消防署 17 出張所 4 分遣所制とした。
指令室に救急指令台が設置され、救急無線（対向波）が実装された。
- 10 月 18 日 東消防署北郷出張所を白石町北郷 3 条 5 丁目に、南消防署東月寒出張所を羊ヶ丘 1 番地に新設、消防局の機構を 1 局 2 部 4 課 11 係 5 消防署 19 出張所 4 分遣所制とした。
南消防署の直属であった清田分遣所を東月寒出張所の所管とした。
第 11 回オリンピック冬季大会消防警戒総本部（本部長 河口義弘消防局長）を設置した。

昭和 47 年 (1972)

- 1 月 31 日 自動応答装置を設置し、火災の案内を開始した。
- 2 月 3 日～2 月 13 日 本市を中心に札幌オリンピック冬季大会が開催され会場警備にあたった。
- 4 月 1 日 本市は川崎、福岡市とともに政令指定都市に移行、10 大都市の一つとして位置づけられた。
本市の行政は 7 区に分けられ、中消防署を中央消防署、南消防署を豊平消防署、

東消防署を大通消防署に改めた。

警防部予防課指導第一係、指導第二係を指導一係、指導二係、消防署の警備第一係、警備第二係を警備一係、警備二係に改めた。

課長職の消防署長を部長職に、係長職の消防署次長を副署長に改め、課長職に格上げした。

消防団の機構を 8 消防団 58 分団制に改めた。

9 月 23 日 自動屈折車（損保寄贈）を中央消防署へ配置した。

10 月 1 日 豊平消防署真駒内出張所を増改築し、南消防署を新設、真駒内出張所を廃止した。
西消防署発寒出張所を西区発寒 983 番地に新設、南消防署定山溪出張所を南区定山溪温泉西 2 丁目に新築移転した。

11 月 6 日 中央消防団に南苗穂分団、篠路消防団に中沼分団を増設、8 消防団 60 分団制とした。

12 月 1 日 東消防署を東区北 24 条東 17 丁目に新設し、消防局の機構を 1 局 2 部 4 課 11 係 7 消防署 19 出張所 4 分遣所制とした。

昭和 48 年

(1973)

4 月 1 日 消防署の副署長を複数とし隔日勤務制とした。

7 月 1 日 豊平消防団に美園分団を増設し、8 消防団 61 分団制とした。

10 月 1 日 札幌市火災予防条例及び札幌市火災予防規則の全部改正を行った。

10 月 10 日 大通消防署白石出張所を増改築し、大通消防署を白石消防署と改め本署とし、白石出張所を廃止、旧大通消防署庁舎を中央消防署大通出張所として発足した。

10 月 25 日 北消防署新川出張所を北区新川 1 条 3 丁目に、豊平消防署清田出張所を豊平区清田 92 番地に新設、清田分遣所を廃止し、消防局の機構を 1 局 2 部 4 課 11 係 7 消防署 21 出張所 3 分遣所制とした。

昭和 49 年

(1974)

2 月 19 日 南消防署定山溪出張所に無線前進基地局を設置し運用を開始した。

2 月 20 日 白石消防署菊水元町分遣所を白石区菊水元町 8 条 2 丁目に新設し、消防局の機構を 1 局 2 部 4 課 11 係 7 消防署 21 出張所 4 分遣所制とした。

4 月 1 日 2 車以上を配置している 10 出張所（桑園、大通、豊水、山鼻、東苗穂、菊水、厚別、美園、定山溪、手稲）を課に準ずる出張所に昇格し、係長職の次長を置いた。
警防部通信救急係を 2 分し、通信救急一係、通信救急二係に改め、消防局の機構を 1 局 2 部 4 課 12 係 7 消防署 21 出張所 4 分遣所制とした。

中央消防署大通出張所に特別救助車を 1 台配置、消防特別救助隊（隊員 22 名）が発足した。

指定防火対象物の表示制度を採用実施した。

4 月 20 日 消防局 4 階に消防史料展示室を新設した。

11 月 1 日 西消防署西野出張所（係に準ずる）を西区手稲西野 180 番地に新設、東手稲分遣所を廃止した。

11 月 10 日 東消防署札苗出張所（係に準ずる）を東区東苗穂 518 番地に新設し、消防局の機構を 1 局 2 部 4 課 12 係 7 消防署 23 出張所 3 分遣所制とした。

昭和 50 年	(1975)	札幌市消防等に協力援助した者の災害給付に関する条例、札幌市消防等に協力援助した者の災害給付に関する条例施行規則、札幌市消防団条例、札幌市消防団規則、札幌市危険物規制規則、札幌市火災予防条例、札幌市火災予防規則並びに札幌市消防本部及び消防署設置条例の一部改正を行った。
	6 月 31 日	河口義弘消防局長が退任した。
	7 月 1 日	足羽収六豊平区長が第 5 代消防局長に就任した。 消防局に次長を置くことができることとなった。また、6 出張所（新琴似、北光、北郷、平岸、東月寒、発寒）を課に準ずる出張所に昇格した。
	10 月 1 日	消防団の機構を 7 消防団 61 分団制とし 1 区 1 消防団制とした。
	11 月 1 日	札幌市消防用設備等整備資金融資制度を制定した。
	12 月 15 日	北消防署屯田出張所（係に準ずる）を北区屯田 354 番地に、南消防署川沿出張所（係に準ずる）を南区川沿 2 条 3 丁目に新設し、消防局の機構を 1 局 2 部 4 課 12 係 7 消防署 25 出張所 3 分遣所制とした。
昭和 51 年	(1976)	札幌市消防団条例、札幌市消防団規則、札幌市消防等に協力援助した者の災害給付に関する条例施行規則及び札幌市消防職員階級規則の一部改正を行った。
	12 月 5 日	西消防署宮の沢出張所（係に準ずる）を西区手稲宮の沢 155 番地に新設し、消防局の機構を 1 局 2 部 4 課 12 係 7 消防署 26 出張所 3 分遣所制とした。
昭和 52 年	(1977)	札幌市消防局組織規則、札幌市消防団条例、札幌市消防団規則及び札幌市危険物規制規則の一部改正を行った。
	4 月 1 日	管理部庶務課に職員係を新設した。 中央消防署所属の消防特別救助隊を消防課警防係所管とした。
	12 月 5 日	南消防署澄川出張所（係に準ずる）を南区澄川 4 条 6 丁目に新設した。
	12 月 10 日	東消防署栄出張所（係に準ずる）を東区北 46 条東 14 丁目に新設、消防局の機構を 1 局 2 部 4 課 13 係 7 消防署 28 出張所 3 分遣所制とした。
	12 月 28 日	地下 1 階地上 10 階建ての消防訓練塔を西区八軒 465 番地に新設した。
昭和 53 年	(1978)	札幌市消防吏員服制等に関する規則、札幌市消防団員の服制及び消防団旗の制式等に関する規則、札幌市消防手数料条例及び札幌市消防団条例の一部改正を行った。
	4 月 10 日	片原栄警防部長が初代消防局次長に就任した。 警防部消防課に救急救助係を新設し、警防係所属の消防特別救助隊を救急救助係所管とし、通信救急一係、通信救急二係を指令一係、指令二係に改めた。
	9 月 19 日	地上 5 階建ての補助訓練塔を西区八軒 465 番地に新設した。
	12 月 5 日	白石消防署もみじ台出張所（課に準ずる）を白石区もみじ台北 7 丁目に、豊平消防署西岡出張所（係に準ずる）を豊平区西岡 4 条 6 丁目に新設、消防局の機構を 1 局 2 部 4 課 14 係 7 消防署 30 出張所 3 分遣所制とした。
昭和 54 年	(1979)	札幌市消防団条例、札幌市消防本部及び消防署設置条例並びに札幌市消防団規則の一部改正を行った。
	2 月 6 日	消防局展示室を消防局 1 階に開設した。
	2 月 15 日	道内初の電源車（100 メートル先 150 ルックス）を購入、救急救助係へ配置した。
	3 月 10 日	片原栄消防局次長が退任した。

	4月1日	消防無線制御回線が多重化となり、各署に基地局を設置した。
	6月2日	警防部消防課所属の機械係を管理部管理課所管とした。また、中央消防署予防係を2分し、予防一係、予防二係とした。
	8月1日	管理部に札幌市有施設のうち教育施設を重点に消防用設備等の点検報告を行うため、課長職1名、一般職6名を配置し、2班編成で業務を開始した。
	8月31日	資材搬送車を購入、消防課へ配置した。
	12月10日	西消防署平和出張所（係に準ずる）を西区手稲平和79番地の7に新設し、西消防署宮の沢出張所を課に準ずる出張所に昇格し、消防局の機構を1局2部4課14係7消防署31出張所3分遣所制とした。
	12月19日	大型水槽車を購入、北消防署へ配置した。
昭和55年	(1980)	札幌市消防本部及び消防署設置条例、札幌市消防団条例、札幌市火災予防条例、札幌市消防団規則並びに札幌市火災予防規則の一部改正を行った。
	1月10日	屋内訓練所が消防訓練所（西区八軒10条西13丁目3番1号）にしゅん工し、1月21日開所した。
	1月15日	北消防署を北区北24条西8丁目に新築移転、旧北消防署庁舎を改修し、幌北出張所（課に準ずる）として発足し、消防局の機構を1局2部4課14係7消防署32出張所3分遣所制とした。
	4月1日	中央消防署幌西出張所及び南消防署川沿出張所を課に準ずる出張所に昇格した。消防署の副署長を、庶務予防担当、警備担当に区分し日勤とした。
	7月26日	消防訓練所（西区八軒10条西13丁目3番1号）に水難救助訓練所がしゅん工し、8月4日開所した。
	8月1日	北海道ガス株式会社とガス災害消防対策についての取決めを行った。
	8月9日	足羽収六消防局長が財政局長に転出した。
	8月10日	菊地忠吉財政局税政部長が第6代消防局長に就任した。
	11月10日	中央消防署幌西出張所を中央区南11条西21丁目に新築移転、白石消防署菊水元町分遣所を廃止し、白石消防署元町出張所（係に準ずる）を同地（白石区菊水元町8条2丁目）に、豊平消防署北野出張所（係に準ずる）を豊平区北野373番地に新設し、消防局の機構を1局2部4課14係7消防署34出張所2分遣所制とした。
昭和56年	(1981)	札幌市消防団条例、札幌市消防団規則、札幌市消防等に協力援助した者の災害給付に関する条例並びに札幌市消防団員の服制及び消防団旗の制式等に関する規則の一部改正を行った。
	6月5日	北海道電力株式会社と建物火災、ガス漏れ及び爆発事故等の防止対策についての取決めを行った。
	11月20日	北消防署新光出張所（係に準ずる）を北区新琴似1条12丁目に新設、南消防署石山出張所（係に準ずる）を南区石山250番地に新設し、南消防署石山分遣所を廃止、西消防署稲穂出張所（係に準ずる）を西区手稲稲穂226番地に新設し、消防局の機構を1局2部4課14係7消防署37出張所1分遣所制とした。
	11月24日	道内初の25メートル級屈折車（3節式）2台を購入、中央消防署及び白石消防署へ配置した。
昭和57年	(1982)	札幌市消防手数料条例、札幌市消防団条例、札幌市消防団規則及び札幌市危険物

部改正を行った。

4月1日 白石消防団に3分団、豊平消防団に2分団、南消防団に1分団を増設し、7消防した。

5月1日 千葉一志警防部長が第2代消防局次長に就任した。

11月1日 中央消防署宮の森出張所（係に準ずる）を中央区宮の森2条11丁目に新設、白地出張所（係に準ずる）を白石区本通18丁目北に新設し、消防局の機構を1局27消防署39出張所1分遣所制とした。

12月9日 道内初の46メートルはしご車（5段）1台を購入、中央消防署へ配置した。

昭和58年

(1983) 札幌市消防団条例及び札幌市消防団規則の一部改正を行った。

5月31日 菊地忠吉消防局長が財政局長に転出した。

6月1日 後藤義英厚生局参事が第7代消防局長に就任した。

機構改革を行い、警防部に指令室（課に準ずる）を新設し、消防局の機構を1局14係7消防署39出張所1分遣所制とした。

8月31日 千葉一志消防局次長が退任した。

12月13日 西消防署前田出張所（係に準ずる）を西区前田6条5丁目に新設し、消防局の機構4課1室14係7消防署40出張所1分遣所制とした。

昭和59年

(1984) 札幌市危険物規制規則の一部改正を行った。

2月29日 「札幌消防の歌」を制定した。

3月26日 中央消防署豊水出張所を中央区南9条西5丁目に新築移転した。

4月1日 機構改革を行い、予防部及び指導課を新設するとともに、予防課に調査一係及び設し、各消防署の所管事務であった火災調査事務を一元化した。また、予防課予防防課予防広報係と名称変更した。これにより、消防局の機構を1局3部5課1防署40出張所1分遣所制とした。

11月22日 中央消防署桑園出張所を改築した。

11月24日 東消防署丘珠出張所（係に準ずる）を東区北丘珠1条2丁目に新設し、消防局の部5課1室16係7消防署41出張所1分遣所制とした。

12月31日 後藤義英消防局長が札幌市監査委員に転出した。

昭和60年

(1985) 札幌市火災予防条例、札幌市火災予防規則、札幌市消防団規則及び札幌市消防吏する規則の一部改正を行った。

1月1日 中目啓市環境局長が第8代消防局長に就任した。

羽根重道予防部長が第3代消防局次長に就任した。

南消防団に1分団を増設し、7消防団68分団制とした。

4月1日 道内初の女性消防吏員6名を採用した。

幼年・少年消防クラブ結成要綱が制定された。

5月25日 指令室に聴覚障害者からの緊急通報受信用としてミニファクスを設置した。

6月5日 消防局新庁舎建設工事が中央区南4条西10丁目において着工した。

7月1日 機構改革を行い、警防部消防課に消防訓練所（係に準ずる）を新設し、消防署の副署長2名制を予防課及び警防課の2課制に改めた。これにより、消防局の機構を1局3部5課1室16係1訓練所、7消防署14課41出張所1分遣所制とした。

7月21日 羽根重道消防局次長が急逝した。

昭和 61 年	(1986)	11 月 15 日	消防無線通信の不感障害地域を解消するため、藻岩山基地局、藤野中継局、朝日岳前進基地局を建設した。
		12 月 10 日	白石消防署菊水出張所を改築した。
		4 月 1 日	森山保昌警防部長が第 4 代消防局次長に就任した。 国際消防救助隊発足に伴い、本市の隊員 20 名を登録した。
		4 月 11 日	東京都で行われた国際消防救助隊発足に伴う合同訓練に特別救助車 1 台、救助隊員 12 名が参加した。
		6 月 28 日	北区において開催された「花と緑の博覧会」会場に現地警戒本部を期間中設置した。(消防車 1 台、救急車 1 台)
		7 月 17 日	「火の用心の歌」を作成した。
		11 月 29 日	中央区南 4 条西 10 丁目において建設中の消防局新庁舎がしゅん工した。
		12 月 14 日	中央消防署を中央区南 3 条西 11 丁目から南 4 条西 10 丁目の消防局新庁舎に移転した。
		12 月 18 日	南消防署簾舞分遣所を南区簾舞 602 番地に新築移転した。
		12 月 25 日	総合指揮本部車 1 台を購入し、消防課へ配置した。
		12 月 26 日	全国初の無線中継車 1 台が日本損害保険協会から寄贈され、指令室へ配置した。
		12 月 28 日	白石消防署厚別西出張所(係に準ずる)を白石区厚別西 3 条 5 丁目に新設し、消防局の機構を 1 局 3 部 5 課 1 室 16 係 1 訓練所、7 消防署 14 課 42 出張所 1 分遣所制とした。
昭和 62 年	(1987)		札幌市消防本部及び消防署設置条例、札幌市消防手数料条例、札幌市消防吏員服制に関する規則並びに札幌市消防団規則の一部改正を行った。
		2 月 2 日	消防局を中央区南 3 条西 11 丁目から南 4 条西 10 丁目に移転した。 防災トータルシステムの運用を開始した。 無線中継車の運用を開始した。 局訓「朗・礼・勇」を制定し、消防局庁舎 1 階にモニュメントを設置した。
		2 月 27 日	消防局音楽隊による第 1 回 119 コンサートを市民防災ホールにて開催した。
		3 月 19 日	エゾリスと消防ホースをかたどった「防火シンボルマーク」を制定した。
		6 月 1 日	機構改革を行い、管理部管理課に主査〔企画〕を、警防部指令室に情報係を新設し、消防局の機構を 1 局 3 部 5 課 1 室 17 係 1 訓練所、7 消防署 14 課 42 出張所 1 分遣所制とした。
		7 月 23 日	災害救急当番病院の案内を開始した。
		12 月 4 日	四輪駆動、四輪操蛇及びジャイロターンテーブル方式のはしご車を購入し、中央消防署へ配置した。
		12 月 25 日	ホースカー付水槽車を購入し、中央消防署及び西消防署へ配置した。
		12 月 31 日	森山保昌消防局次長が退任した。
昭和 63 年	(1988)		札幌市消防団規則並びに札幌市消防訓練及び礼式に関する規則の一部改正を行った。
		1 月 1 日	長谷川義明予防部長が第 5 代消防局次長に就任した。

- 1月10日 西消防署八軒出張所（係に準ずる）を西区八軒1条東3丁目に新設し、消防局の機構を1局3部5課1室17係1訓練所、7消防署14課43出張所1分遣所制とした。
- 3月31日 中目啓市消防局長が札幌市監査委員に転出した。
- 4月1日 谷裕之豊平区長が第9代消防局長に就任した。
社会福祉施設からの連動通報システムの運用を開始した。
- 6月11日 消防広報の充実を図るため、音楽隊の演奏に合わせて演技する札幌消防カラーガード隊（愛称リリーエンジェルス）が発隊した。
- 7月12日 全市的な放火防止対策を図るため、札幌市放火防止対策推進会議を設置した。
- 11月21日 緊急通報システム事業の運用を開始した。（消防局－第3通報先）
- 12月31日 長谷川義明消防局次長が退任した。

昭和 64 年 （1989） 札幌市消防本部及び消防署設置条例、札幌市消防団条例、札幌市消防団規則並びに札幌市消防訓練及び礼式に関する規則の一部改正を行った。

- 1月1日 渡邊忠信警防部長が第6代消防局次長に就任した。

〔1月8日 平成元年スタート〕

- 3月23日 救急指導車1台が日本損害保険協会から寄贈され、消防課へ配置した。
- 4月1日 機構改革を行い、管理部に職員課を新設し、同課に庶務課の職員係及び教養係を所属替するとともに、管理課の経理係を庶務課に所属替した。また、管理課の主査〔企画〕を係体制に改め、企画係とした。これにより、消防局の機構を1局3部6課1室18係1訓練所、7消防署14課43出張所1分遣所制とした。
遠隔移報システムによる火災通報に関する要綱を制定し、夜間・休日等に無人となる防火対象物からの迅速、的確な火災通報制度の運用を開始した。
防火対象物における夜間の防火管理体制指導要綱を制定し、旅館・ホテルにおける検証制度の運用を開始した。
- 9月17日～9月22日 第44回国民体育大会秋季大会（はまなす国体）の開催に伴い、消防局に警戒本部を、会場に現地警戒本部を設置した。
- 9月30日～10月1日 第25回全国身体障害者スポーツ大会の開催に伴い、消防局に警戒本部を、会場に現地警戒本部を設置した。
- 11月6日 分区により厚別消防署及び手稲消防署を新設し、白石消防署厚別出張所及び西消防署手稲出張所（係に準ずる）を廃止するとともに、厚別消防署に白石消防署のもみじ台出張所及び厚別西出張所を、手稲消防署に西消防署の宮の沢出張所、稲穂出張所及び前田出張所を所属替した。
また、白石消防署の大谷地出張所の名称を東白石出張所に改めた。これにより、消防局の機構を1局3部5課1室18係1訓練所、9消防署18課41出張所1分遣所制とした。
消防団の機構を9消防団72分団制に改めた。
- 11月22日 少年消防クラブの健全な育成指導に資するため、市内各区に少年消防クラブ協議会が設立された。

平成 2 年 （1990） 札幌市火災予防条例、札幌市火災予防規則、札幌市危険物規制規則及び札幌市消防団規則の一部改正を行った。

平成 3 年	(1991)	3 月 9 日～3 月 14 日	第 2 回アジア冬季競技大会の開催に伴い、警防部に警戒本部を、各消防署には現地警戒本部を設置した。
		3 月 13 日	音楽隊創立 20 周年記念演奏会を開催した。
		4 月 1 日	機構改革に伴い、警防部に救急救助課を新設し、同課に消防課の救急救助係を所屬替するとともに、消防ヘリコプターの導入に向けて主査〔航空消防〕を設置した。これにより消防局の機構を 1 局 3 部 7 課 1 室 18 係 1 訓練所、9 消防署 18 課 41 出張所 1 分遣所制とした。
		11 月 1 日	緊急通報システムの第一通報先が消防局となった。
		12 月 27 日	北消防署新琴似出張所を北区新琴似 8 条 4 丁目に新築移転した。
			札幌市消防局組織規則、札幌市消防吏員服制等に関する規則、札幌市消防団規則並びに札幌市消防団員の服制及び消防団旗の制式等に関する規則の一部改正を行った。
		3 月 1 日	機構改革を行い、警防部救急救助課の主査〔航空消防〕を消防航空隊に振替えた。これにより、消防局の機構を 1 局 3 部 7 課 1 室 18 係 1 訓練所 1 航空隊、9 消防署 18 課 41 出張所 1 分遣所制とした。 消防ヘリコプター（JA6636）が運用を開始した。
		3 月 2 日～3 月 10 日	札幌ユニバーシアード冬季大会の開催に伴い、消防局に警戒本部を、会場に現地警戒本部を設置した。
		3 月 11 日	ヘリコプターテレビ電送システムの運用を開始した。
		4 月 1 日	北海道広域消防相互応援協定が施行された。（札幌市消防局～総括代表消防機関）
平成 4 年	(1992)	6 月 30 日	谷裕之消防局長が退任した。 渡邊忠信消防局次長が退任した。
		7 月 1 日	前田悦雄東区長が第 10 代消防局長に就任した。 猫塚隆予防部長が第 7 代消防局次長に就任した。
			札幌市火災予防条例、札幌市消防手数料条例、札幌市火災予防規則及び札幌市予防消防団規則の一部改正を行った。
		2 月 1 日	予防システムの運用を開始した。
		3 月 27 日	高規格救急自動車（ベンツ）を中央消防署へ配置し、心電図伝送を開始した。
		3 月 6 日	豊平消防署平岸出張所を豊平区平岸 1 条 11 丁目に新築移転した。
		3 月 19 日	手稲消防署曙出張所（係に準ずる）を手稲区前田 6 条 16 丁目に新築し、消防局の機構を 1 局 3 部 7 課 1 室 18 係 1 訓練所 1 航空隊、9 消防署 18 課 42 出張所 1 分遣所制とした。
		4 月 1 日	機構改革を行い、管理部管理課の機械係の名称を装備係に改めた。
		7 月 6 日	救急救命士が高規格救急自動車に乗車し、業務を開始した。
		9 月 1 日	トレーラー型消防自動車（消防シグマシステム）を北消防署に配置し、運用を開始した。
平成 5 年	(1993)	12 月 7 日	札幌市高規格救急自動車（トライハート）を白石消防署に配置し、運用を開始した。
		1 月 17 日	救急救助係所属の消防特別救助隊を中央消防署所管とした。

	3月1日	無線機直結型面体伝声装置を開発し、災害現場における情報連絡体制の強化と濃煙内で活動する隊員の安全管理の徹底を図った。
	3月26日	火災発生原因の科学的な鑑定・分析や寒冷地向けの消防装備等の研究開発と救急隊員に対する付加教育の充実を図るため、西区八軒10条西13丁目（消防訓練所隣接地）に建設中の消防科学研究所・救急救命士養成所がしゅん工した。
	3月31日	前田悦雄消防局長が環境局長に転出した。
	4月1日	中谷多宏水道局管理部長が第11代消防局長に就任した。 機構改革を行い、管理部に研究開発課を新設し、同課に研修係と消防科学研究所を新設、指令室に指令三係を新設し指令業務の三部制を導入、職員課教養係の名称を厚生係に改めた。これにより消防局の機構を1局3部8課1室19係1消防科学研究所1訓練所1航空隊、9消防署18課42出張所1分遣所制とした。また、救急救命士の養成等に係る渉外業務を担当する管理部参事、中央署の予防体制強化を図るため中央署参事、航空隊の体制強化を図るため航空主幹、指導二係の事務を担当する指導課主査、係に準ずる出張所の業務執行強化を図るため警防課主査をそれぞれ設置した。
	5月26日～5月28日	全国消防長会第45回総会等がテルメインターナショナルホテル（北区東茨戸132番地）を会場として開催され、札幌市消防局は開催地事務局として諸業務を行った。
	7月12日～7月22日	北海道南西沖地震の発生に伴い、北海道広域消防相互応援協定に基づき応援活動を行った。
	9月9日	救急救命士養成所の開講式を行い、第一期生31名の研修を開始した。
	9月30日	猫塚隆消防局次長が退任した。
	10月1日	岡明男予防部長が第8代消防局次長に就任した。 毎年10月1日から10月7日までを「消防局衛生週間」と制定し、産業医による職場巡視と衛生管理教育等を実施した。
平成6年	(1994)	札幌市消防本部及び消防署設置条例の一部改正、札幌市消防団規則の一部改正並びに札幌市危険物規制規則の全部改正を行った。
	4月1日	西消防署を西区発寒10条4丁目に新築移転し、発寒出張所を廃止して、旧西消防署庁舎を琴似出張所として業務を開始した。 機構改革を行い、防災部を新設し、同部に防災課と警防部の指令室を指令課に名称変更して配置、防災課に防災係及び計画担当主査を配置、管理課企画係を庶務課に所属替え、消防課と救急救助課の名称をそれぞれ消防救助課と救急課に改め、消防救助課に救助係を新設、警防係と救急救助係の名称をそれぞれ消防係と救急係に改め、消防訓練所を廃止し、訓練業務を研究開発課研修係に移管した。これにより、消防局の機構を1局4部10課22係1消防科学研究所1航空隊とした。 また、中央消防署予防課に設備検査係を新設し、同課予防一係、予防二係の名称をそれぞれ予防係、指導係に改め、同署警防課に救急一係及び救急二係を新設、西野出張所を課に準ずる出張所とし、宮の森、屯田、新川、丘珠、札苗、澄川、曙、稲穂出張所に警防課主査をそれぞれ配置した。これより、9消防署〔各署2課4係（中央署のみ8係）〕42出張所1分遣所とした。

財団法人札幌市防災協会（北区北 15 条西 5 丁目・北消防署幌北出張所 2 階）が発足し、事務局長以下 35 名体制で消防関連の諸業務を開始した。

10 月 1 日 札幌市危険物規制規則の一部改正を行った。

平成 7 年 (1995)

1 月 18 日～2 月 4 日 1 月 17 日に発生した阪神・淡路大震災に伴い、救助応援隊（第一次、第二次）と航空応援隊を派遣し、応援活動を行った。

3 月 1 日 防災課に主幹（計画）及び主査（調整）を新設し、主査（計画）を増設した。

3 月 20 日 北消防署あいの里出張所（係に準ずる）を北区あいの里 2 条 1 丁目に新設し、消防署の機構を 9 消防署〔各署 2 課 4 係（中央署のみ 8 係）〕43 出張所 1 分遣所とした。

3 月 31 日 岡明男消防局次長が退任した。

4 月 1 日 平成 8 年度の全国消防救助技術大会の開催に向けて、庶務課に主査（全国消防救助技術大会担当）を設置した。

発信地表示システムの運用を開始した。

近江弘治予防部長が第 9 代消防局次長に就任した。

札幌市火災予防条例の一部改正を行った。

6 月 1 日 管理部と庶務課の名称をそれぞれ総務部と総務課に改め、中央消防署警防課警備一係と警備二係をそれぞれ消防一係と消防二係に改めた。

6 月 21 日～6 月 22 日 全日空機ハイジャック事件に伴い、北海道広域消防相互応援協定に基づき、応援隊を函館市に派遣した。

10 月 11 日 救急ワークステーションを市立札幌病院の敷地内に開設した。

平成 8 年 (1996)

2 月 10 日～2 月 17 日 2 月 10 日に発生した古平町豊浜トンネル崩落事故に伴い、北海道広域消防相互応援協定に基づき、救助隊、救急隊及び電源隊を派遣し、応援活動を行った。

3 月 28 日 画像伝送システムの運用を開始した。

3 月 29 日 高規格救助工作車を中央消防署に配置し、運用を開始した。

3 月 31 日 中谷多宏消防局長が退任した。

4 月 1 日 吉本朗生中央区長が第 12 代消防局長に就任した。

各消防署の課長職の出張所長（定山溪を除く）18 名を均一に再配置し、桑園、豊水、幌西、幌北、美園、東月寒出張所をそれぞれ係に準ずる出張所に、篠路、厚別西、清田、石山、八軒、前田出張所をそれぞれ課に準ずる出張所にした。

中央消防署を除く各消防署警防課警備一係と警備二係の名称をそれぞれ消防一係と消防二係に改めた。

震災対策等の警防対策強化のため、消防救助課に主査（警防対策）を設置した。

支援車を中央消防署に配置し、運用を開始した。

札幌市手数料条例の一部改正を行った。

8 月 23 日 第 25 回全国消防救助技術大会を北海道で初めて札幌市において開催した。

9 月 25 日 札幌市消防職員委員会に関する規則を制定した。

10 月 1 日 札幌市消防職員委員会が発足した。

10月29日～11月7日 10月28日に発生したエジプト・アラブ共和国カイロ県ヘリオポリス市のビル崩壊災害に伴い、国際消防救助隊登録隊員2名を派遣し、国際緊急援助活動を行った。

平成9年 (1997)

- 3月3日 救急自動車自動消毒システムの運用を開始した。
- 3月19日 電磁波による生存者探索システム（電磁波探査装置）を北消防署に配置し、運用を開始した。
- 3月26日 北消防署幌北出張所を改築した。
- 3月31日 近江弘治消防局次長が退任した。
整備工場を廃止し、車両整備業務を外注体制とした。
- 3月31日 吉本朗生消防局長が民生局長に転出した。
- 4月1日 高橋彦博豊平区長が第13代消防局長に就任した。
新家磨東消防署長が第10代消防局次長に就任した。
緊急事態への即応体制の確保や初動責任体制を確立するため、防災部所管の指令部門を警防部に移管するとともに指令課を1課体制から3課体制に強化した。これにより、消防局の機構を
1局4部12課19係1消防科学研究所1消防航空隊とした。
署活系無線の運用を一部開始した。
手稲消防署宮の沢出張所の名称を西宮の沢出張所に改めた。
救急救命士に対する医師の指示体制が確立（指示医を確保）した。
- 4月23日 防災センター要員講習場において防災センターで勤務する者に対して講習を開始した。
- 7月29日～7月30日 緊急消防援助隊北海道東北ブロック合同訓練を札幌市において開催した。
- 8月25日～8月31日 8月25日に発生した島牧村第2白糸トンネル崩落に伴い、北海道広域消防相互応援協定に基づき、指揮隊、救助隊、救急隊、航空隊、電源隊及び支援隊を派遣し、応援活動を行った。
- 8月27日 社団法人札幌乗用自動車協会と大規模災害発生時の情報の通報及び収集に関する協定を締結した。
- 9月9日 大規模災害等発生時における傷病者の搬送業務に関する協定を患者等搬送事業者と締結した。
- 11月4日 分区により清田消防署を新設し、豊平消防署清田出張所（課に準ずる）を廃止するとともに、清田消防署に豊平消防署の北野出張所を所属替した。これにより、消防局の機構を1局4部12課19係1消防科学研究所1消防航空隊、10消防署〔各署2課4係（中央署のみ8係）〕42出張所1分遣所とした。
分区により清田消防団を新設し、2分団を増設した。これにより消防団の機構を10消防団74分団制とした。
- 12月10日 地震等大規模災害発生時に消防活動を支援するため、消防職員退職者による「札幌市消防活動支援隊（愛称：SCET（スケット）」が発足した。

平成10年 (1998)

- 2月1日 予防システムを更新し、運用を開始した。

- 3月6日 社団法人北海道警備業協会と大規模災害発生時の情報の通報及び収集に関する協定を締結した。
- 4月1日 消防学校の開校諸準備のため、研究開発課に主査（消防学校）を設置した。
- 6月1日 阪神・淡路大震災での貴重な教訓をもとに、およそ3年余りの検討を経て、札幌市防災会議において、他都市に類をみないシナリオ型震災応急対策を特徴とした、新たな「札幌市地域防災計画」が策定された。
- 10月1日 本市初の女性救急隊員が誕生した。

平成11年 (1999)

- 1月6日～2月11日 「第50回さっぽろ雪まつり」が開催されるにあたり、本市を挙げての取り組みの中で、「札幌市消防局雪像制作支援隊」を結成し、雪像制作の技術指導を行った。（※雪像テーマは、「古代ロマン・2万年前の北海道」と題し、親子のマンモス像を制作）
- 4月1日 機構改革を行い、研究開発課の名称を教務課に改め、研修係を教育係とするとともに、主査（消防学校）を廃止して校務係を新設し、指導課指導一係と指導二係の名称をそれぞれ指導係と設備係に改めた。また、署における人事・業務管理体制及び現場指揮体制を強化するため、各消防署の課に準ずる出張所を廃止し、全ての出張所を係制とし、各消防署警防課に消防一・二担当課長を新設した。さらに、救急業務の増加及び専門化に対応するため、中央消防署警防課救急一係及び救急二係を廃止し、中央消防署警防課と東消防署警防課に主査（救急一・二）を新設した。
清田消防署里塚出張所を清田区里塚1条4丁目に新設した。（※運用開始は3月19日）
これらにより、消防局の機構を1局4部12課20係1消防科学研究所1消防航空隊、10消防署（各署2課4係〔中央署のみ6係〕）43出張所1分遣所とした。
消防航空隊に救急救命士を配置した。
- 5月31日 高橋彦博消防局長が退任した。
- 6月1日 石原昭一教育委員会生涯学習部長が第14代消防局長に就任した。
- 8月1日 現場指揮体制の強化・災害活動組織の明確化を柱に札幌市消防局警防規程及び同実施要綱並びに警防活動要領を全部改正した。
- 10月1日 救急業務の増加及び専門化に対応するため、北消防署警防課と豊平消防署警防課に主査（救急一・二）を新設した。
分団の統合により、消防団の機構を10消防団72分団とした。
- 11月9日 札幌市消防学校がしゅん工し、開校式を行った。
- 12月27日 新指令情報センター設置工事に伴い、警防部消防救助課・救急課、防災部防災課が7階に移動した。
- 12月30日 新指令情報センター（5階）の工事を着工した。
- 12月31日 「札幌市コンピュータ西暦2000年問題対策実施本部（本部長：市長）」を設置して、不測の事態に備えた。

平成 12 年 (2000)

- 3 月 21 日 「新水防計画（原案）」が札幌市水防協議会において審議・承認を受け、本市の現状に即した「新水防計画」が策定された。
- 3 月 29 日～8 月 11 日 有珠山噴火災害に伴い、北海道広域消防相互応援協定及び緊急消防援助隊要綱に基づき、指揮隊、救助隊、救急隊、航空隊、支援隊等の消防部隊を派遣し、応援活動を行った。
- 3 月 31 日 新家磨消防局次長が退任した。
- 4 月 1 日 高橋正之予防部長が第 11 代消防局次長に就任した。
消防防災トータルシステムの更新を行うため、防災課に主査（システム）を設置した。
- 7 月 19 日～7 月 26 日 九州・沖縄サミット消防特別警戒の実施に伴い、消防車両 2 台（指揮車及び化学車）、予防要員 3 名、警戒要員 17 名を沖縄県に派遣し現地警戒にあたった。
- 8 月 26 日 新指令情報センター設置工事に伴い、中央消防署予防課が 2 階に移動した。
- 10 月 1 日 権限移譲に対応するため、指導課に主査（保安）を、救急業務の増加及び専門化に対応するため、白石消防署警防課に主査（救急一・二）をそれぞれ新設した。
- 12 月 9 日 新指令情報センター設置工事に伴い、防災部防災課が 3 階に移動した。

平成 13 年 (2001)

- 3 月 31 日 石原昭一消防局長が退任した。
高橋正之消防局次長が退任した。
- 4 月 1 日 阪下征哉総務局秘書部長が第 15 代消防局長に就任した。
相生武志予防部長が第 12 代消防局次長に就任した。
機構改革を行い、防災計画担当部長を廃止し、防災計画担当課長を設置した。また、管理課の名称を施設管理課に、企画係の名称を企画広報係に、予防広報係の名称を予防係に、主査（保安）を調整担当係長に改めるとともに、防災業務の執行体制を強化するため、各消防署予防係の名称を予防防災係に改めた。さらに、新たな係長職制の導入に伴い、主査を担当係長に改めた。
南消防署救助隊を山岳救助隊に指定し業務を開始した。
- 8 月 20 日 消防指令システムが切替移行され、試験運用を開始した。
- 9 月 10 日 消防指令システムの運用を開始し、近年の災害の複雑多様化、大規模化等に対応できる、高度情報通信技術を駆使した最新鋭の「消防防災情報センター」として整備した。
- 10 月 1 日 救急業務の増加及び専門化に対応するため、西消防署警防課に救急一・二担当係長を新設した。
- 11 月 22 日 事業活動に伴う環境への負荷を継続して低減していく仕組み（環境マネジメント）の国際的な規格である ISO14001 を認証取得した。

平成 14 年 (2002)

- 1 月 7 日～2 月 11 日 「第 53 回さっぽろ雪まつり」が開催されるにあたり、陸上自衛隊の規模縮小の方針を受けて、消防局職員を中核とした本市職員が職務として大雪像制作を行った。また、市民がボランティアとして大雪像制作に初めて参加し、消防局職員が

他部職員及び市民ボランティアに技術指導を行った。（※雪像テーマは、「名探偵コナン 中国・歴史の旅」と題し、万里の長城、兵馬俑、名探偵コナンを制作）

4月1日 ガス事務に係る権限が北海道から移譲されたことに伴い、指導課調整担当係長を廃止し、ガス保安係を設置するとともに、救急ワークステーションでの救急業務に係る人事・業務管理及び指揮・命令体制を強化するため、救急課救急指導担当係長を廃止し、救急指導係を新設した。

さらに、建築物の安全管理の徹底と不備事項の是正指導を強化するため、豊平消防署予防課に指導担当係長を新設した。

これらにより、消防局の機構を1局4部12課22係1消防科学研究所1消防航空隊、10消防署（各署2課4係〔中央署のみ6係〕）43出張所1分遣所とした。

中央消防署・豊平消防署の救助隊、支援工作隊を特殊災害救助隊に指定し、業務を開始した。

南消防署に朝日岳前進基地局用遠隔制御装置を設置し、南基地局での遠隔操作が可能となった。

3月1日～6月30日 「2002年 FIFA ワールドカップサッカー大会」の開催に伴う全市的な安全対策と市民の安全確保のための環境づくりに向けて「ワールドカップサッカー札幌市民安全対策推進本部」が設置され、防災部防災課に事務局を置いた。

また、消防局及び各署に消防特別警戒本部を、会場には現地消防警戒本部を設置し警戒にあたった。

10月1日 平成15年度に本市で開催される「全国救急隊員シンポジウム」の開催準備のため、総務課に調整担当係長を新設するとともに、建築物の安全管理の徹底と不備事項の是正指導を強化するため、北、東、白石及び西消防署の予防課に指導担当係長を新設した。また、救急業務の増加及び専門化に対応するため、厚別消防署警防課に救急一・二担当係長を新設した。

10月28日 「新たな都市経営の取組」に基づき、消防局経営方針「安全・安心を誇れる街サッポロの創造」を策定した。

12月20日 防災行政無線拡充整備事業（第1期）が完了し、260MHz デジタル移動通信システムにより、災害対策本部（市役所）と区役所、収容避難場所（中学校）、関連機関、応援協定機関、基幹病院等と非常時の通信網を確保した。

平成15年 (2003)

2月20日 防災行政無線中継事業が完了し、多重無線回線が7.5GHz以上の周波数帯にて再整備された。

あわせて新たに小金湯中継所が整備され稼働した。

2月28日 白石消防署と札幌市民防災センターとの複合庁舎を白石区南郷通6丁目北に新築した。また、白石消防署が移転し、運用を開始した。

3月14日 札幌市民防災センターが開所した。

3月22日 防災センター要員講習システム機器を更新し、運用を開始した。

3月28日 火災予防に関する違反の処理を迅速かつ効果的に進めるため、札幌市火災予防違反処理規程を新たに制定した。

3月29日 南消防署藤野出張所を南区藤野2条3丁目到新設し、運用を開始した。

3月31日 阪下征哉消防局長が退任した。

4月1日 藤林義廣豊平区長が第16代消防局長に就任した。

消防学校の役割が重要性を増す中、その機能を明確化し、よりの確な職員養成を進めるため、消防学校担当部長を廃止し、消防学校を総務部付け機構として位置付けるとともに教務課を消防学校へ所属替した。また、消防航空隊の名称を消防航空係に改めるとともに、所管業務が消防活動全般にわたっているため、消防航空担当課長、消防航空係、操縦担当係長及び整備担当係長を業務遂行上の関連性が強い消防救助課へ所属替するとともに、地域防災計画等の各種計画の策定・見直しと併せて運用面の充実強化を図るため、防災課計画担当係長1名の名称を計画運用係長に改めた。

これらにより、消防局の機構を1局4部1消防学校12課23係1消防科学研究所、10消防署（各署2課4係〔中央署のみ6係〕44出張所1分遣所とした。

7月26日～7月27日 宮城県北部地震災害の発生に伴い、緊急消防援助隊要綱に基づき、指揮支援隊、消防航空隊を派遣し、応援活動を行った。

9月26日～10月21日 苫小牧市出光興産（株）北海道製油所屋外タンク火災及びタンク災害予防対策に伴い、北海道広域消防相互応援協定及び緊急消防援助隊要綱に基づき、消防部隊を派遣し、応援活動を行った。

10月1日 建築物の安全管理の徹底と不備事項の是正指導を強化するため、厚別、清田、南及び手稲消防署の各予防課に指導担当係長を新設した。

救急業務の増加及び専門化に対応するため、南消防署警防課に救急一・二担当係長を新設した。

平成16年 （2004）

1月29日～1月30日 「第12回全国救急隊員シンポジウム」を北海道で初めて札幌市において開催した。

3月8日～3月19日 救急救命士法改正により、消防学校において救急救命士既資格者に対する気管挿管講習が開始され、第1期生として16名が修了した。

3月31日 相生武志消防局次長が退任した。

4月1日 鈴木幸夫消防学校長が第13代消防局次長に就任した。

札幌市における危機管理体制を構築するため、機構改革が行われ、防災部を中核とした局相当の危機管理対策室が設置された。これに伴い消防局防災部が廃止され、また、防災部の情報係及びシステム担当係長が所管していた事務のうち、消防無線等の消防系システムの維持管理等を行うため、総務部施設管理課にシステム係を設置した。

「全国救急隊員シンポジウム」の終了に伴い、総務課調整担当係長を廃止し、新たに総務課に主査（調整）を置いた。

気管挿管等救急業務に係る高度化に対応するため、教務課に救急教育担当係長を設置した。

これらにより、消防局の機構を1局3部1消防学校11課22係1消防科学研究所、10消防署（各署2課4係〔中央署のみ6係〕）44出張所1分遣所とした。

10月1日 西消防署八軒出張所に救急隊及び救急車を配置し、運用を開始した。

11月9日 メールによる通報システム「メール119」の運用を開始した。

平成 17 年

(2005)

- 2 月 1 日 ホームページによる災害状況提供の運用を開始した。
- 3 月 18 日 中央消防署山鼻出張所が中央区南 23 条西 10 丁目に移転し、運用を開始した。
- 3 月 31 日 藤林義廣消防局長が退任した。
- 4 月 1 日 鈴木幸夫消防局次長が第 17 代消防局長に就任した。

小島信行企画調整局企画部長が第 14 代消防局次長に就任した。

機構改革を行い、総務課経理系の名称を財務係に改めた。また、再任用準備のための職員課調査担当係長、消防学校における専科教育の充実を図る教務課主査（専科教育）、住宅用火災警報器の普及促進等を担当する予防課地域防火支援担当係長、火災原因の分析・統計を担当する予防課主査（火災分析）、清田区における救急業務の増加及び専門化に対応するため、清田消防署警防課に救急一・二担当係長をそれぞれ設置した。

消防団員に回数と時間に応じた適切な報酬を支給するため、札幌市消防団員規則を改正し、従来の日額から活動時間に応じた 1 回ごとの支給に改めた。

また、各消防団が一致団結して基本的な活動を行うため、「札幌市 10 消防団連合協議会」を設置し、初代会長に、清水昇白石消防団長が就任した。

予防システムを更新し、消防情報管理システムとして運用を開始した。

- 6 月 10 日～6 月 11 日 「第 3 回全国緊急消防援助全国訓練」（静岡市）に指揮支援隊、後方支援隊が参加した。

平成 18 年

(2006)

- 3 月 31 日 鈴木幸夫消防局長が退任した。

小島信行消防局次長が議会事務局長に転出した。

- 4 月 1 日 徳増澄夫予防部長が第 18 代消防局長に就任した。

高本光蔵市立病院事務局長が第 15 代消防局次長に就任した。

機構改革を行い、消防団機能のより一層の充実強化をマネジメントするため、職員課に主査（消防団）を、消防・救急無線のデジタル化移行等の調整を図るため、施設管理課に主査（調整）を、消防科学等の研究・分析の推進のため、教務課に主査（研究）及び主査（分析）を、昨今の大規模・特殊災害へのよりの確な対応を図るため、中央消防署警防課に主査（救助）2 名を、手稲区における救急業務の増加及び専門化に対応するため、手稲消防署警防課に救急一・二担当係長をそれぞれ設置するとともに、防火安全の視点で「地域のまちづくり」に寄与する姿勢を強く打ち出す意味合いから、その企画部門である予防課予防係を防火安全係に、最前線で地域住民と直接接する各署予防課予防防災係を防火推進係に改めた。また、より専門的な調査技術の向上と労務負荷の軽減を目的に火災調査体制の見直しを行い、調査係を二係制から三係制（三交替制）に改めた。

これらにより、消防局の機構を 1 局 3 部 1 消防学校 11 課 23 係 1 消防科学研究所、10 消防署（各署 2 課 4 係〔中央署のみ 6 係〕）44 出張所 1 分遣所とした。

中央消防署救助隊を特別高度救助隊（スーパー・レスキュー・サッポロ）に編成、運用を開始した。

警防規程を改正し、「消防防災情報センター」の名称を「指令情報センター」とした。

- 6月1日 市民の応急手当による救命率の向上を目指し、AED が設置され救命講習受講者がいる施設をステッカーで標示する「さっぽろ救急サポーター」事業を開始した。
- 8月24日 第35回全国消防救助技術大会が、10年振りに札幌市で開催された。
- 10月1日 適マーク制度の廃止に伴い、「札幌市防火優良対象物公表制度」を策定し、防火管理が優良な旅館・ホテル等について、消防局ホームページによる情報提供を開始した。
白石消防署北郷出張所に救急隊及び救急車を配置し、運用を開始した。
- 11月18日 北海道日本ハムファイターズ優勝パレード消防特別警戒を実施した。
- 12月15日 航空隊の通年運行を開始した（10月1日付でパイロット1名、整備士1名を採用）。

平成 19 年 （2007）

- 1月9日 AED を全 54 署所に配置し、消防隊による AED 救急活動支援の運用を開始した。
- 2月22日～3月4日 FIS ノルディックスキー世界選手権大会開催に伴う消防特別警戒を実施した。
- 3月31日 高本光蔵消防局次長が退任した。
簾舞分遣所を廃止した。
- 4月1日 新目和小市民まちづくり局市民生活部長が第16代消防局次長に就任した。
機構改革を行い、増加する救急需要への対策検討のため、救急課に救急需要担当係長を、特別高度救助隊の体制整備のため、中央消防署警防課の主査（救助）を廃止し、同署同課に救助一・二担当係長を設置した。
北消防署救助隊及び豊平消防署救助隊を高度救助隊に編成、運用を開始した。
南消防署定山溪出張所ポンプ隊及び手稲消防署救助隊を山岳救助隊に編成し、運用を開始した。
総務省消防庁からウォーターカッター車及び大型プロアー車の無償使用制度を受け特別高度救助隊に配置、運用を開始した。
- 7月1日 総務省消防庁から大型除染システム車の無償使用制度を受け特別高度救助隊に配置、運用を開始した。
- 9月30日 清水昇札幌市 10 消防団連合協議会長が退任した。
- 10月1日 東消防署札苗出張所に救急隊及び救急車を配置し、運用を開始した。
消防団と事業所の連携を促進するため、消防団協力事業所表示制度の運用を開始した。
- 10月10日 堂佛榮一厚別消防団長が第2代札幌市 10 消防団連合協議会長に就任した。
- 11月1日 「2008 北海道洞爺湖サミット」開催に伴い、札幌市消防局サミット対策推進本部を設置した。
手稲消防署西宮の沢出張所にスノーモビル2台を配置し、運用を開始した。
- 11月24日 北海道日本ハムファイターズ優勝パレード消防特別警戒を実施した。

平成 20 年 （2008）

- 1月1日 機構改革を行い、北海道洞爺湖サミットの開催に伴い、札幌市内におけるテロ等の各種災害に対する警戒体制を強化し、市民及び来訪者の安全確保を図るため、警防部にサミット対策担当課長及びサミット対策担当係長を設置した。
- 1月8日 総務省消防庁から多機能型車両の無償貸付けを受け、南消防団簾舞分団に配置し、運用を開始した。

- 3 月 28 日 消防学校の南側に「北鐘寮南棟」を増築した。
- 3 月 31 日 新目和久消防局次長が退任した。
札幌市消防局国民保護計画を策定した
- 4 月 1 日 北海道洞爺湖サミットの開催に向け、札幌市内外の関係機関との連絡調整、消防特別警戒の総括等、推進本部の円滑な運営を期するため、警防部にサミット対策担当部長を設置した。
携帯電話位置情報通知システムの運用を開始した。
法令違反対象物へ重点的に立入検査を実施し、警告、命令などの厳格な措置により火災危険を排除するとともに、大規模防火対象物等において、火災予防及び消防隊による消火活動、救助活動等に直結する情報収集活動を実施するため、「査察」の概念、査察の対象等を一新し、「札幌市消防局査察等に関する規程」を制定した。また、査察行政におけるマネジメントを強化し、効果的かつ効率的な査察等の執行を管理するため、「札幌市消防局査察等執行管理委員会」を設置した。
警防活動要領の全面改正を行った。
- 5 月 26 日 すすきの風俗店火災を契機に、予防部指導課指導係に特別機動査察隊を編成し、暫定的に運用を開始した。
- 6 月 1 日～7 月 11 日 北海道洞爺湖サミットの開催に伴う「札幌市内消防特別警戒」を実施した。
- 6 月 14 日～6 月 17 日 岩手・宮城内陸地震発生に伴う緊急消防援助隊（指揮支援部隊、航空隊、人員搬送）を派遣した。
- 9 月 1 日 消防ヘリコプターの格納庫を丘珠空港から石狩市へ移転し、「札幌市消防局石狩ヘリポート」の運用を開始した。
- 9 月 15 日 徳増澄夫消防局長が退任した。
- 9 月 16 日 松井英樹予防部長が第 19 代消防局長に就任した。

平成 21 年 (2009)

- 3 月 31 日 消防法の一部改正に伴い、防災センター要員講習を終了した。
消防法の一部改正に伴い、防災管理講習及び自衛消防業務講習を開始した。
札幌市消防手数料条例の一部改正に伴い、防火管理講習及び自衛消防業務講習の受講手数料の徴収を開始した。
機構改革を行い、法令違反根絶に向けた査察を全市的に展開するため、予防部指導課に機動査察係を設置し、特別機動査察隊の運用を開始した。
消防力の向上・強化及び労務負荷の軽減を目的とする組織体制見直しを検証するため、白石消防署及び厚別消防署の 2 署の勤務体制を二係制から三係制（三交替制）に変更し、運用を開始した。
総務省消防庁から燃料補給車の無償使用制度を受け、札幌市消防学校に配置し、運用を開始した。
消防ヘリコプター（JA119L）が新たに 1 機運用開始し、2 機のヘリコプターによる「通年運航体制」を確立した。
- 10 月 1 日～10 月 8 日 9 月 30 日に発生したインドネシア西スマトラ州パダン沖地震災害に伴い、国際消防救助隊員 3 名を派遣し、国際緊急援助活動を行った。
- 11 月 22 日 北海道日本ハムファイターズ優勝パレード消防特別警戒を実施した。
- 12 月 1 日 新型消火剤（クラス A 泡消火剤）を導入し、運用を開始した。

平成 22 年 (2010)

- 3 月 26 日 北消防署篠路出張所を北区篠路 2 条 4 丁目に新築移転した。
- 4 月 1 日 総務省消防庁から特殊災害対応自動車の無償使用制度を受け、特別高度救助隊に配置、運用を開始した。
総務省消防庁から自動追尾式小型ヘリコプターテレビ受信装置及び可搬型衛星地球局、各 2 組の無償使用制度を受け、警防部に配置、運用を開始した。
- 4 月 8 日 日本消防協会から消防団へ多機能型車両が寄贈され、手稲消防団に配置し、運用を開始した。
- 5 月 26 日～6 月 8 日 APEC 貿易担当大臣会合の開催に伴う「APEC 消防特別警戒」を実施した。
- 7 月 5 日 総務省消防庁から消火用大量補給用車両の無償使用制度を受け、西消防署に大型ポンプ車、西消防署八軒出張所にホース延長車を配置し、運用を開始した。
- 10 月 29 日 日常的な消防訓練の充実を図るため、清田消防署に消防訓練施設を建設した。

平成 23 年 (2011)

- 1 月 11 日 消防活動資機材や新型インフルエンザ対策資機材などを備蓄するため、消防学校敷地内に消防活動資機材備蓄集約センターを建設した。
- 3 月 11 日～5 月 11 日 東日本大震災に伴う緊急消防援助隊（指揮支援部隊、陸上部隊、航空隊）として、延べ 503 名の職員を派遣した。
- 3 月 31 日 松井英樹消防局長が退任した。
西消防署琴似出張所を閉所し、八軒出張所と統合した。
- 4 月 1 日 遠藤敏晴予防部長が第 20 代消防局長に就任した。
- 4 月 28 日 東日本大震災による東北地方の甚大な被害を受け、宮城県石巻地区広域行政事務組合消防本部に対し、救急車両 2 台を譲与した。
- 9 月 30 日 堂佛榮一札幌市 10 消防団連合協議会長が退任した。
- 10 月 3 日 東田愼悟東消防団長が第 3 代札幌市 10 消防団連合協議会長に就任した。

平成 24 年 (2012)

- 2 月 13 日 ヘリコプターテレビ電送システムの受信エリア拡大を目的に、厚別区もみじ台の基地局にヘリコプターテレビ電送システム受信装置を設置し、運用を開始した。
- 3 月 27 日 東消防署東苗穂出張所を閉所。苗穂出張所を東区北 8 条東 11 丁目に新設し、運用を開始した。
- 3 月 31 日 東消防署北光出張所を閉所し、苗穂出張所と統合した。
- 4 月 1 日 東消防署、西消防署、手稲消防署の 3 署及び救急ワークステーションの勤務体制を二係制から三係制（三交替制）に変更し、運用を開始した。
ガス事業法の改正により、ガス用品の販売の事業を行う者への立入検査に関する事務が北海道から移譲された。
- 5 月 2 日 総務省消防庁から緊急消防援助隊北海道指揮隊車の無償使用制度を受け、白石消防署指揮隊に配置し、運用を開始した。
- 6 月 20 日～6 月 22 日 IFCAA2012 SAPPORO において、北海道では初となる第 27 回アジア消防長協会総会及び札幌国際消防・防災展（13,639 名来場）、第 64 回全国消防長会総会を開催した。また、アジア消防長協会として初の取組となる 7 カ国合同での国際救助隊合同訓練を実施し、併せて、緊急消防援助隊北海道合同訓練を実施した。

- 10月10日 東田愼悟札幌市 10 消防団連合協議会長が退任し、安澤正美手稲消防団長が第 4 代札幌市 10 消防団連合協議会長に就任した。
- 11月24日 北海道日本ハムファイターズ優勝パレード消防特別警戒を実施した。
- 12月1日 中央消防署豊水出張所、北消防署新琴似出張所及び豊平消防署平岸出張所に機動水槽隊及び機動はしご隊を発足し、特別消防隊（スーパー・ポンパー・サッポロ）として運用を開始した。

平成 25 年 (2013)

- 2月27日 総務省消防庁から航空機動態管理システムの無償使用制度を受け、消防ヘリコプター（JA119L）に装備し、運用を開始した。
- 3月11日 札幌市民防災センターをリニューアルオープンし、暴風&3D 体験コーナー及び災害バーチャル体験コーナーの新設、並びに地震体験コーナーの機能向上を行った。
- 3月13日 中央消防署豊水出張所（中央区南 9 条西 5 丁目）を閉所。中央区南 8 条西 2 丁目に新設し、運用を開始した。
- 3月31日 総務省消防庁から緊急消防援助隊後方支援車両として支援車 I 型の無償使用制度を受け、清田消防署に配置し、運用を開始した。
中央消防署大通出張所を閉所し、豊水出張所と統合した。
遠藤敏晴消防局長が退任した。
- 4月1日 佐藤有警防部長が第 21 代消防局長に就任した。
中央消防署、北消防署、豊平消防署、清田消防署、南消防署の 5 署の勤務体制も二係制から三係制（三交替制）に変更となり、全署で三部制の運用を開始した。
機構改革を行い、予防部予防課調査一係、二係、三係を廃止し、火災調査係を設置した。
- 8月1日 総務省消防庁から重機・重機搬送車の無償使用制度を受け、中央消防署豊水出張所に配置し、運用を開始した。
- 9月12日～9月22日 ウランバートル消防技術支援事業により、ウランバートル市の消防体制等の実態調査のため佐藤有消防局長以下 17 名の職員を同市に派遣した。
- 10月1日 札幌市消防局警防規程を改正し、「指令情報センター」を「消防指令管制センター」に改称した。また、消防指令システムの更新を行い、最新機器の導入により出動体制を強化した。
石狩振興局管内 6 消防本部により共同整備した消防救急デジタル無線の運用を開始し、管内全域で各消防本部からの通信が可能となった。
「救急安心センターさっぽろ」開設に伴い、監督員業務を開始した。
- 10月11日～10月12日 緊急消防援助隊北海道東北ブロック合同訓練を苫小牧市において実施した。
- 11月5日～11月28日 ウランバートル消防技術支援事業により、ウランバートル市非常事態局の研修員 16 名を受け入れ、消防学校等において各種研修を実施した。

平成 26 年 (2014)

- 3月31日 予防推進員制度を廃止した。
- 4月1日 「札幌市防火優良対象物公表制度」に代わり、「札幌市防火優良対象物表示公表制度」を策定した。

救急救命士による新たな救急救命処置「心肺停止前重度傷病者への点滴処置」、
「一定条件下での血糖測定及び血糖補正」が開始された。

- 7月6日～7月13日 ウランバートル消防技術支援事業により、平成25年度事業の進捗確認等の実態調査のため、大崎茂己総務部長以下9名の職員をウランバートル市に派遣した。
- 8月1日 札幌市火災予防条例の一部改正に伴い、京都府福知山市花火大会火災を踏まえ、催しにおける防火安全対策の強化を図った。
- 10月6日 札幌市火災予防条例の一部改正に伴い、市民自治推進の観点から、火災予防に関する「市民が主体的に行動するための基本事項」を規定化した。
- 11月4日～11月21日 ウランバートル消防技術支援事業により、ウランバートル市非常事態局の研修員15名を受け入れ、消防学校等において各種研修を実施した。
- 12月11日 総務省消防庁から救助資機材搭載型消防ポンプ自動車の無償貸付けを受け、南消防団に配置し、運用を開始した。

平成27年 (2015)

- 2月18日 多機能型車両を清田消防団に配置し、運用を開始した。
- 3月9日～3月13日 ウランバートル消防技術支援事業により、冬期間における消防技術の習得成果等の実態調査のため、山崎英樹中央消防署予防担当部長以下3名の職員をウランバートル市に派遣した。
- 3月26日 東消防署北栄出張所を東区北39条東1丁目に新築移転した。
豊平消防署美園出張所を豊平区豊平1条12丁目に新築移転した。
- 4月1日 札幌市火災予防条例の一部改正に伴い、消防法令違反のある防火対象物の公表制度を開始した。
- 6月18日～6月21日 ウランバートル消防技術支援事業の集大成として、現地広報イベント及び現地関係者への表敬訪問等を実施するため、佐藤有消防局長以下19名をウランバートル市へ派遣した。
- 10月10日 札幌市スポーツ交流施設「つどーむ」において、幼年・少年消防クラブ結成30周年記念式典を開催した。
- 11月15日 市内のアパート等の消防用設備等の点検報告に関する情報について、建物所有者や借主、買主に対して広く周知するため、公益社団法人北海道宅地建物取引業協会と協定を締結した。
- 12月1日 消防団の双方向情報伝達網の構築を目的に、デジタル簡易無線機及び特定小電力トランシーバーを配備し、運用を開始した。
- 12月3日～12月4日 札幌市で2回目の開催となる「第24回全国救急隊員シンポジウム」を札幌コンベンションセンターにおいて開催した。

平成28年 (2016)

- 3月31日 佐藤有消防局長が退任した。
安澤正美札幌市10消防団連合協議会長が退任した。
- 4月1日 大島光由予防部長が第22代消防局長に就任した。
救急管理体制を強化するため、警防部に救急担当部長を設置した。
救急業務高度化に伴い、医学的観点からの指導による事故対応を図るため、警防部に救急指導担当課長（医師職併任）を設置した。
中央消防署警防課救急担当係長を廃止し、中央消防署警防課に救急一・二・三担

当係長を設置した。

- 4月21日 平井勇光北消防団長が第5代札幌市10消防団連合協議会会長に就任した。
- 7月1日 社会福祉施設等及び宿泊施設における、消防職員の査察結果や消防法令に適合している消防法令上優良な施設情報を札幌市公式ホームページに公表する「札幌市消防局法令適合情報提供サービス（愛称：消防“ホッと”インフォメーション）」を開始した。
- 8月8日 平成3年3月1日から運航していた消防ヘリコプター（JA6636）の運航を終了した。
- 10月1日 救急体制強化のため、中央消防署に救急隊を増隊し、大通救急隊の運用を開始した。この増隊に伴い、中央消防署警防課救急担当係長を廃止し、中央消防署警防課に救急一・二・三担当係長を新設した。
- 11月20日 北海道日本ハムファイターズ優勝パレード消防特別警戒を実施した。

平成 29 年 (2017)

- 2月1日 学生消防団員の就職活動を支援し、若年層の加入促進を図ることを目的に、札幌市学生消防団活動認証制度の運用を開始した。
- 2月3日 市内のアパート等の消防用設備等の点検報告に関する情報について、建物所有者や借主、買主に対して広く周知するため、公益社団法人全日本不動産協会北海道支部と協定を締結した。
- 2月12日～2月26日 2017 冬季アジア札幌大会消防特別警戒を実施した。
- 3月1日 消防ヘリコプター（JA6636→JA17AR）を更新した。
- 4月1日 機構改革を行い、指導課を査察規制課に、指導係を査察係に、火薬類取締法の事務の権限移譲に伴いガス保安係を保安係に改めるとともに、各消防署の指導担当係長を査察担当係長に改めた。また、火災危険度の高い消防法令違反について一定の減少が図られたことから、機動査察係を廃止し、各消防署の査察執行管理、統一的な是正を促進するため、違反对策担当係長を新設した。さらに、中央消防署における査察の執行管理や是正指導の強化を図るため、予防課指導係を査察一係・査察二係の二係制とした。
手稲消防署に水槽付救助車を配置し、手稲特別救助隊が運用を開始した。
応急手当普及啓発事業は、全ての市民が応急手当を実施できる社会の実現を目指し、「児童」及び「生徒」が社会に出るまでに、繰り返し応急手当の知識と技術を学習できる環境を整えた。
- 12月1日 消防情報管理システムを更新した。

平成 30 年 (2018)

- 1月12日 日本消防協会から防災活動車が寄贈され、東消防団に配置し、運用を開始した。
- 3月31日 大島光由消防局長が退任した。
- 4月1日 萬年清隆予防部長が第23代消防局長に就任した。
- 5月10日～5月11日 李克強中華人民共和国首相の来札に伴う対応を実施。
- 6月25日 札幌市消防音楽隊が発足50周年を迎えた。
- 8月3日～8月5日 天皇皇后両陛下の行幸啓（北海道150年記念式典後臨席及び地方事情視察）に伴う対応を実施。

9月5日 台風21号に伴い、第2非常警備体制を発令。

9月6日 胆振地方中東部を震源とする地震が発生。市内最大震度6弱を観測し、第3非常警備体制を発令。pp

9月6日～9月12日 北海道胆振東部地震に伴い、北海道広域消防応援協定及び緊急消防援助隊要綱に基づき、派遣隊（指揮支援隊、救助隊、消防隊、救急隊、航空隊、支援隊等）として、延べ185名の職員を派遣した。

10月1日 救急体制強化のため、北消防署及び東消防署に当局初となる日勤救急隊を増隊し、北エルム救急隊及び東モエレ救急隊の運用を開始した。この増隊に伴い、北消防署警防課及び東消防署警防課に救急担当係長を追加で設置した。

平成31年 (2019)

1月12日 南消防署を南区真駒内上町5丁目に新築移転した。

1月19日～1月20日 札幌市消防音楽隊発足50周年記念演奏会を開催した。

2月21日 胆振地方中東部を震源とする地震が発生。市内最大震度5弱を観測し、第2非常警備体制を発令。

4月1日 平井勇光札幌市10消防団連合協議会会長が退任し、花田了彰厚別消防団長が第6代札幌市10消防団連合協議会会長に就任した。

令和7年度(2025年度)から実施する札幌圏6消防本部における消防通信指令業務の共同運用に向けて、総務部施設管理課システム係を警防部消防救助課に所属替するとともに、消防救助課に指令共同担当課長及び指令共同担当係長を新設した。

清田消防署に水槽付救助車を配置し、清田特別救助隊が運用を開始した。

〔5月1日から令和元年スタート〕

4月19日～5月8日 夕張市石炭博物館付属施設の模擬坑道火災に伴い、北海道広域消防相互応援協定に基づき、消防部隊を派遣し、応援活動を行った。

9月16日～9月23日 ラグビーワールドカップ2019における消防特別警戒を実施した。

10月13日 消防ヘリコプター「さっぽろ1」が耐空検査整備で入庫中、令和元年東日本台風に伴う水害により使用不能となった。

10月13日～10月15日 令和元年東日本台風発生に伴い、緊急消防援助隊要綱に基づき、宮城県へ消防航空隊を派遣し、23名の救出を含む応援活動を行った。

10月24日～10月27日 倶知安町でのG20観光大臣会合開催に伴い消防部隊を派遣し、消防特別警戒を実施した。

10月25日 王岐山中華人民共和国副主席の来札に伴う対応を実施した。

11月25日 市内における救急要請輻輳時に、消防車と救急車の「乗換運用」を試行実施した。

令和2年 (2020)

3月30日 白石消防署北郷出張所を白石区北郷3条6丁目に新築移転した。

3月31日 萬年清隆消防局長が退任した。

4月1日 岡本征仁警防部長が第24代消防局長に就任した。

7月13日 WEBによる「NET119緊急通報システム」の運用を開始した。

10月15日～10月29日 夕張市消防本部において複数の職員が新型コロナウイルス感染症に罹患し、消防業務の遂行が不能となったことから、緊急的な対応として北海道消防相互応援協

定に準じて消防部隊を派遣した。

11月6日 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年の出初式の中止が決定された。

令和3年 (2021)

1月28日 消防学校に、実火災訓練装置を設置した。

2月11日 消防施設庁舎監視システムを更新した。

4月1日 花田了彰札幌市10消防団連合協議会会長が退任し、岩田謙次東消防団長が第7代札幌市10消防団連合協議会会長に就任した。

11月11日 防災に関する専門的知識を備えた消防団員の養成を目的とし、札幌市地域防災指導員設置要綱を制定した。

11月25日 南消防署定山溪出張所を南区定山溪温泉西1丁目に新築移転した。

7月13日～8月9日 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会における消防特別警戒を実施した。

令和4年 (2022)

3月30日 「非常勤消防団員の報酬等の基準」(令和3年4月13日付け消防地第171号通知)が通知されたことを受け、国が示す報酬基準額に合わせて「札幌市消防団条例」及び「札幌市消防団規則」を改正

3月31日 社会福祉施設等や宿泊施設の消防法令適合率及び施設関係者の防火・防災意識の向上について一定の成果が表れ、制度発足時に期待された効果を十分にもたらしたことから、「札幌市消防局法令適合情報提供サービス(愛称:消防“ホッと”インフォメーション)」を廃止した。

4月1日 岩田謙次札幌市10消防団連合協議会会長が退任し、平馬昭彦南消防団長が第8代札幌市10消防団連合協議会会長に就任した。

救急体制強化のため、白石消防署に日勤救急隊を増隊し、南郷救急隊の運用を開始した。この増隊に伴い、白石消防署警防課に救急担当係長を追加で設置した。

7月1日 平馬昭彦札幌市10消防団連合協議会会長が退任し、渡邊國善北消防団長が第9代札幌市10消防団連合協議会会長に就任した。

7月27日 札幌市地域防災指導員設置要綱制定当初に計画していた総勢246名の札幌市地域防災指導員の養成を完了した。

10月1日 「救急安心センターさっぽろ」の監督員業務を終了した。

令和5年 (2023)

3月31日 岡本征仁消防局長が退任した。

4月1日 村井広樹警防部長が第25代消防局長に就任した。

渡邊國善札幌市10消防団連合協議会会長が退任し、山崎保清田消防団長が第10代札幌市10消防団連合協議会会長に就任した。

4月4日 防火・防災管理体制の検証指導業務を廃止し、自衛消防訓練実地指導業務(名称:自衛消防訓練サポート事業)の運用を開始した。

4月14日～4月17日 G7札幌 気候エネルギー・環境大臣会合における消防特別警戒を実施した。

8月25日 第51回全国消防救助技術大会が、17年振りに札幌市で開催された。

令和 6 年 (2024)

- 4 月 1 日 山崎保札幌市 10 消防団連合協議会会長が退任し、湯浅卓也東消防団長が第 11 代札幌市 10 消防団連合協議会会長に就任した。
- 機構改革を行い、危険物係を廃止し、危険物保安係を設置した。また、消防科学研究所を機構上廃止し、消防科学に関連する業務及びこれに対応する人員等を校務係に移管した。
- 救急体制強化のため、西消防署に日勤救急隊を増隊し、発寒救急隊の運用を開始した。この増隊に伴い、西消防署警防課に救急担当係長を追加で設置した。

令和 7 年 (2025)

- 3 月 31 日 村井広樹消防局長が退任した。
- 4 月 1 日 坂上新次予防部長が第 26 代消防局長に就任した。
- 機構改革を行い、令和 7 年 9 月から実施する札幌圏 6 消防本部における消防通信指令業務の運用開始に伴い、指令一・二・三課を廃止し、通信指令課及び指令一・二・三係を新設するとともに、消防救助課システム係を通信指令課に所管替えし、名称を管理係に改めた。
- また、消防救助課の指令共同担当課長及び指令共同担当係長を廃止するとともに、通信指令課に指令一・二・三担当課長及び運用担当係長を新設した。
- 8 月 31 日 電話による 119 番通報が困難な方向けに整備した、WEB を活用した「NET119 緊急通報システム」の普及に伴い、従来のメールによる通報システム「メール 119」の運用を終了した。
- 9 月 2 日 「札幌圏消防指令センター」の運用を開始した。
- この運用に伴い、消防指令システム、消防・救急デジタル無線システム、高所監視カメラの更新及び映像通報システムを導入した。
- 9 月 9 日～9 月 19 日 北広島市、千歳市、江別市、恵庭市、石狩北部地区消防事務組合の順に 119 番回線の切り替えを行い、消防通信指令業務の共同運用（事務委託方式）を開始した。

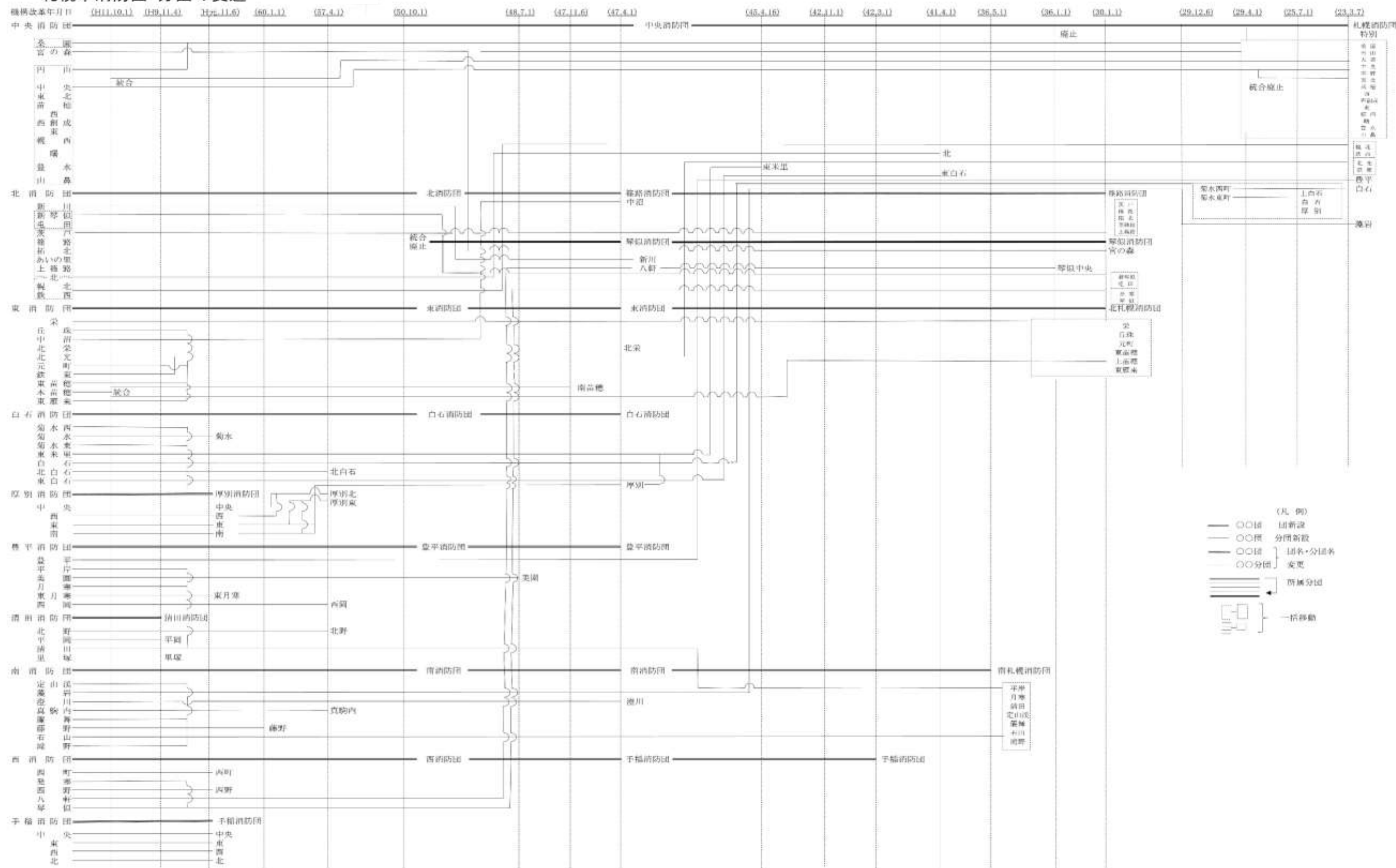
令和 8 年 (2026)

- 1 月 31 日 ヘリコプターテレビ電送システム（地上設備）を更新した。
- 2 月 27 日 対象火気設備の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、札幌市火災予防条例を一部改正し、簡易サウナ設備の規制に関する改正を行った。また、火災予防条例（例）の一部改正に伴い、札幌市火災予防条例を一部改正し、山林、原野等における火災の予防に関する改正を行った。
- 4 月 1 日 湯浅卓也札幌市 10 消防団連合協議会会長が退任し、中西光宏南消防団長が第 12 代札幌市 10 消防団連合協議会会長に就任した。
- 救急体制強化のため、東モエレ救急隊を日勤体制から 24 時間勤務体制に変更するとともに、東消防署警防課救急担当係長を廃止し、東消防署警防課に救急一・二・三担当係長を新設した。また、豊平消防署に日勤救急隊を増隊し、月寒救急隊の運用を開始した。この増隊に伴い、豊平消防署警防課に救急担当係長を追加で設置した。
- 林野火災警報及び林野火災注意報の運用を開始した。

歴 代 消 防 局 長

代	氏 名	在 職 期 間
初 代	瀬田 一雄	S23.3.7～S29.12.27
第2代	小松 久次郎	S29.12.28～S38.3.31
第3代	高松 高男	S38.4.1～S46.5.12
第4代	河口 義弘	S46.5.13～S50.6.30
第5代	足羽 収六	S50.7.1～S55.8.9
第6代	菊地 忠吉	S55.8.10～S58.5.31
第7代	後藤 義英	S58.6.1～S59.12.31
第8代	中目 啓市	S60.1.1～S63.3.31
第9代	谷 裕之	S63.4.1～H3.6.30
第10代	前田 悦雄	H3.7.1～H5.3.31
第11代	中谷 多宏	H5.4.1～H8.3.31
第12代	吉本 朗生	H8.4.1～H9.3.31
第13代	高橋 彦博	H9.4.1～H11.5.31
第14代	石原 昭一	H11.6.1～H13.3.31
第15代	阪下 征哉	H13.4.1～H15.3.31
第16代	藤林 義廣	H15.4.1～H17.3.31
第17代	鈴木 幸夫	H17.4.1～H18.3.31
第18代	徳増 澄夫	H18.4.1～H20.9.15
第19代	松井 英樹	H20.9.16～H23.3.31
第20代	遠藤 敏晴	H23.4.1～H25.3.31
第21代	佐藤 有	H25.4.1～H28.3.31
第22代	大島 光由	H28.4.1～H30.3.31
第23代	萬年 清隆	H30.4.1～R2.3.31
第24代	岡本 征仁	R2.4.1～R5.3.31
第25代	村井 広樹	R5.4.1～R7.3.31
第26代	坂上 新次	R7.4.1

札幌市消防団・分団の変遷 R8.4.1 現在



消防職・団員数などの推移（１）（各年４月１日現在）

年	職 員 数		団 員 数		人 口			世 帯 数			面 積（km ² ）		備 考
	定 員	現 員	定 員	現 員	総 人 口	1 km ² 当たり	職 員 1 人 当たり	総 世 帯	1 km ² 当たり	職 員 1 人 当たり	総 面 積	職 員 1 人 当たり	
26	313	301	870	831	324,466	2,431	1,078	68,985	517	229	133.487	0.44	琴似町札幌村 篠路村合併 国土地理院の改測
27	319	295	870	832	334,462	2,506	1,134	71,346	534	242	133.487	0.45	
28	319	300	870	831	354,891	2,659	1,183	77,128	578	257	133.487	0.44	
29	319	312	870	832	370,951	2,779	1,189	81,215	608	260	133.487	0.43	
30	335	331	1,452	1,403	426,620	1,488	1,289	90,764	317	274	286.67	0.87	
31	335	334	1,452	1,348	444,382	1,564	1,330	98,671	347	295	284.15	0.85	豊平町合併
32	335	336	1,392	1,342	462,908	1,629	1,378	106,313	374	316	284.15	0.85	
33	357	352	1,392	1,352	478,389	1,684	1,359	120,755	425	343	284.15	0.81	
34	373	371	1,392	1,345	497,133	1,750	1,340	130,087	458	351	284.15	0.77	
35	389	388	1,392	1,348	523,839	1,844	1,350	135,783	478	350	284.15	0.73	
36	423	423	1,687	1,597	620,987	2,185	1,468	162,379	571	384	284.15	0.67	手稲町合併
37	442	440	1,687	1,608	656,173	651	1,491	173,161	172	394	1,008.67	2.29	
38	458	460	1,687	1,592	705,038	699	1,533	194,609	193	423	1,008.67	2.19	
39	471	476	1,687	1,572	750,315	744	1,576	210,348	209	442	1,008.67	2.12	
40	506	504	1,687	1,552	794,908	788	1,577	224,681	223	446	1,008.67	2.00	
41	530	538	1,537	1,482	830,153	823	1,543	235,605	234	438	1,008.67	1.87	小樽市の一部を編入
42	610	604	1,732	1,673	898,025	803	1,487	251,399	225	416	1,117.98	1.85	
43	662	661	1,732	1,692	935,902	837	1,416	266,765	239	404	1,117.98	1.69	
44	714	712	1,732	1,715	973,832	871	1,368	282,345	253	397	1,117.98	1.57	
45	773	769	1,732	1,700	1,010,123	904	1,314	312,234	279	406	1,117.98	1.45	
46	881	873	1,732	1,693	1,051,928	941	1,205	332,653	298	381	1,117.98	1.28	国土地理院の改測
47	1,002	989	1,800	1,741	1,099,102	983	1,111	354,308	317	358	1,117.98	1.13	
48	1,090	1,088	1,800	1,756	1,152,377	1,031	1,059	378,075	338	347	1,117.98	1.03	
49	1,154	1,151	1,800	1,747	1,201,498	1,075	1,044	403,471	361	351	1,118.01	0.97	
50	1,224	1,187	1,800	1,758	1,240,613	1,110	1,045	419,475	375	353	1,118.01	0.94	
51	1,237	1,229	1,800	1,758	1,275,548	1,141	1,038	438,151	392	357	1,118.01	0.91	国土地理院の改測
52	1,276	1,277	1,800	1,758	1,305,692	1,168	1,022	454,559	407	356	1,118.01	0.88	
53	1,345	1,341	1,800	1,758	1,333,713	1,193	995	469,739	420	350	1,118.01	0.83	
54	1,406	1,404	1,800	1,754	1,367,124	1,223	974	488,959	437	348	1,118.01	0.80	
55	1,451	1,447	1,800	1,744	1,401,757	1,254	969	508,823	455	352	1,118.01	0.77	
56	1,504	1,479	1,800	1,737	1,433,355	1,282	969	523,404	468	354	1,118.01	0.76	国土地理院の改測
57	1,546	1,521	2,000	1,821	1,465,000	1,310	963	539,352	482	355	1,118.01	0.74	
58	1,565	1,539	2,000	1,912	1,470,637	1,315	956	541,012	484	352	1,118.01	0.73	
59	1,565	1,539	2,000	1,914	1,498,534	1,340	974	555,484	497	361	1,118.01	0.73	
60	1,563	1,559	2,000	1,914	1,524,126	1,363	978	568,876	509	365	1,118.01	0.72	国土地理院の改測
61	1,568	1,567	2,000	1,918	1,544,090	1,381	985	566,276	507	361	1,118.01	0.71	
62	1,586	1,571	2,000	1,906	1,570,254	1,405	1,000	580,858	520	370	1,118.01	0.71	
63	1,586	1,585	2,000	1,906	1,597,285	1,429	1,008	595,703	533	376	1,118.01	0.71	
元	1,611	1,593	2,000	1,906	1,608,505	1,439	1,010	640,454	573	402	1,118.18	0.70	
2	1,611	1,617	2,000	1,963	1,637,019	1,460	1,012	659,678	588	408	1,121.18	0.69	国土地理院の改測
3	1,615	1,631	2,000	1,963	1,663,246	1,484	1,020	678,937	606	416	1,121.12	0.69	
4	1,632	1,639	2,000	1,953	1,687,144	1,505	1,029	689,055	615	420	1,121.12	0.68	
5	1,677	1,641	2,050	1,939	1,704,135	1,520	1,038	712,874	636	434	1,121.12	0.68	
6	1,696	1,668	2,050	1,999	1,719,210	1,533	1,031	725,970	648	435	1,121.12	0.67	
7	1,720	1,692	2,050	2,004	1,733,133	1,546	1,024	738,228	658	436	1,121.12	0.66	国土地理院の改測
8	1,750	1,730	2,050	1,974	1,750,627	1,561	1,012	753,663	672	436	1,121.12	0.65	
9	1,778	1,749	2,150	2,015	1,768,091	1,577	1,011	770,348	687	440	1,121.12	0.64	
10	1,778	1,774	2,150	2,062	1,782,770	1,590	1,005	785,511	701	443	1,121.12	0.63	
11	1,777	1,780	2,150	2,084	1,792,167	1,599	1,007	797,087	711	448	1,121.12	0.63	
12	1,778	1,770	2,150	2,030	1,801,327	1,607	1,018	811,361	724	458	1,121.12	0.63	国土地理院の改測
13	1,780	1,784	2,150	2,031	1,811,165	1,615	1,015	825,026	736	462	1,121.12	0.63	
14	1,785	1,791	2,150	2,017	1,822,992	1,626	1,018	840,496	750	469	1,121.12	0.63	

消防職・団員数などの推移（２）（各年４月１日現在）

年	職 員 数		団 員 数		人 口			世 帯 数			面 積 (km ²)		備 考
	定 員	現 員	定 員	現 員	総 人 口	1 km ² 当たり	職 員 1 人 当たり	総 世 帯	1 km ² 当たり	職 員 1 人 当たり	総 面 積	職 員 1 人 当たり	
15	1,785	1,798	2,150	2,051	1,837,901	1,639	1,022	858,742	766	478	1,121.12	0.62	国土地理院の改測
16	1,783	1,781	2,150	1,990	1,849,650	1,650	1,039	875,223	781	491	1,121.12	0.63	
17	1,783	1,785	2,150	1,996	1,864,352	1,663	1,044	847,739	756	475	1,121.12	0.63	
18	1,779	1,782	2,150	1,947	1,869,180	1,667	1,049	907,775	810	509	1,121.12	0.63	
19	1,779	1,772	2,150	1,925	1,874,410	1,672	1,058	920,537	821	519	1,121.12	0.63	
20	1,778	1,753	2,150	1,914	1,880,138	1,677	1,073	933,311	832	532	1,121.12	0.64	
21	1,778	1,775	2,150	1,976	1,884,939	1,681	1,062	944,872	843	532	1,121.12	0.63	
22	1,778	1,773	2,150	1,953	1,891,494	1,687	1,067	956,041	853	539	1,121.12	0.63	
23	1,766	1,769	2,150	1,960	1,897,333	1,692	1,073	966,903	862	547	1,121.12	0.63	
24	1,752	1,764	2,150	1,930	1,904,319	1,699	1,080	979,158	873	555	1,121.12	0.64	
25	1,741	1,745	2,150	1,946	1,919,664	1,712	1,100	994,664	887	570	1,121.12	0.64	
26	1,741	1,738	2,150	1,914	1,928,932	1,721	1,110	1,007,764	899	580	1,121.12	0.65	
27	1,740	1,746	2,150	1,903	1,934,649	1,725	1,108	1,018,084	908	583	1,121.26	0.64	
28	1,738	1,761	2,150	1,820	1,941,127	1,731	1,102	1,029,750	918	585	1,121.26	0.64	
29	1,736	1,767	2,150	1,820	1,946,407	1,736	1,102	1,040,300	928	589	1,121.26	0.63	
30	1,734	1,763	2,150	1,856	1,949,947	1,739	1,106	1,050,295	937	596	1,121.26	0.64	
31	1,734	1,734	2,150	1,807	1,953,883	1,743	1,127	1,061,359	947	612	1,121.26	0.65	
2	1,733	1,732	2,150	1,696	1,969,686	1,757	1,137	967,464	863	559	1,121.26	0.65	
3	1,733	1,756	2,150	1,697	1,960,829	1,749	1,117	1,082,277	965	616	1,121.26	0.64	
4	1,733	1,761	2,150	1,721	1,958,694	1,747	1,112	1,089,802	972	619	1,121.26	0.64	
5	1,733	1,750	2,150	1,721	1,957,291	1,746	1,118	1,099,369	980	628	1,121.26	0.64	
6	1,733	1,733	2,150	1,668	1,953,592	1,742	1,127	1,106,405	987	638	1,121.26	0.64	
7	1,736	1,726	2,150	1,640	1,953,181	1,742	1,132	1,116,303	996	647	1,121.26	0.65	
8	1,736	1,719	2,150	1,571	1,952,700	1,742	1,136	1,125,002	1,003	654	1,121.26	0.65	

M E M O

主 要 原 因 別 火

年	たばこ	火遊び	放 火 (疑いを 含む。)	ス ト ー プ 関 係								合 計
				合 計	ス ト ー プ					煙 突 煙 道	取灰すす	
					計	灯 油 ・ 廃 油 等 ストーブ	電 気 ストーブ	ガ ス ストーブ	石炭・薪 その他の ストーブ			
23	7	1	3	57	14	-	-	-	14	34	※ 9	3
24	6	6	1	60	10	-	-	-	10	40	※10	3
25	14	6	11	70	12	-	-	-	12	43	※15	10
26	12	10	3	86	9	-	-	-	9	66	※11	5
27	12	8	10	90	5	-	-	-	5	69	※16	5
28	16	13	11	102	11	-	-	-	11	76	※15	4
29	15	7	13	105	18	-	-	-	18	75	※12	4
30	6	11	7	83	12	-	-	-	12	58	※13	15
31	16	8	9	100	11	1	-	-	10	76	※13	16
32	15	12	12	98	13	-	-	-	13	69	※16	20
33	22	14	9	107	18	1	-	-	17	69	20	21
34	27	17	14	82	14	1	-	-	13	49	19	45
35	28	22	19	81	18	3	-	-	15	42	21	54
36	41	26	30	117	22	1	-	-	21	63	32	79
37	44	19	13	107	15	2	-	-	13	65	27	66
38	45	42	20	157	63	38	-	-	25	71	23	50
39	53	32	22	165	71	40	2	-	29	60	34	53
40	54	37	28	167	61	32	1	4	24	57	49	45
41	57	32	35	160	80	53	-	1	26	46	34	34
42	64	43	40	177	87	60	-	1	26	52	38	33
43	64	32	45	135	45	29	-	-	16	58	32	39
44	58	33	40	175	75	56	-	4	15	49	51	36
45	66	39	32	110	64	50	1	-	13	32	14	20
46	54	40	45	117	69	47	5	2	15	34	14	38
47	66	57	36	130	73	52	3	2	16	35	22	31
48	58	63	27	101	56	39	6	3	8	26	19	35
49	84	51	16	104	64	50	6	-	8	26	14	35
50	69	47	39	82	50	37	3	1	9	17	15	36
51	88	67	54	117	69	58	5	2	4	28	20	45
52	76	50	39	85	65	51	11	-	3	15	5	40
53	54	43	54	94	66	50	3	4	9	22	6	38
54	99	61	79	68	40	30	3	1	6	15	13	42
55	79	52	35	76	59	49	4	2	4	14	3	46
56	72	52	87	68	44	34	4	2	4	12	12	42
57	90	36	58	56	38	31	3	1	3	12	6	41
58	69	60	74	57	37	33	3	-	1	15	5	28
59	70	46	55	57	36	26	5	1	4	9	12	30
60	80	41	53	44	35	24	5	-	6	5	4	36
61	69	29	71	50	37	28	4	-	5	10	3	59
62	54	33	123	51	40	38	2	-	-	8	3	87
63	53	45	88	41	36	26	7	-	3	4	2	100
元	79	67	73	45	38	30	6	-	2	4	3	75
2	49	36	86	34	25	20	2	1	2	4	5	55
3	51	43	90	57	51	40	8	1	2	5	1	58
4	59	35	83	54	48	38	8	-	2	3	3	57
5	62	35	87	39	31	23	4	-	4	4	4	53
6	54	51	101	44	36	27	3	2	4	6	1	57
7	60	33	85	41	35	24	5	1	5	2	4	67
8	64	32	176	35	29	21	4	-	4	6	-	74
9	55	42	155	45	35	25	6	-	4	7	3	68
10	55	50	138	49	34	27	4	-	3	7	8	64
11	57	33	116	42	39	34	3	-	2	3	-	62
12	78	27	126	36	32	24	4	1	3	4	-	69
13	55	26	109	42	36	25	9	-	2	6	-	63
14	98	48	164	32	31	22	6	-	3	1	-	113
15	80	47	143	41	36	31	2	-	3	2	3	142
16	61	50	145	39	36	22	11	2	1	3	-	123
17	61	34	110	42	42	23	15	1	3	-	-	139
18	57	12	166	53	49	28	16	-	5	4	-	123
19	59	30	131	53	47	27	12	-	8	5	1	141
20	64	43	144	41	33	21	10	-	2	3	5	111
21	52	21	152	34	28	19	6	-	3	4	2	103
22	54	23	134	39	36	23	10	-	3	3	-	102
23	53	22	154	41	37	19	9	1	8	3	1	107
24	48	21	118	35	30	14	9	-	7	4	1	87
25	47	11	106	33	30	17	10	1	2	2	1	96
26	64	12	82	45	40	16	15	4	5	5	-	74

- (注) 1. 取灰すすの※印はたき火、火消つばなどの残り火を含む。
2. 電気こて、アイロンの29年以前及び風呂かまどなどの34年以前並びにガスこんろの44年以前については、これらの分類が行われていなかったため不明である。

災 件 数 の 推 移 (1)

こ ん ろ						たき火	電気こて 電 気 アイロン	風 呂 か ま ど					年
ガ ス こ ん ろ			電 気 こ ん ろ	灯 油 こ ん ろ	七 輪 ・ 火 鉢 そ の 他			計	電気	灯油	ガス	石炭薪	
計	プロパン等	都市ガス											
…	…	…	—	—	3	…	…	…	…	…	…	…	23
…	…	…	—	—	3	…	…	…	…	…	…	…	24
…	…	…	—	—	10	…	…	…	…	…	…	…	25
…	…	…	—	—	5	…	…	…	…	…	…	…	26
…	…	…	—	—	5	…	…	…	…	…	…	…	27
1	…	…	—	—	3	…	…	…	…	…	…	…	28
1	…	…	—	—	3	…	…	…	…	…	…	…	29
4	…	…	2	7	2	—	1	…	…	…	…	…	30
1	…	…	4	7	4	—	5	…	…	…	…	…	31
2	…	…	1	9	8	1	5	…	…	…	…	…	32
4	…	…	4	6	7	—	6	…	…	…	…	…	33
3	…	…	5	29	8	2	8	…	…	…	…	…	34
7	…	…	5	37	5	7	4	2	—	—	—	2	35
11	…	…	2	58	8	—	10	—	—	—	—	—	36
11	…	…	—	51	4	4	4	4	—	—	—	4	37
13	…	…	1	29	7	18	10	2	—	2	—	—	38
22	…	…	3	23	5	25	10	4	—	—	—	4	39
17	…	…	3	20	5	21	12	4	—	3	—	1	40
15	…	…	—	13	6	20	10	11	—	4	—	7	41
20	…	…	3	9	1	16	5	16	—	7	3	6	42
32	…	…	3	3	1	26	4	4	—	1	—	3	43
30	…	…	1	—	5	15	4	10	—	3	3	4	44
15	9	6	3	—	2	21	4	17	—	5	7	5	45
31	22	9	1	1	5	35	4	8	—	2	3	3	46
24	17	7	3	—	4	24	2	12	—	2	6	4	47
33	26	7	2	—	—	21	—	13	—	1	2	10	48
31	28	3	2	1	1	12	1	22	—	5	12	5	49
32	19	13	2	2	—	7	5	13	—	6	5	2	50
38	29	9	6	1	—	17	4	16	—	6	6	4	51
35	24	11	2	2	1	3	4	10	—	5	4	1	52
37	27	10	1	—	—	16	1	9	—	6	1	2	53
41	24	17	1	—	—	58	1	13	—	6	5	2	54
44	28	16	2	—	—	33	—	13	—	8	3	2	55
40	28	12	2	—	—	13	2	10	—	4	3	3	56
39	22	17	1	—	1	38	1	10	—	4	4	2	57
27	15	12	1	—	—	30	—	11	—	6	2	3	58
29	25	4	1	—	—	59	—	6	—	4	1	1	59
35	23	12	—	1	—	29	4	4	—	3	1	—	60
57	39	18	—	1	1	18	1	5	—	4	1	—	61
82	57	25	1	2	2	29	1	8	—	3	5	—	62
99	61	38	—	1	—	22	—	8	—	6	2	—	63
75	36	39	—	—	—	23	—	7	—	5	2	—	元
50	32	18	4	1	—	11	—	4	—	4	—	—	2
56	34	22	—	1	1	10	1	5	—	4	1	—	3
55	34	21	1	—	1	8	1	2	—	2	—	—	4
49	32	17	3	1	—	7	—	—	—	—	—	—	5
55	40	15	2	—	—	17	2	2	—	2	—	—	6
66	41	25	1	—	—	11	2	1	—	1	—	—	7
70	39	31	4	—	—	6	—	1	—	—	1	—	8
64	34	30	3	—	1	23	1	1	—	—	1	—	9
62	36	26	2	—	—	9	—	2	—	1	—	1	10
59	42	17	3	—	—	5	1	1	—	—	1	—	11
66	40	26	2	—	1	2	—	—	—	—	—	—	12
58	38	20	3	—	2	2	—	2	—	—	2	—	13
111	68	43	2	—	—	7	1	2	—	1	1	—	14
137	83	54	5	—	—	3	—	—	—	—	—	—	15
117	68	49	6	—	—	5	1	2	—	—	—	2	16
130	80	50	7	—	2	4	—	1	—	1	—	—	17
113	71	42	6	1	3	13	1	1	—	1	—	—	18
129	83	46	10	—	2	6	2	1	—	1	—	—	19
98	54	44	7	—	6	12	1	1	—	—	1	—	20
92	57	35	7	—	4	7	—	—	—	—	—	—	21
92	68	24	8	—	2	5	—	—	—	—	—	—	22
89	55	34	11	—	7	6	—	—	—	—	—	—	23
80	46	34	4	—	3	5	—	—	—	—	—	—	24
78	46	32	13	—	5	5	1	—	—	—	—	—	25
58	35	23	10	—	6	10	1	—	—	—	—	—	26

主 要 原 因 別 火

年	たばこ	火遊び	放 火 (疑いを 含む。)	ス ト ー プ 関 係								合 計
				合 計	ス ト ー プ					煙 突 煙 道	取灰すす	
					計	灯 油 ・ 廃 油 等 ストーブ	電 気 ストーブ	ガ ス ストーブ	石炭・薪 その他の ストーブ			
27	44	8	92	26	22	15	3	-	4	1	3	94
28	58	10	73	29	27	15	10	-	2	1	1	76
29	44	12	57	38	34	18	9	1	6	3	1	77
30	46	4	43	34	30	20	6	2	2	3	1	68
令和元	53	6	51	31	29	16	8	-	5	1	1	59
2	38	3	44	23	21	10	9	-	2	1	1	62
3	36	5	52	32	27	15	4	3	5	4	1	69
4	49	1	62	24	19	10	5	-	4	4	1	66
5	34	7	46	34	26	19	3	3	1	6	2	68
6	42	6	61	31	29	16	9	1	3	-	2	63
7	60	4	49	39	35	18	9	1	7	3	1	55

災 件 数 の 推 移 (2)

こ ん ろ						たき火	電気こて 電気 アイロン	風 呂 か ま ど					年
ガ ス こ ん ろ			電 気 こんろ	灯 油 こんろ	七輪・ 火鉢 その他			計	電気	灯油	ガス	石炭薪	
計	プロパン 等	都市ガ ス											
77	42	35	11	-	6	7	-	-	-	-	-	-	27
50	34	16	16	-	10	2	-	1	-	-	1	-	28
62	33	29	10	-	5	-	-	1	-	-	-	1	29
53	34	19	8	-	7	6	-	-	-	-	-	-	30
51	32	19	8	-	-	9	-	1	-	1	-	-	令和元
54	33	21	4	1	3	5	-	1	-	-	-	1	2
56	40	16	9	-	4	4	-	-	-	-	-	-	3
52	40	12	8	-	6	4	-	-	-	-	-	-	4
57	39	18	8	-	3	1	-	-	-	-	-	-	5
53	37	16	5	-	5	2	-	-	-	-	-	-	6
49	28	22	2	-	3	5	1	-	-	-	-	-	7

救 急 業 務

年	救急車（台）数			出 動 件 数		搬 送 件 数			医師等の 搬送件数
	総 数	実働車	非常用車	年間出動 件 数	人口 1 万人 当たり	年間搬送 件 数	年間不搬送 件 数	搬送率 (%)	
34	1	1	-	470	9.6	321	...	...	↑ (不搬送件数中に含む) ↓
35	1	1	-	532	10.4	440	...	...	
36	1	1	-	633	10.3	456	...	72.0	
37	1	1	-	620	9.5	444	...	71.6	
38	1	1	-	817	11.6	567	250	69.4	
39	2	2	-	1,271	17.1	916	355	72.1	
40	2	2	-	1,547	19.7	1,098	449	71.0	
41	3	3	-	2,582	31.5	1,899	683	73.5	
42	4	4	-	3,199	36.0	2,447	752	76.5	
43	6	6	-	3,962	42.8	3,116	846	78.6	10
44	7	7	-	5,079	52.6	3,983	1,096	78.4	
45	10	9	1	5,318	53.1	4,266	1,052	80.2	
46	10	9	1	6,674	64.0	5,553	1,121	83.2	
47	10	8	2	9,273	85.0	7,912	1,361	85.3	
48	11	9	2	13,078	114.5	11,349	1,729	86.8	
49	13	11	2	15,160	127.9	13,209	1,951	87.1	
50	15	14	1	17,305	141.6	15,294	2,011	88.4	
51	18	15	3	18,568	144.7	16,874	1,684	90.9	
52	19	16	3	20,980	159.8	18,878	2,096	90.0	6
53	20	17	3	22,563	168.0	20,471	2,074	90.7	18
54	21	17	4	23,772	172.3	21,663	2,101	91.1	8
55	22	18	4	26,829	190.4	24,539	2,275	91.5	15
56	23	19	4	27,847	193.4	25,454	2,373	91.4	20
57	25	21	4	28,681	194.9	26,176	2,474	91.3	31
58	25	21	4	29,620	197.1	26,989	2,597	91.1	34
59	26	21	5	29,219	191.1	26,434	2,755	90.5	30
60	26	21	5	30,562	198.1	27,807	2,723	91.0	32
61	26	21	5	30,633	195.4	27,828	2,787	90.8	18
62	27	22	5	32,707	204.7	29,741	2,913	90.9	53
63	27	22	5	33,679	209.7	30,571	3,075	90.8	33
元	27	22	5	36,045	220.7	32,730	3,315	90.8	31
2	27	22	5	37,513	225.9	34,055	3,458	90.8	23
3	28	23	5	38,348	227.6	34,935	3,413	91.1	22
4	29	24	5	39,786	231.8	36,097	3,689	90.7	21
5	29	24	5	40,979	236.6	37,451	3,528	91.4	14
6	29	24	5	43,202	249.2	39,053	4,149	90.4	14
7	31	24	7	45,703	260.1	41,371	4,332	90.5	26
8	31	24	7	48,708	275.4	43,625	5,083	89.6	134
9	32	24	8	50,058	280.4	44,800	5,258	89.5	360
10	33	25	8	52,308	291.3	47,115	5,193	90.1	243
11	34	25	9	56,873	315.2	51,427	5,446	90.4	210
12	34	25	9	61,290	337.8	55,331	5,959	90.3	310
13	37	28	9	64,070	350.9	57,588	6,482	89.9	688
14	37	28	9	67,707	368.3	60,590	7,117	89.5	590
15	37	28	9	71,757	387.6	64,439	7,318	89.8	736
16	38	29	9	74,624	401.1	67,373	7,251	90.3	553
17	39	29	10	75,936	406.6	68,207	7,729	89.8	565
18	39	30	9	75,893	404.7	67,987	7,906	89.6	435
19	40	31	9	75,179	399.7	67,324	7,855	89.6	338
20	40	31	9	69,875	370.7	62,170	7,705	89.0	387
21	40	31	9	71,470	378.0	63,445	8,025	88.8	673
22	40	31	9	75,575	398.6	66,598	8,977	88.1	842
23	40	31	9	79,247	416.1	69,294	9,953	87.4	1,041
24	40	31	9	83,277	433.5	71,931	11,346	86.4	1,190
25	40	31	9	85,707	444.4	73,338	12,369	85.6	966
26	40	31	9	88,162	455.6	75,297	12,865	85.4	938
27	40	31	9	88,507	456.0	76,173	12,334	86.1	1,042
28	43	32	11	91,426	469.5	78,847	12,579	86.2	1,040
29	43	32	11	93,614	479.7	80,891	12,723	86.4	924
30	45	34	11	98,182	502.3	85,467	12,715	87.0	300
元	45	34	11	102,309	522.3	88,431	13,878	86.4	280
2	45	34	11	90,783	462.8	76,945	13,838	84.8	185
3	45	34	11	97,852	498.8	81,645	16,207	83.4	128
4	46	35	11	115,969	591.3	92,165	23,804	79.5	94

(注) 昭和 33 年に、初めて救急車を配置した。それ以前は他の車両により救急業務を行っていた。

の 推 移 (1)

搬 送 人 員		出動隊延走行距離(km)		出動隊延所要時間(分)		人 口 (各年 10 月 1 日現在)	年
年 間 搬送人員	人 口 1 万 人 当 た り	年 間 延 走 行 距 離	出 動 1 回 当 た り 平 均	年 間 延 所 要 時 間	出 動 1 回 当 た り 平 均		
471	9.7	...	...	...	...	487,734	34
445	8.7	...	...	...	...	510,994	35
505	8.2	...	...	...	...	614,769	36
482	7.4	...	...	...	...	651,349	37
612	8.7	...	...	...	...	702,991	38
1,065	14.3	...	...	...	...	743,629	39
2,058	26.1	...	...	...	...	787,027	40
2,058	25.1	...	...	...	...	818,723	41
2,604	29.3	...	...	...	...	887,564	42
3,368	36.4	...	...	...	...	925,083	43
4,442	46.0	...	...	...	...	965,568	44
4,733	47.3	...	...	...	...	1,000,421	45
6,087	58.4	...	...	...	...	1,042,921	46
8,475	77.7	126,113	13.6	335,590	36.2	1,090,483	47
12,005	105.2	172,578	13.2	455,947	34.9	1,141,678	48
13,955	117.7	219,229	14.5	566,651	37.4	1,185,514	49
16,136	132.0	252,051	14.6	669,534	38.7	1,221,963	50
17,711	138.1	267,001	14.4	689,744	37.1	1,282,767	51
19,780	150.6	307,386	14.7	852,527	40.6	1,313,011	52
21,455	159.8	318,147	14.1	883,231	39.1	1,342,740	53
22,784	165.1	336,563	14.2	903,785	38.0	1,379,733	54
25,782	183.0	380,281	14.2	1,058,918	39.5	1,408,744	55
26,755	185.9	392,431	14.1	1,051,222	37.7	1,439,554	56
27,654	187.9	378,134	13.2	1,032,514	36.0	1,471,637	57
28,557	190.1	381,459	12.9	1,063,536	35.9	1,502,505	58
27,886	182.3	364,108	12.5	981,888	33.6	1,529,293	59
29,237	189.5	382,184	12.5	1,093,878	35.8	1,542,927	60
29,291	186.8	395,900	12.9	1,140,836	37.2	1,567,724	61
31,116	194.8	391,699	12.0	1,154,143	35.3	1,597,702	62
32,147	200.1	402,281	11.9	1,172,182	34.8	1,606,206	63
34,697	212.4	436,227	12.1	1,266,301	35.1	1,633,296	元
35,980	216.6	455,739	12.1	1,350,730	36.0	1,660,819	2
36,727	218.0	472,787	12.3	1,486,854	38.8	1,685,110	3
37,888	220.7	521,200	13.1	1,712,826	43.1	1,716,624	4
39,168	226.2	511,120	12.5	1,790,797	43.7	1,731,670	5
40,919	236.0	531,608	12.3	1,985,625	46.0	1,733,860	6
42,946	244.4	565,975	12.4	2,196,625	48.1	1,756,968	7
45,279	256.0	616,583	12.7	2,517,791	51.7	1,768,777	8
46,275	259.2	632,177	12.6	2,577,766	51.5	1,785,319	9
48,774	271.6	662,946	12.7	2,796,311	53.5	1,795,914	10
52,951	293.5	715,350	12.6	2,980,250	52.4	1,804,258	11
56,890	313.5	771,745	12.6	3,139,707	51.2	1,814,390	12
59,167	324.1	793,605	12.4	3,298,088	51.5	1,825,621	13
61,933	336.9	828,165	12.2	3,409,301	50.4	1,838,125	14
65,761	355.2	885,870	12.3	3,605,387	50.2	1,851,125	15
68,535	368.4	916,967	12.3	3,824,002	51.2	1,860,379	16
69,201	370.6	927,031	12.2	3,900,119	51.4	1,867,466	17
68,923	367.5	948,172	12.5	3,987,267	52.5	1,875,278	18
68,108	362.1	945,159	12.6	3,938,334	52.4	1,880,935	19
62,788	333.1	875,288	12.5	3,709,727	53.1	1,885,046	20
64,041	338.7	907,930	12.7	3,843,703	53.8	1,890,869	21
67,240	354.6	975,035	12.9	4,162,839	55.1	1,896,225	22
69,843	366.7	1,020,803	12.9	4,412,177	55.7	1,904,615	23
72,500	377.4	1,081,158	13.0	4,834,031	58.0	1,921,069	24
73,850	382.9	1,108,801	12.9	5,111,957	59.6	1,928,482	25
75,831	391.9	1,118,615	12.7	5,254,276	59.6	1,934,941	26
76,634	394.8	1,113,976	12.6	5,300,061	59.9	1,941,078	27
79,383	407.7	1,149,902	12.6	5,611,090	61.4	1,947,127	28
81,411	417.1	1,149,955	12.3	5,743,004	61.3	1,951,640	29
85,999	440.0	1,190,705	12.1	5,909,851	60.2	1,954,662	30
88,898	453.8	1,230,643	12.0	6,097,772	59.6	1,958,774	元
77,284	394.0	1,118,636	12.3	5,629,416	62.0	1,961,682	2
81,973	417.9	1,241,230	12.7	6,364,372	65.0	1,961,618	3
92,585	472.1	1,552,399	13.4	8,131,029	70.1	1,961,298	4

救 急 業 務

年	救急車（台）数			出 動 件 数		搬 送 件 数			医師等の 搬送件数
	総 数	実働車	非常用車	年間出動 件 数	人口1万人 当たり	年間搬送 件 数	年間不搬送 件 数	搬送率 (%)	
5	46	35	11	119.872	612.2	99.302	20.570	82.8	83
6	48	36	12	114.908	587.3	98.457	16.451	85.7	82
7	48	36	12	115.539	590.8	99.349	16.190	86.0	68

の 推 移 (2)

搬 送 人 員		出動隊延走行距離(km)		出動隊延所要時間(分)		人 口 (各年 10 月 1 日現在)	年
年 間 搬送人員	人 口 1 万 人 当 た り	年 間 延 走 行 距 離	出 動 1 回 当 た り 平 均	年 間 延 所 要 時 間	出 動 1 回 当 た り 平 均		
99,697	509.1	1,612,555	13.5	8,176,369	68.2	1,958,199	5
98,865	505.3	1,626,222	14.2	8,439,701	73.4	1,956,552	6
99,691	509.8	1,685,346	14.6	8,607,487	74.5	1,955,612	7

2026 消防年報 No. 74 令和8年7月発行

編集・発行 札幌市消防局総務部総務課

〒064-8586 北海道札幌市中央区南4条西10丁目

☎ (011) 215-2010 FAX (011) 281-0101